

行政書士とうきょう 増刊号

May.2014 no.5

 東京都行政書士会

Puente

Vol.5

Opinion SNSの利・活用と企業の情報管理リスク

特集 ● もうマイノリティとは言わせない
～日本の人権の有り様に迫る～



東京都行政書士会

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

TEL.03-3477-2881

FAX.03-3463-0669

<http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

CONTENTS

- ・オピニオン—SNSの利・活用と企業の情報管理リスク
- ・特集 もうマイノリティとは言わせない
～日本の人権の有り様に迫る～
 - 第1部 パートナーシップとして生きるゲイの私
 - 第2部 精神障害者を取り巻く現状と支援の有り方
 - 第3部 マイノリティと認めさせたアイヌ民族
 - 第4部 ハンセン病患者への差別と偏見を乗り越えて
 - 第5部 日本によって作られた「在日」
- ・もう一度考えたい法律と制度シリーズ
その4 マイノリティを巡る近時の最高裁判決
- ・法律実務検証 ～困難事例に見る許認可申請実務～
- ・「行政書士フェスタ2013 ～福島の今を考える@東京～」
パネルディスカッション記録
- ・Column 野菜のチカラ
- ・視察 東北復興のあり方を変える民間大型復興関連事業
6次産業化を進める宮城県名取市ロクファームアタラタ
- ・インタビュー 相馬市医師に訊く復興とコミュニティーの再生
- ・編集を終えて

SNS の利・活用と企業の情報管理リスク

シニアセキュリティアナリスト
守屋英一

行政書士の業務にスマートフォンを始めとした「持ち運べるコンピュータ」が欠かせないものになりつつある。またクラウドサービス（膨大になった情報を自分の手元にあるパソコンで管理するのではなくインターネット上に存在する管理会社に預けてそこへ行ったり来たりして便利に使いこなす方法）を利用することで、常に新しい状態で迅速に対応できるようになっている。その反面、思い掛けない新しいトラブルに直面するシーンも増えている。何気なく「写メ」して自分のスマートフォンに残すという行為が習慣になっている従業員も多いが、その情報が自分の知らないうちにネットワークを通じて他社に盗み見られていることもあるのをご存じだろうか？ 今後我々は SNS（ソーシャルネットワーキングサービス：インターネット上での新しい人間の繋がり）やその便利さに付随して起こるさまざまな問題とどのように付き合っていけばよいのだろうか？

今回のオピニオンでは情報セキュリティ専門家守屋英一氏に SNS の普及に伴うリスク・炎上とは何か？ から始まり、「新しい善管注意義務」とも言える IT センスの初歩的な面から解説をしていただいた。

■ SNS の普及に伴うリスク

SNS に投稿する行為によって店舗の閉店や倒産など企業に大きな損害が発生している（表1）。例えば、アルバイトの男子大学生が、店内の大型食器洗浄機の中で横たわった画像を SNS に投稿した後、インターネット上で批判が殺到した。店には、衛生面で苦情の電話が相次ぎ閉店に追い込まれるなどの問題が発生している。

表1 SNS への不適切な書き込み（公開情報を元に著者が作成）

年月	業種	内容
2013年8月	飲食店	アルバイト男性従業員がキッチンの冷凍庫内で自分の写真を撮って投稿
2013年7月	小売業	客が売り場のアイスクリーム用冷蔵庫の中に入った写真を投稿
2013年7月	医療関係	人間の臓器画像を投稿
2013年6月	飲食店	冷蔵庫内に入っている写真を投稿
2013年6月	出版社	女性誌編集部の男性従業員が公式 SNS で妊婦蔑視な発言を投稿
2013年1月	医療関係	患者の有名人のカルテを見た投稿

■ 炎上とは

SNS は、急速に利用者を増やしている。世界的に有名なフェイスブックの全世界の利用者数は、2013年末時点で12億3,000万人にもなっている。また、投稿できる文字数を140文字以内に制限しているツイッターでは、全世界で2億1,800万人が利用しており、日本では推定2,000万人程度が利用していると言われている。

利用者の増加にともない炎上が発生している。炎上とは、ネット上の特定の投稿に対して批判・反論・誹謗・中傷などのコメントが集中する行為を指す。炎上は次のような流れで発生する。

不適切な投稿が発見されると証拠の隠蔽を防止するため、別のウェブサイトに投稿内容が保存される。次に不適切な発言を行なった人物の過去の投稿内容が分析され、投稿者の名前、勤務先、通学先などが特定される。その後、関係者に対して FAX や電子メールを使って事実を伝え、今後の対応について説明が求められる。並行して新聞やテレビなどのメディアに問題が取り上げられる事でさらに、批判・誹謗・中傷が集中し、関係者の謝罪・解雇や場合によっては刑事事件へと発展する。

さらに、情報は拡散しデータを削除する事ができなくなる。その結果、インターネットで企業名を検索する度に過去の問題が表示される。生涯、企業のブランドイメージに傷を付ける事になるのだ

■ SNS ガイドラインの整備

炎上の事実をあとから消す事はできない。そのため、問題を発生させないように防止することが重要である。東海大学では、炎上を防止するため学生を対象としたソーシャルメディア活用ガイドラインを公開している^{*1}。SNS ガイドラインがまだ準備できていない企業では、東海大学のガイドライ

ンを参考にいただき、従業員として守るべきルールを設けていただきたい。

<東海大学ソーシャルメディア活用ガイドライン>

【個人情報】の重みを知ってください。

個人情報は、個人を特定できる氏名や電話番号といった情報に限らず、行動（いつ、どこにいた等）も含まれます。また、文字情報以外の写真、動画、音声も個人情報を含んでいます。ソーシャルメディア上では、左の行為を行わないでください。

- 他人の個人情報の書き込み・アップロード
- 他人を見かけたという情報（場所、時間、誰と一緒にいた、何をしていた等、一切の情報）の書き込み・アップロード
- 他人が映りこんでいる写真、動画ファイルや、他人の声、楽器演奏等の音声情報が含まれているファイルのアップロード
※友人や知人が写っている写真をソーシャルメディア上にアップロードする際は、必ず本人の承諾を得ること。
- 「書いてはいけないこと」を知ってください。
知り得た情報は、機密情報を含んでいる可能性があるため、ソーシャルメディア上で公開してはいけません。
- セキュリティに対する意識を高めてください。
ほぼ全てのソーシャルメディアでは、IDとパスワードさえあれば、他人に成りすまして書き込みや情報のアップロードを行うことが可能です。こうした事態を防ぐためには、パスワードが容易に想像できるような文字列を使用しないよう、十分に注意する必要があります。

■個人情報の利・活用に向けた動き

SNS 以外にも企業が情報の取り扱いについて注意すべき事がある。それは、企業で集められた情報の利・活用の仕方である。例えば JR 東日本は、2013 年 7 月から社外へ Suica 利用者の乗降履歴データを販売していた。乗車履歴は、氏名や連絡先を除くなどの非識別化を行っていたものの、利用者から批判を受けた。対応としてデータ販売対象から除外する申し出を募ったところ、2013 年 10 月初頭の時点で約 5 万 5,000 件の申請が寄せられた^{*2}。

では、非識別化されたデータであれば、個人を特定する事はできないのだろうか。海外では、プライバシーを配慮して情報を非識別化処理して提供したにも関わらず、個人が特定された事例がある。米国のオンライン映画配信・DVD レンタル会社である Netflix は 2006 年、100 万人分の映画レーティングを提供し、顧客の嗜好に合った映画をお勧めするシステムの精度向上を目的としたコンテストを実施した。その際、

100 万人分のユーザーの視聴履歴データを個人が特定されないように非識別化処理してコンテスト参加者に提供したところ、テキサス大学のグループによって、データから一部の個人が識別できることが明らかになった^{*3}。

■プライバシー侵害に対するルールの整備

このように個人情報の利・活用が進められる一方でプライバシー侵害が問題になっている。欧州連合（EU）では、新たに「EU データ保護規則」が欧州議会の自由権委員会で 2013 年 10 月 21 日に可決した。規則では、消費者が自身のデータの削除を事業者に求めることができる「削除権」や収集したデータから、個人の能力や経済状況、場所、健康状態、態度などを分析することを規制する「プロファイリング規制」が盛り込まれている。さらに、規則を破った場合は、1 億ユーロ（約 140 億円）または、その企業の全世界売上高の 5% までのうち、高い方を上限とする罰金を課することが規則に盛り込まれた^{*4}。このように EU では、プライバシー侵害に対するルールの整備が進められている。国内でも個人情報保護法の見直しが議論されている。

ビジネスの海外進出や国内法の改正により、新たな法的リスクが生じる恐れもある。各企業においてもこの問題に注力する必要がある。

■内部犯行による情報漏えい

情報の利・活用に向けたルール作りが活発に行なわれているが、解決されていない問題もある。それは情報漏えいの問題である。例えば、韓国では、今年 1 月に従業員によって個人情報が盗み出され、韓国国民に大きな衝撃を与えた。大手クレジットカード 3 社から延べ約 1 億 400 万人分の顧客情報（氏名、住所、電話番号、銀行口座番号、クレジットカード、ID 番号、収入、婚姻関係の有無、パスポート番号など）が盗まれた。被害者約 5 万 5,000 人は、3 社と金融監督院などを相手取り約 54 億円の損害賠償を求める訴訟を起こした^{*5}。

日本国内でも従業員による情報漏えいが問題になっている。例えば、2 月に ATM システムの保守や管理を担当して

*1 東海大学における学生を対象としたソーシャルメディア活用ガイドライン <http://www.u-tokai.ac.jp/sns/index.html>

*2 「Suica 履歴販売」は何を誤ったのか <http://itpronikkeibp.co.jp/article/NC/20131010/510322/>

*3 ビッグデータが拡大する“個人識別情報”の範囲リスクの認知 <http://itpronikkeibp.co.jp/article/Watcher/20120717/409461/>

*4 欧州がデータ保護規制を強化へ <http://itpronikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20131108/516877/?ST=security&P=2>
EU 一般データ保護規則提案と LIBE 委員会による修正案可決 http://www.horibemasao.org/horibe9_Ishii.pdf

いた社員が、カードを偽造して48口座から総額約2400万円を不正に引き出したとして逮捕された。容疑者は、障害が起きた際にソフトウェアの不具合を見つける業務の中で、顧客のカードの暗証番号などを見られる立場だったと報じられている^{*6}。このように内部犯行による情報漏えいが目立っている。

■個人向けクラウドサービスにおける課題

内部犯行以外にも仕事熱心であるがゆえに情報を社外に持ち出すケースがある。それが個人向けクラウドである。雑誌などでも「個人向けクラウド完全ガイド」や「クラウド徹底活用」という本が発売されるなど、個人向けクラウドサービスのビジネス利用が活発になっている。トレンドマイクロ社の調査によれば、個人所有のスマートデバイスを業務で利用している人の割合は、53.1%にもものぼっていた^{*7}。また、MMD研究所による「職場での私用スマートフォンの利用実態調査」によって、具体的にどのような業務情報が個人向けクラウドに保存されているかが明らかになった（表2）。海外では、このような社外に業務データを無断で持ち出す行為を“Dropbox シンドローム”と呼び問題になっている。

表2 出典：MMD研究所「職場での私用スマートフォンの利用実態調査」を元に著者が作成

持ち出されるデータ	内容
画像	ホワイトボードや紙の資料を撮影
録音	打ち合わせを録音
資料	資料を個人メールに送信、閲覧や修正に利用
資料	資料をDropboxやEvernote、iCloud等に保存
資料	提案書を保存、お客様や取引先への提示に利用

■規則と監視

IT Leadersの調査によれば、8割の企業で個人向けクラウドの業務利用が禁止されていた。では、なぜ社外に業務データを持ち出す人が後を絶たないのだろうか。

内部犯行や個人向けクラウドサービスの利用を規則で禁止していても、規則が遵守されているか確認する術がなければ、“絵に描いた餅”である。規則を実効性のあるものにするには、Data Leak Prevention（以下、DLP）等の情報漏えいを監視する仕組みを設ける必要がある。しかし、TechTargetジャパンによる企業の情報漏えい対策に関するアンケート調査によれば、DLPの導入率は3.2%だった。DLPは金融機関を中心に導入が進んでいるものの、他の業界への浸透は十分でな

いと説明している。また、同調査では、情報システム予算に対するセキュリティ予算の割合が10%以下の企業は、83.4%も占めている事が合わせてわかった。知財や個人情報の漏えいによる問題が目立っているため、事故が発生する前に対策への予算について検討していただきたい。

今回は、企業における情報の利・活用とリスクというテーマで説明してきた。企業が情報の利・活用によって新たな価値を創造するには、情報を安全に利用するための術を学ぶ必要がある事が分かっていたただけだろうか。これを機会にリスクを後ろ向きに考えるのではなく、セキュリティ対策によって他社との差別化を図るための経営上の強みとして前向きにとらえていただければ幸いである。

- ※5 「1億人超の個人情報流出 韓国大手カード3社」
<http://www.sankeibiz.jp/macro/news/140112/mcb1401121650004-n1.htm>
- ※6 「横浜銀データでカード偽造容疑 委託先の元部長逮捕」
http://digital.asahi.com/articles/ASG252BZLG25ULOB001.html?iref=comkiji_redirect
- ※7 トレンドマイクロ株式会社「スマートデバイスをビジネスに活用するための課題とは」
<http://www.trendmicro.co.jp/jp/trendpark/mobile/byod-report-2012/20130819054651.html>
- ※8 「個人向けオンラインストレージの利用状況」
<http://it.impressbm.co.jp/e/2012/07/20/4527/page/0/2>

PROFILE

守屋 英一（もりや えいいち）

2007年に日本アイ・ビー・エムに入社。セキュリティオペレーションセンターを経て、2011年に経営品質・情報セキュリティ推進室に異動。社内の不正アクセス事件およびISMS内部監査を担当。不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会、NPO日本ネットワークセキュリティ協会「SNSセキュリティWG」、シーサート協議会運営委員等の各構成員、および明治大学ビジネス情報倫理研究所客員研究員を務める。



2012年度JNSA表彰個人の部を受賞。著書に『フェイスブックが危ない』（文藝春秋）、『フェイスブック 情報セキュリティと使用ルール』（あさ出版）、『サイバーセキュリティ』（共著、NTT出版）がある。

特集 もうマイノリティとは言わせない ～日本の人権の有り様に迫る～

特集班：森紋子、青山純子

協力：新居崎邦明（品川支部）、依田花蓮（新宿支部）
阿部祐美子（品川支部）

マイノリティ問題を扱う基本姿勢

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、役所に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理、遺言書等の権利義務、事実証明及び契約書の作成等を行うことを業務としている。そして、その業務の遂行にあたって、行政書士が留意すべきこととして、行政書士倫理綱領を定めている。

行政書士倫理綱領は、その冒頭において次のように書かれている。

「行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする」

国民に寄り添う「街の法律家」として

今回特集とした「マイノリティ」（社会的少数者または社会的少数集団、社会的少数派あるいは社会的弱者）問題を扱うことにしたのは、日本における人権の有り様をご理解いただくことを目的としている。日本における人権の有り様を知り、その問題に直接間接に関わることは、国民の生活の、経済的、社会的のみならず倫理的な側面における向上と社会の繁栄進歩に貢献するものであることは論を待たない。

日本におけるマイノリティと言われる人々の範疇は広く、今回取り上げた「セクシャルマイノリティ」「精神障害者」「アイヌ」「ハンセン病者」「在日」以外でも、「同和地区出身者」「新興宗教・宗教とその信者」「ホームレス」「一人親家庭」「寡婦」「機能不全家族」などを上げることもできるが、紙幅の関係で絞っている。生活の中で出会った「マイノリティ」に対して、行政書士としての力をお貸しできるきっかけになれば幸いである。

第1部

パートナーシップとして生きるゲイの私 — 田中利英行政書士インタビュー —

相模原市橋本にオフィスを構える田中利英さんは、ご自身もゲイであることをカミングアウトしたのち、同じような立場の方たちの法務サポートをされています。広報部の森会員（女）と品川支部の新居崎会員（男）、そして男性から女性へ性転換した新宿支部の依田花蓮会員の三人の顔ぶれでインタビューに伺いました。

■LGBTを混同しないで 欲しいのです

田中 まず基本的事項なのですがLGBTをごっちゃにしている報道等があるんですよ。Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシャル、Tはトランスジェンダーで、それぞれ置かれた状況がまったく違います。しかし法的な支援が必要だという視点ではひとくくりにしてLGBTと扱われることが多いということです。私はゲイですが依田先生はトランスジェンダー、この二つは全く違うのです。そして私は主にゲイのカップルの相談業務をしています。

依田 つまり田中さんは男性の身体のまま男性を愛する

人、私は手術も済ませていて戸籍も女性になっているんですよ。私は新宿2丁目に行ってもあまり需要がないのです（笑）。

新居崎 どういった内容の相談があるんですか。

田中 日本の法律では同性どうしの婚姻は認められていません。戸籍が別ですから、万が一ひとりが他界してももう一方に相続の権利はありません。また病气や突然の怪我で病院に運ばれても、そのパートナーは緊急手術を受けさせるという同意書に署名もできない。その他沢山の将来に関する悩みがあります。自分の心の内を外に出せないで苦しんでいる中学生高校生の相談にも乗ります。

森 田中さんと同じような少年たちがいるのですね。

田中 私も中学生時代に好意を感じたのは同じクラスの男子でした。現在も多くの苦しんでいる人間が潜在的にいるはずですよ。性同一性障がいや同性愛者であることで差別的な言葉を浴びせられたり、誰にも相談できず自殺してしまう例も多いのです。何とか命を助けたいと思います。

新居崎 田中先生はカミングアウトするとき勇気が必要だったのではないですか？

田中 不動産会社で営業職にいましたが、言わないことの不利のほうが大きかったです。例えば上司が仕事帰りに女性が接待する店へ飲みに来て行ってくれても、私は楽しそうに振る舞わなければならない、辛かったです。いま相談者さんにカミングアウト方法もアドバイスしています。同じ立場を経験しているので気持ちがわかりますから話しやすいのではないのでしょうか。これ以上は踏み込んではいけないという会話のポイントも、私にはわかるのです。

■マイノリティという呼ばれ方に 少々抵抗を感じます

田中 LGBTの人間は少数派かも知れないけれど確実にいます。生まれつき心がそうなので無理に「フツウになれ」と言われてもそれはできない。

依田 そうですね。私はマイノリティという呼び方に少々抵抗を感じます。外から一方的にその中に押し込んでいるようなイメージがあるでしょう。人間にはいろいろな側面がある。五体満足な人もいればそうじゃない人もいます。ある面ではマジョリティかも知れないけれど別の点を見ればマイノリティなのかも知れない。おまえはマイノリティだ、と決めつけられるのは違和感がありますね。

田中 ただ覚悟を決めて生きてるんですよ。

依田 そう、覚悟を決めている。今まで色々大変だったこともありましたけど。生きてると何かを得ようと思ったら何かを手放さなきゃならない。自分で決めて、きちんと覚悟して生きているひとりの人間です。マイノリティというだけではないんですよ。

■何とか現行の法システムの中で、 守ってあげたい

新居崎 同性カップルの権利は具体的にはどう保護していくのですか。

田中 長年共同して築いた財産があっても、相続の際には見知らぬ親戚が現れて持って行ってしまいます。それを避けるために遺言書が必要です。また自分が同性愛者である

ことを生涯親や兄弟に隠している場合もあり、葬儀の際に大騒ぎになることもあります。これにはご本人の心からの手紙を遺言と一緒に書いておいていただくことが重要だと思います。いずれにしろ法的な知識のある第三者が間に入る必要があります。

新居崎 養子縁組という方法もありますよね。

田中 そうですね。カップルで養子縁組をしていれば相続の権利は守られます。しかし戸籍を変更するので社会保険等の手続き上、職場へ正式な報告をしなければならず、どうして戸籍が変わったのか詮索されるのが悩ましいところですね。また、もしも将来日本で同性婚が認められるようになったら戸籍上家族内での結婚は認められないかも知れません。

森 そういった立場の方たちのことを今までまったく想像することもありませんでした。

田中 憲法24条はじめ法律は男女の婚姻を前提に作られていますから、同性カップルは法律が保護する網から抜け落ちてしまっています。私は「パートナーシップ契約書」の作成もお勧めしています。パートナーシップ契約書にはカップルが共同して生きていくルールを箇条書きにします。万が一貞操を守らなかった場合のペナルティも書きます。そして将来的に介護が必要となったり認知症で判断能力が低下したりという場合に備えて、任意後見契約も締結しておきます。もちろん公正証書にしておきます。

■これからLGBTの相談者は 増えていく

森 国際的に見て日本は同性愛者やトランスジェンダーに対して厳しいのでしょうか？

田中 歴史的に見ればむしろ寛容だったと言えるかも知れません。キリスト教の戒律の厳しいところやイスラム圏では徹底的に迫害されてきた。中東などの国に生まれていたら私は処刑されてしまっていたかもしれない。それに比べたら日本では文化の根底にずっとあったのです。歌舞伎の影響もあると言われています。

森 武将に仕えるお稚見さんとか。

新居崎 紅白歌合戦にも出ていたりね。タレントも沢山のね。

依田 そういう文学とか漫画もいまは多いです。

田中 カミングアウトもしやすくなってきた。それでもまだまだ独りぼっちで抱え込んでいる人も多くいますけれどね。

新居崎 誰にでも相談できるというものじゃないからね。

森 田中先生のような存在はとても重要になりますね。

依田 先ほどマイノリティじゃないと言いましたが、カミングアウトした後の居場所がとても限定されていることは事実です。私は法律を学んで行政書士になり昼間の仕事も自立してできるようになったし仲間もできた。だけど普通の企業では性転換した人はまだまだ就職等難しいのではないのでしょうか。

田中 LGBTだからといってずっと夜の世界にいて性的に奔放だというわけじゃない。仕方なく居場所を探して新宿二丁目に行きつくのですよ。本当はきちんと収入に結びつく仕事をしたい。行き当たりばったりでは駄目だとわかってる人も多い。

依田 懸命に生きていっても結果的に財産を形成できるほどではない、そういう意味ではその他の、社会的弱者の立場に追い込まれている人と条件が同じかも知れません。強者男社会のルールですべて作り上げられて来た、それが日本の社会のような気がします。



依田会員 田中会員 新居崎会員

新居崎 僕は草の根の法律家として、社会の隅っこでも這ってでも必死に生きている人達を守りたいね。

田中 やるしかないですね。

依田 うふふ、一緒にがんばりましょうね。

■パートナー契約書作成の当事者及び作成経緯の例(登場人物は架空)

50代の縞田優佑さんと30代の高橋辰吾さん
(ゲイカップル)

もともと、縞田さんの自宅で一緒に暮らしていましたが、生活を共にしていく中で生活習慣の違いや財産・家事の分担で考え方があわず別居してしまった二人。しかし、お互いのことが嫌いで別居したわけではないので、生涯のパートナーとして再び一緒に暮らすにあたりルールを決めて、それを書面にしようということになり今回、パートナーシップ契約書を作成することを決めました。



パートナー契約書

縞田 優佑(以下、甲という)と高橋 辰吾(以下、乙という)は、その育ってきた環境や価値観などを超えて互いに生涯の伴侶として愛し、助け合うことを確約し、本契約を締結する。

第一条(相互の尊重)

甲及び乙は、互いにこれまで積み重ねてきた人生、生活、習慣、職業、考えなどを尊重することを約束する。

第二条(同居、協力及び扶助の義務)

甲及び乙は、民法第752条にある「同居、協力及び扶助の義務」の規定を本契約に援用し、同居、互いに協力し扶助することを約束する。

第三条(貞操義務の遵守)

甲及び乙は、お互いに相手方に対する貞操義務に違反し、異性・同性を問わず浮気などの行為を一切しないことを約束する。

第四条(家事の分担)

家事は甲、乙が平等に分担する。ただし、それぞれ、その時の仕事等の事情により困難なときは相互に協力するものとする。

第五条(財産及び収入)

甲、乙がそれぞれ所有する財産及び収入は固有の財産とする。

第六条(日常の生活費)

日々の生活に要する生活費は、それぞれの収入に応じて公平に分担する。

上記の通り合意が成立したので、本書面二通を作成し、各自署名押印し、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

住所

氏名 縞田 優佑 ㊟

(乙)

住所

氏名 高橋 辰吾 ㊟

上記に掲載したパートナー契約書は、あくまでイメージを理解していただくために掲載した一例ですので実際の作成は、個々の事情、話し合いの内容をお書きください。

男女の夫婦に該当する離婚事由(契約解除理由)や損害賠償・財産分与に関する事項の他、「誕生日のときにはこうする」「休日は、こうして過ごす」などの規定も話し合いのうえ追加されてもいいかと思います。

また、公正証書で作成するかどうか?や書式が決まっているわけではないので綺麗な表紙を作成して記念として残しておかれるのもいいかと思います。

■インタビューを終えて

3つのことに思い至りました。

まず、依田花蓮先生のようなトランスジェンダーの場合、生まれた瞬間から身体の性と心の性が違って、無理に身体のほうに心を近づけようとしてもそれは不可能で、身体を手術するまでは本当に苦しい状態だったのだと、傍で彼女のオーラを感じて理解しました。

医学的な資料によると、母親の胎内にいる時に脳の中の分界条床核という部分が形成される過程で何らかのホルモンの働きが影響するとGID（Gender Identity Disorder 性同一性障害）になる。男性の分界条床核の大きさは女性の1.4倍あります。前視床下部の間質核も女性のそれと比べ男性は3.5倍大きい。これらの大きさの違いで人間は自分が女性か男性かの認識が決まるのです。これは生まれつきの感覚であって突然発症する病気だとかいうものではありません。今でも日本中に潜在的にGIDはいます。中には70歳過ぎて子供も孫も何人も授かったけれど誰にも打ち明けられず「それでも死ぬときは女性の身体で死にたい」と手術を受けに来る男性もいるとはある整形外科医師の談

です。

次に、マスコミ等の報道のされ方についてですが、LGBTが混同されているのは勿論、単なる女装趣味や性的にだらしのないだけの人間と、GID等真剣に考えなければならないことを一緒くたにしていることが多いと初めて気付きました。おかまは侮蔑語ですがニューハーフその他色々な呼び名をもっと注意して使わなければなりません。

最後に、田中先生から教えていただいたパートナーシップ契約書を見て、婚姻届という紙切れ一枚でスタートするいわゆる普通の男女の結婚生活にはこんな取り決めはないなあと気付かされました。「たぶん幸せになれるだろう」という予測のみで婚姻をスタートしてしまう。一緒に共同生活を営むルールを明文化したパートナーシップ契約書を取り交わすことは、もしかしたら今後、男女の婚姻にこそ必要になるかもしれません。人間の心は変わるからこそ書面を作っておく。ずっと幸せでいられたらいいけれどもいつかはお別れの時が来る。もともと他人なのだからこそ、きちんと明文化しておくことが重要ではないでしょうか。

行政書士の活躍の場は今後ますます広がっていきそうです。

第2部

精神障害者を取り巻く現状と支援の有り方 —一人として尊重されることが 回復への第1歩—

現代のストレス社会の中で、うつ病や統合失調症など精神疾患で医療機関を受診している患者数は増え続け、今や300万人を超える。しかし、精神障害者を取り巻く偏見は根強く、社会参加の道は厳しい。東京つくし会（東京都精神障害者家族会連合会）の野村忠良会長に、精神障害者を取り巻く現状と社会参加に向けた支援のあり方など伺った。

■進まない社会参加

—はじめに、精神障害者の方々の現状について、教えてください。

野村

厚生労働省の平成23年度のデータでは全国の精神疾患の患者数は約320万人となっていますが、これは福島県と宮城県の一部のデータが入っていないので、実際はもっと多いはず。そのうちうつ病が100万人、統合失調症は80万人。日本では毎年約3万人が自殺していますが、自殺者の9割は精神科を受診していなかった方も含めて何らかの精神疾患があったと言われています。このほか精神障害にはカウントされませんが認知症が462万人。発達障害との関連も指摘されています。

320万人のうち入院患者は約30万人、約1割です。つまり大多数の人たちは在宅で暮らしています。しかし就

労できているのは1万数千人程度で、在宅でありながら社会に参加できていません。身体障害者は30万人近く就労しているのと比べると、大きな違いです。雇用促進法では障害者雇用率を2%としていますが、2%だと身体障害者と知的障害者だけで雇用枠が充足し、精神障害者まで回ってきません。精神障害者の雇用が義務化される4年後には5%くらいになると見られており、この5%というのは人口に占める障害者の割合に匹敵します。このときから、障害者の本格的な社会参加が始まると期待しています。

—障害者自立支援法に定める事業所、かつての福祉作業所へ通所される方もいますね。

野村 作業所に通っているのは全国でわずか数万人程度です。しかも訓練と言いながら、何年たってもほとんど就職に結びついていません。生涯、作業所内で箱を組み立てたり紙袋に取手を付けたりといった単純な内職です。もらえるお金は月1、2万円程度。業者は安く使えるし、本人も居

場所がないから、両方の利益が合致して通います。

精神障害があると集中できなくて失敗も多いし、疲れやすい。特に人間関係で疲れやすいのです。ちょっと言われたことや態度を敏感に感じ取って、否定的に受け止めてしまう。だからうまくいなくて病院に戻ってしまう。結局は劣等感、何もできない人間だという意識が植えつけられてしまうのです。これは大問題ですよ。

むしろ初めの一步として、本人が自信を取り戻すためのアプローチが大切です。ユマニチュードという、認知症の新しい支援の方法をご存知ですか。

■人間としての原点に立ち返る

——どのような支援でしょう。

野村 ユマニチュードとは、フランスのイヴ・ジネストさんとロゼット・マレスコッティさんの2人が30年かけて作り上げた、認知症支援の方法です。先日、NHKで特集されていたのでご覧になった方も多いかと思います。ユマニチュードのポイントは、相手を見つめること、話しかけること、触れること、できるだけ自分で立つよう支援することの4つ。例えば認知症の患者さんを連れていくときには、体を押さえるのではなく、脇から優しく寄り添う。話しかけるときには真正面から見上げるように。上からだ抑圧的だけれど、下からだ患者さんは安心しますからね。それをずっと声をかけながら支援するんです。単純なようですが効果は絶大で、認知症で表情のなかった患者さんが1時間くらいで笑顔になったり、自力で歩けなかった方が歩けるようになったりする。だから「魔法のような支援」として日本でも注目されるようになりました。考えてみればこれは、人間としての原点に立ち返った支援。精神障害者にとっても同じなのです。

精神障害者は社会から何の期待もされず、ただ邪魔をしないことだけが求められています。病院でも作業所でも、何もできない人間として扱われ、本人も、どうせ自分は変だからと自分をけなすようになるのです。このあり方を大改革しなければいけません。一人一人が大事な市民で、ほかの人と同じだけの権利も尊厳もあるというところからスタートしなくてはいけないのです。

最近、リカバリーという考え方が広がってきています。それは障害のある方が普通の市民と同じように生活の目標、自分のやりたいこと、人生の希望、目的を自分自身で見出して、生き生きとした喜びを伴う人生を実現することです。医師や支援者の指示でなく、あくまでも本人の願いを基に支援する。本人が生き生きと喜ぶことが支援者の喜びだという関係性を作りたいですね。

——それが社会参加につながっていくわけですね。

野村 まずはその人の趣味や好きなことを一緒に探すところから始めてほしい。それが突破口になって、自分にも何かができるという感覚を取り戻すことが大事なのです。その延長上に仕事がある。だから作業所でもそういうことをした上で、職場見学に連れて行ってほしいのです。今は障害者短時間トライアル雇用制度を活用して、1週10時間から始めることもできます。作業所でいくら働いてもキャリアにならないけれど、外で働けばキャリアになります。人から声をかけられれば張り合いができ、目標ができる。そうするとやる気や自信が生まれて、人間としての魅力が出てくるでしょう。人間としての可能性が開けてくるんですね。

■家族やスタッフを支える

——ただ一方で、現場では支援者が疲れ切ってしまっている現実も感じます。

野村 それには予算面も大きいですね。支援する人数を多くして研修の機会を増やすこと。高齢者施設でも賃金は安いし人手不足で、丁寧に接する時間も余力もない。だから機械的になってしまう。支援者を支援者として尊重しなければ、質の高い支援はできません。

ヨーロッパの介護職員は誇りを持って仕事をしていません。特に意欲も能力もある人は専門家として高い報酬を受け、スタッフを徹底的に指導しています。障害者や高齢者に失礼な接し方をするなど許されません。でも日本では職員に対して、障害者や高齢者が社会の邪魔をしないよう見張っていることしか期待しないのです。私も福祉施設の職員を長年経験しましたが、職員が大切にされないのは、日本社会全体が障害者や高齢者を尊重していないことの表れだと感じています。

——在宅の場合は、家族への支援が大きな課題ですね。

野村 そうです。在宅の方のうち7割が家族と同居しています。家族に対する支援は、日本でもようやく最近認識されてきて、厚生労働省が平成21年から3年間にわたって、各地の家族会に対して予算をつけてくれたりしました。

今、イギリスのメリデン方式という家族支援の方法が注目され、家族会の全国連合会でも視察に行きました。それは、地域の中で精神科の医師や看護師、ソーシャルワーカー、臨床心理士、薬剤師など多職種のチームで家族を支援するものです。それぞれのワーカーさんは担当する患者さんの家庭を訪問し、子どもも含めた家族全員から一人一人、何に困っているかじっくり話を聞いて、本人や家族も交えながらチームで計画を立てて支援するんです。それによって家族の日常のストレスが軽減され、次第に支援する

必要がなくなっていくのです。こうした手法が日本でも広がってくることを願っています。

そもそもイギリスでは12、3年前、精神保健の大改革を始めました。精神障害の娘さんを持つ精神科の医師が中心となって臨床心理士など専門家数人でアイリスというグループを組み、認知行動療法等を取り入れた患者中心の支援を始めたのです。それが非常に効果があって、ブレア首相が精神保健予算を1.5倍に組み、臨床心理士など関連分野の専門家に認知行動療法の短期研修を受けさせて、治療所を街の中にたくさん作ったんです。イギリスは医療費が無料だから、できるだけ少ない薬とともに心理面での治療法を皆が身近で受けられるようになり、早期対応が一気に進みました。

——専門家チームを組んで地域支援を広げるには相当の予算もかかりますが、一方で入院が減れば医療費の削減が見込めますね。

野村 今、精神疾患の医療費は、入院だけで年間1兆4000億円もかかっています。在宅からの通院は約5000億円。1割の入院患者のために、医療費の4分の3を費やしている計算です。イギリスでも、入院や薬に頼らず地域で早期に支援をする方が財政的に安上がりで、本人のためにもなるということが分かってきた。それが、イギリスが地域支援にシフトした大きな理由の一つです。でも日本の場合、厚生労働省は入院を減らそうとしているものの、現実には進んでいません。日本の精神科病院の9割が民間であることも背景にあるでしょう。今は入院後3か月を過ぎると医療費が低く抑えられる仕組みですから、3か月でいったん退院するのですが、地域で支える仕組みも家族支援もほとんどないため、結局また入院。病院と家との回転ドアと揶揄される状態で、大きな問題になっています。

■障害があってもすべての市民が誇りを持てる国に

——2000年に禁治産制度が廃止され、成年後見制度がスタートしました。行政書士も職業後見人として成年後見業務に取り組んでいますが、制度利用上の課題はありますか。

野村 まず、費用がかかり、公費負担がないこと。それから、万が一後見人による横領などがあったときに、救済される制度がないことです。でも一番の問題は、本人の自己決定をどう促すかということだと思います。日本では、当事者は自己主張をする機会がないまま日常を過ごしています。医師や家族にいわれるまま、自分が何をしたいかなんて考えたこともない。目に映るのは自分の部屋と作業所、医療機関、あとはテレビだけです。作業所でもデイ

ケアでも病院でも、常に誰かに指示されてそれに従うだけで、自分がこれをしたという意思や喜びがない。そのような状況でいきなり本人の意思、といわれても何も出てこないのです。ここに成年後見制度の隠れた大問題があります。

——最後に、これからの日本社会にメッセージをお願いします。

野村 日本は今、人を大事にしない国になってしまっています。社会全体がパワハラすれすれで、職場では一生懸命やっても評価されず、給料が下がったりクビになったり。精神障害でない人も含めて、ストレスが社会全体に蓄積されています。この社会の在り方自体の反省を迫られているのではないのでしょうか。

私の理想は、日本を人権尊重が行き届いている国として誇りの持てる国にすること。精神障害者も含めた国民すべてが心から誇りを持って、人間としてお互いに対等に尊重しあえる社会を実現させた国として、また、人類全体がそうなるように尽力する国として世界で一番すぐれた国になることを心から願っています。

(品川支部・阿部祐美子)

第3部

マイノリティと認めさせたアイヌ民族 — マイノリティとは呼ばせない? —

■アンケートから

昨年12月内閣府は全国レベルで行ってきた「アイヌ政策に関する世論調査」の結果を公表した。「アイヌ民族を先住民族とする国会決議」があり、官房長官がアイヌ政策推進の談話を出し、それにより内閣官房が中心になって「アイヌ政策推進会議」が開かれ、その会議がすでに具体的施策を出してきたからである。

そのアンケートによると「アイヌ民族を知っている」が95.3%だが、その内「先住民族であることを知っている」は68.3%にすぎなかった。さらに「アイヌ民族が全国各地で暮らしていることを知っている」は48%だった。これはアイヌ民族に対する理解が進んでいない現状をあらわしていると言えよう。

さらに「アイヌ民族が北海道開拓の過程で困窮化したなどの歴史があったことを知っている」は38.1%にすぎなかった。

また「アイヌ民族への差別や偏見の有無」の項目に関しては「平等である」25.3%「どちらかという平等である」25.1%「分からない」16.1%「どちらかという平等ではない」24.3%「平等ではない」9.2%という結果だった。そして、若年層ほど平等ではないという答えが多かったのは教科書や、マンガなどで接する機会が多いからだと思われる。

政策推進会議が提言し開設計画のある「民族共生の象徴となる空間（象徴空間）」については「知らなかった」が85.5%に上った。

またアイヌ関連施策で重要だと思うものとして「アイヌ民族への教育の充実・支援」は25.4%に留まった。この要望はアイヌ民族側から長年にわたって出されているものだ。

■呼称

アイヌ民族は知られているのか？例えば北海道の観光地でアイヌ民族に対して「アイヌって日本人なの？」という質問があるという。これはアイヌ民族あるいは先住民族という概念や呼称の複雑さを表している。そして呼称があるということが実はマイノリティの証明でもある場合が少なくない。つまりマジョリティには「呼称」が無いのだ。

アイヌ民族が、アイヌ民族以外の日本人を呼称する時、「シサム」あるいは「シャモ」と言う。例えば漠然とした呼称として「日本人」を使うと多くのアイヌ民族も日本人、あるいは日本国籍所持者である。「シサム」は「自分たち」



東京・大久保にあるアイヌ料理店「ハルコロ」。アイヌ文化の発信基地、交流の場としての役割も果たしている（2013年）
©宇井眞紀子

のことを「和人」という便利な言葉で呼称する人もいるが、けして多数派ではない。「私は和人です」という人に会うことは稀だ。

アイヌとはアイヌ語で「人」という意味である。また「シサム」は隣人という意味であるが、後に「シャモ」という蔑称に転化していく。

内閣官房が推進会議を開き、アイヌ民族の周知を求めようとしたとき、非アイヌ民族系日本人に、自分たちは「シサム」あるいは「シャモ」であるという意識を持たせないと常に一方的な論議になってしまうような気がする。

そしてアイヌ民族としての存在証明について、民族がアイデンティティーで証明されるのか、家系で証明されるのかの問題がある。家系で証明しようとしたとき戸籍等で民族性が証明できるのかがたいへん疑問だからだ。逆にアイデンティティーの方が民族性は明らかにしやすい面がある。それは厳しい差別の中でアイデンティティーを保つことが困難だったからである。

どちらにしろ今後に登場するだろう認定問題は簡単にはいかないだろう。簡単にいかないということが同化の歴史を物語っており、マイノリティであることの証明でもある。また、人種的なことはDNAに沿うテーマかもしれないが、「民族」は必ずしもDNAでは把握できない多くの問題を孕んでいるのだ。

■バトルオブS

日本の国会が先住民族決議をすることになった理由は、2007年の「先住民族の権利に関する国連宣言」があったからだ。

国連は世界の先住民族に人権問題があることを感知し

「先住民族の10年」を設け、「先住民族宣言」の採択しようとしたがたいへん難航し、さらなる10年が必要になり、2007年ようやく採択した。難航した理由はカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合州国の4国が難色を示したからだ。

難航の理由は表記を「民族 = peoples」にすると新たな権原が発生するからだ。つまり people にするか peoples にするかであったため、通称「バトルオブS」と言われた。先住性や民族性が権原の確定要因となる。これは多くは土地や環境や資源などへの権利であり、あるいは伝統を守るために必要な場所や空間を占有する権利であり、先住権とも言われるものである。かつて、日本政府も「アイヌの人々」「先住民としての」など「民族」を避ける表現をずっと用いていた経緯がある。

しかし、難色を示していた4国は先住民族の存在を認めており、それなりの国内法も存在している。逆に先住民族の存在を認めない国、例えば日本などは「他国の人権問題」であり、「先住民族宣言」に反対する理論を持ち得なかった。

その宣言を受けて2008年6月6日に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択され、アイヌ民族は日本の中で初めて先住民族と「なった」のである。その後、2008年に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を政府が企画し1年をかけて報告書を提出した。そして2010年1月から「効果的なアイヌ政策を推進する」ためにアイヌ政策推進会議が開かれたのである。

■それ以前の「認定」

国連宣言に導かれた国会決議以前に、先住民族として認定されたことがあった。二風谷ダム裁判の判決である。

沙流川の二風谷地区ダムは北海道電力によって1970年代高度成長期に工業用水取得を目的として計画された。その後目的が転々とし最終的に多目的ダムとなった。実はこの地区がアイヌ民族の聖地だったために反対が強く、土地収用法による強制収用に反対したアイヌ民族が差し止め請求を提訴したものである。

聖地と言われたのは、「チプサンケ」（舟下ろし儀式）などを始めとしてアイヌ文化が伝承される重要な土地で、「チャシ」も見つかっている。チャシというのは砦、柵などを意味し、祭、談合、戦い、交易、見はりに重要な拠点であったものである。

1997年3月の札幌地裁判決は、「土地取得はアイヌ民族の文化保護などをなおざりにして収用を行ったことにより土地収用法の裁量権を逸脱している」と判示した。そして判決文は「二風谷地域は、先住少数民族であるアイヌ民族



北海道は真夏でも川の水は冷たい。でも、子どもたちには関係ない(2000年)
©宇井眞紀子

にとっていわば聖地といえる場所」と明記したのである。またチャシに関しても「同地域に存在するユオイチャシ跡やポロモイチャシ跡はアイヌ民族の歴史を知る上で重要な遺跡」と記された。

判決文に「先住民族」「アイヌ民族」と明記された衝撃はアイヌ民族の中に深く残ることになる。政治家による度重なる単一民族発言の中で、裁判所にアイヌ民族はマイノリティであると認めさせたことの意義は大きいと言えるだろう。

マイノリティは同化と従属の中で埋没していき不可視化されてしまうことが多いなか、マイノリティとは呼ばせないのではなくマイノリティと呼ばせることに成功したのだ。

■少数者、マイノリティとは

アイヌ民族が少数者であることは間違いがないだろう。

アイヌ民族の人口が激減したのは、江戸時代に移入してきた和人からもたらされた天然痘や梅毒などの感染症と、和人による暴行や収奪が原因である。アイヌ女性への性的な虐待や強制労働、強制移住、産物の収奪などである。だから「シサム」から「シャモ」へと呼称が変わったのである。度々の抵抗は、武力によって弾圧され奴隷化が進んでいった結果である。

だからアンケートの「アイヌ民族が北海道開拓の過程で困窮化したなどの歴史があったことを知っている38.1%」は深刻な数字であると言えよう。なぜなら関係史のトバ口で認識が共有されていないからだ。

政府あるいは内閣府がアイヌ政策の推進を掲げアイヌ民族に対する施策を実行していく上で、関係史における加害認識がないと「権利回復」が一般国民には「優遇」と見えてしまう。これはたいへん不幸なことである。アイヌ政策推進会議はこの関係史の啓蒙が最も重要な施策であるはずだ。シャモからシサムになれるチャンスなのだから。

■奪われたこと

収奪の歴史は長い時間の中で埋もれてしまったわけではない。現在でも法廷で闘われているものに、「共有財産」と「遺骨」がある。

共有財産とは、アイヌ民族が共同で持っていた漁業権、海産干場、付随する建物・住宅・畑地、事業利益金、下賜金、下附金などだが、開拓使（後は北海道庁）が保護名目で管理したものである。それが100年を経た今、現金だけの管理となっていて総額で29件146万にすぎないというのである。

この杜撰な管理の共有財産を返還すべく1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「文化振興法」という。）を制定しその付則に返還の手順を示した。それは、1年以内に返還請求をせよとし、それが無い場合は指定法人のものにしてしまうとした。これは官報、新聞広告として掲載されたが、当事者と自覚のあるものがなく名乗り出るものもほとんどなかった。この財産についてなぜ146万円になったのかという経緯の説明がまったくないため返すなという訴えがアイヌ民族から起こされた。（共有財産等返還手続無効確認請求訴訟）

遺骨問題とは、アイヌ民族の遺骨を各地の大学が所有している問題である。北海道大1027体、札幌医大251、東北大20、東京大199、新潟大0、京都大94、大阪大39、大阪市立大1、金沢医大4、南山大1、天理大0（0は部分のみの所有）。

これら大量の遺骨は「盗掘」に近い形で掘り出され各大学に「研究目的」で保存された。これは北海道開拓が本格的に始まった明治以降、旧帝国大学の研究者らが、アイヌ民族の骨格研究などを目的として、北海道だけではなく、樺太（サハリン）や千島列島で、土



アイヌとウチナンチュ（沖縄・琉球民族）の出会いから始まったチャランケ祭が、毎年秋に東京・中野駅前で開催される。祈る男たち（2008年） ©宇井眞紀子



イベントでアイヌの踊りを踊った後に夕暮れの海をみつめる少女たち（1997年） ©宇井眞紀子

葬された墓地を掘り起こすなどして収集したもので、遺骨ばかりではなく刀や装飾品などの副葬品も含まれる。

ヨーロッパの宗主国は人類学的興味から植民地住民の骨格標本を求めたことが流行ったので、和人（シャモ？）だけの行いではないかもしれない。また日本は朝鮮などの植民地に形質人類学的調査をした。その目的は「各器官系統の優劣を研究し」「民族統治に役立つ」というものであった。アイヌ民族の標本収集がその魁になったのかもしれない。そしてこれも管理が杜撰なため返還ができないものが多い。

それに対し遺族やアイヌ民族はまず盗掘と杜撰な管理への謝罪を求めている。そして返還を求めている。

今回のアイヌ政策推進会議が出した具体的施策の中に慰霊施設があるが、これが返還不能の遺骨の安置場所としての効果があるとするなら反省と謝罪の妨げになることが予想される。

■イオル…未来へ

イオルとは、アイヌ文化振興法以降に出てくるようになった概念である。その場合、伝統的生活空間の再生と言われイオル構想という言い方がされた。極論を言えば行政用語の感が強い。元々イオルとは、狩をしたり植物を採取したりする場所領域のことである。言葉としては1950年代に知里真志保の報告にあるが、アイヌ民族が普遍的に用いてきた言葉、あるいは概念ではない。アイヌ文化振興法を提言した「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書」（1996）が、「アイヌ文化を総合的に伝承するため、アイヌの伝統的な生活の場（イオル）の再生をイメージし、様々な展示施設を盛り込んだ空間を公園などとして整備することが望まれる」と報告したあたりから出てきたのではないと思われる。

重要なのは「生活の場の再生」は、あくまでイメージであり、公園などの建設がメインだということだった。

今回の施策で出てきた具体的計画は、アンケートで「民族共生の象徴となる空間（象徴空間）について知らなかった85.5%」の象徴空間である。この施設の開設が最大の目玉なのである。そしてこの象徴空間はイオルを模したものである。しかも2020年の東京五輪に合わせた工程表まで発表された。その席上で菅官房長官は以下のように述べた。

「五輪前に完成させて、アイヌという先住民族について私たち日本人としてしっかりと守り推進している姿を海外の皆さんにも見ていただき、世界の方に理解してもらいたい」

「日本人」「守る」という言い方は問題の基本が解っていないと思われるが、「アイヌ政策推進会議」は国内あるいは「国民」向けの施策であったものを、世界へと飛躍させたいらしい。この象徴空間と言われるものは、白老町ポロト湖畔に計

画されていて、博物館、伝統家屋、工房などを含む公園、慰霊施設などで構成されるという。結局ハコものなのだろうか？イオルあるいはイオル構想がアイヌ民族が本来持っていた「場所・領域」の再生ならばそれは未来に向かうものとなるだろう。

■再びマイノリティとは？

マイノリティとしての先住民族問題での基本的なアプローチは、なぜマイノリティになったのかという経緯あるいは歴史なのだ。首都圏に住む他府県出身者をマイノリティとはいわない。それはマイノリティが「奪われた」ことの帰結であるからだ。そして、まずマイノリティと認めさせること、そう呼ばせることからスタートするのだ。

（東京アイヌ研究会 石見博昭）

第4部 ハンセン病患者への差別と偏見を乗り越えて —「治る病気」だった—

■時代から捨てられた人たち

明治期の国家・政府が制定した法律第11号（「癩予防ニ関スル件」）が公布されて以降、およそ1世紀の時が経過した1996年の春、ようやくのことで全国のハンセン病患者を縛ってきた「らい予防法」が廃止されました。しかし、それは多くの市民や社会が特別の関心を示すでもなく、ひっそりと行われ、新しく「らい予防法廃止に関する法律」とした新法は、従前の隔離規定をなくしたり、ハンセン病療養所の存続をうたうなどささやかな自由を保障したに過ぎなかったといえるでしょう。

あろうことか、法が廃されても、ハンセン病患者への根強い差別や偏見は根強く、療養所入所者がひとたび「外」と接触を図ろうとすると、きまって心ないシッペ返しをくらうというのが常だった、とって過言ではないと思います。たとえば——入所者のレクリエーションで郊外の川原でシートを広げると、近くにいた幼稚園の子どもたちが（先生の指導で）撤退したり、あるいは、そば屋の店員が接客を拒否し、店外に出てしまうとか、また、最寄り駅近くのスーパーで買い物をする、レジの係員がこれみよがしに釣りを掌に高くから落として渡すなど……そうしたいやがらせの例は枚挙に暇ないほど、わたしたちは療養所入所者たちから聞かされたものでした。

そうでなくても、後に触れるハンセン病の国家賠償裁判で「国の過ち」が明確になり、ハンセン病患者たちへの差別と偏

見がおよそ謂われのないものであることが満天下に示された後の2003年の秋、熊本県のある温泉のホテルが、療養所入所者たちの宿泊を拒否した事件がマス・メディアで大きくとりあげられて報じられたことなどは、まだほんのひと昔前のことであり、記憶に新しいところではないでしょうか。

つまり、差別はつねに具体的で（抽象的な「人権」概念とは違う！）、ハンセン病患者にとってそれは、日々の痛苦であり、悲しみであり、無念であって、生身の人生に襲いかかってくるものであったのです。地域から、そして家族からさえ全き疎外・排除され、ハンセン病に罹ったというたったそれだけで、人里離れたハンセン病療養所に強制的に隔離・入所させられ、まさしく孤立無援の生活を強いられてきたのです。そうした近代日本国家・政府の「国策」としてのハンセン病患者排除・隔離・抹殺の歴史と現在は厳しく批判されなければならないし、であるなら、現在生存する人びとの生活は国が「最後のひとりまで」徹底的に保障（補償）すべきです。

■ハンセン病とは……？

そもそもハンセン病とはどういった病気なのでしょう？——まずひと口で言えば「ハンセン病はらい菌による経過の慢性な感染症」ということです。そして「感染しても発症するとは限らず、今では発症自体がまれです。……初期症状は、皮疹と知覚麻痺です。治療薬がない時代には変形



高原の林内の重監房跡地（群馬・栗生楽泉園）

を起こすことや、治っても重い後遺症を残すことがありました。そのため、主に外見が大きな理由となって社会から嫌われてきました。現在では有効な治療薬が開発され、早期発見と早期治療により後遺症を残さずに治るようになりました」（国立ハンセン病資料館発行リーフレットより）。

ハンセン病はこの日本には古くからあり、とりわけ仏教思想の宿業観にもとづく「業病」「天刑病」、あるいは封建社会の家観念と結びつき「遺伝病」であるとか、「不治の病」であるとかの俗信が歴史的に重ねられて流布されることによって、人びとから恐れられ、不当に差別されてきました。ノルウェーのA・ハンセンによって1873年に「らい菌」が発見されると、こんどは近代の日本においては「強力な伝染病」との喧伝がなされ、おりからの明治国家が掲げた「文明開化」スローガンによって「文明の恥」との位置づけがなされ、患者たちを「療養所」とは名ばかりの施設に強制収容・隔離することを旨とする法律第11号（「癩予防ニ関スル件」）が制定されたのです（1907年）。その後、戦前と戦後にわたって重ねて改悪がなされ、結局は20世紀末になってようやく「法」が廃止されたという次第です。

日本の戦時ファシズムが荒れ狂う戦前から、「平和憲法」ができた戦後まで、およそ1世紀間の歴史においてハンセン病者が直面した困難な状況で、かずかずの不当な出来事が惹起されてきたわけですが、本誌では、紙幅の制限でそれを伝えることはできません。しかし、酷薄をきわめたハンセン病の歴史にあって、特徴的な2～3の問題に触れないわけにはいきません。すなわち——国立ハンセン病療養所では、男女が「結婚」をすることが

認められましたが、「優性思想」の観点から子どもをもうけることができないということ、要するに、男女を問わず断種・墮胎が強要されたということです。また、療養所の「秩序」を紊乱（「強制労働」の待遇改善要求など）すれば、各療養所に設置された「監房」に入れられ、ひどいときには草津に設えた「重監房」（極寒の高原にある）に見せしめとして送られるなど、凄惨をきわめたものでした。

しかも、そのような社会からの絶対隔離と強制排除は至上の「国策」として展開され、とりわけ戦前の「癩予防協会」や宗教団体、一般の「国民」総動員の「無癩県運動」は壮絶で、地域（各県）から「癩」を「根絶する」ために官民総がかりとなって「癩患者狩り」に凶奔したのです（「救癩報国」）。

戦後になって、アメリカで開発された特效薬が伝えられ、ハンセン病は「治る」病気になったにもかかわらず、隔離政策の「らい予防法」体制は継続し、入所者たちはあいかかわらず療養所の壁の中の生活を余儀なくされていました。しかし、全国各療養所にできた自治会の活動などが力を合わせて運動を繰り広げ（現・世全国ハンセン病療養所入所者協議会＝略称・全療協）、入所者の処遇改善闘争がねばり強くとりくまれ結果、「外出」や「所内労働」に関することなど実質的な成果が積み上げられ、1996年の春に隔離規定を盛った「らい予防法」がようやく廃止されることになったのです。

なお、戦前からの入所者を含めて、北は青森から南は沖縄まで、現在（2013年現在、全療協調べ）も全国13カ所の国立ハンセン病療養所には、2000人を上回るハンセン病患者が、ふるさとに帰るあてもなくひっそりと暮らしています（平均年齢81.6歳）。同時に、死んでも引き取り手のないおびただしい数の遺骨が、各療養所附設の納骨堂に静かに眠っています。



全国に13ある国立ハンセン病療養所（熊本・菊地恵楓園）

■ハンセン病患者差別・排除の基本構造

では、ここで、なぜハンセン病患者たちが近代社会のなかで差別され排除され、あまつさえ撲滅の対象とされてきたのか？ できるだけ簡潔にその「基本構造」に論及しておきたいと思います。ほんの少しだけ厄介な議論とはなりますが、私の（歴史）認識の一端なりともご紹介しておきます。

先に少しだけ触れたこと重複しますが、近代日本は「文明開化」を国民国家形成のスローガンにすえて、「未開」（野蛮）とされるものの排除を急ぎました。西欧の国民国家をモデルとして、それに「追いつけ追い越せ」（脱亜入欧）とばかりに、「一等国」の仲間入りを果たそうとしました。その過程で、学校や刑務所、軍隊や病院などの近代国家の成立要件となる（教育・訓練のための）各種の装置を整備したのです。そして、その装置をとおして何を創り出すのかといえば、端的にいて効率性や生産性を優先する規律的な近代国家の歯車である国民だったということが出来るのです。

近代的な国家の編制にあたって、標準的で均質な国民層をてっとり早くつくるには、ある特徴（異なった点）をもった一定の少数者を仕立てて、それにレッテルを貼りつけ、「非国民」などとして区別＝差別して市民社会（一般国民の共同体）から排除することだった、と思えます。この近代的な国民国家づくりの社会システムとして、市民社会が国民としての確たる地位を得るため、その外部ないしは周縁へと押しやったのが「非国民」＝「他者」としての被差別部落であり、アイヌであり、琉球であり、コリアン（在日）であり、障がい者であり、野宿者であり、ときには女性であり、そして、ハンセン病患者などのマイノリティ（少数派）にほかならなかったのです。はっきり言って、文明の名に恥じない国家と国民づくりの、否定的な媒介（踏み台）となってきたのが、近代の被差別マイノリティだということなのです。

そうした観点に立てば、ハンセン病差別の淵源は、もともと不治の病であるとか強烈な伝染病、あるいは元患者か回復者だとかの医療や病気の問題などではなく、近代社会が生みだした社会的な「関係」にこそあるということが明確になってくるはずです。そして肝腎なことは、そのような“人が人を差別する”という社会関係（構造）の現れに対しては、価値（観）の多様性や差異性を相互に認め合うという「共生」の思想を、私たち個々が真にわがものにしていくことが肝要なのではないでしょうか。でなければ社



引き取り手のない遺骨が眠る納骨堂
（東京・多磨全生園）

会は、新たな政治的・社会的情況のなかで、たとえば——HIV感染者や外国人労働者や放射線被曝者など、具体的な差別対象を次々と他者としてデッチ上げ、それらを差別し排除する社会を際限なく再生産していく愚をおかし続けるに違いありません。

■ハンセン病国家賠償裁判への決起

1996年の春に「らい予防法」が廃止され、ハンセン病療養所入所者たちの地位や処遇は、たしかに保障されることにはなりました。しかし、その時点ではわずかに当時の厚生労働大臣が「（法律の）見直しの遅れ」について謝罪しただけであり、長い間行ってきた国の責任や過ちはなんら問題にされず見過ごされようとしてきました。

しかし、日本の「近代」（政治・社会）という時代が生み落としてきた深刻な矛盾が、そのようにして不問に付され、歴史の闇の中にかき消されようとしていたまさにその時、当のハンセン病患者たちが敢然と声をあげ、たち上がりました。1998年の夏、九州のハンセン病療養所の13人の入所者たちが原告となって、国家賠償を請求する裁判を起こしたのでした。国を被告として訴えたこの歴史的な裁判は、基本的に「らい予防法」によって受けた損害賠償金として、一人につき約1億円を請求するものでした。そして、なによりも大きな意義は、その裁判をとおして、ハンセン病の歴史と現在の問題の切実さと重大性を、ハンセン病患者自身によって、ひろく市民社会に訴えかけたということでした。つまり、基本的には「らい予防法」によって、一度っきりの人生をズタズタにされた無念の思いから、国の過ち

=責任を鋭く問い、そのうえで謝罪と反省を求めるということが、当の裁判の問題核心として据えられていたのです。

ごく少数の原告で始まった熊本地裁（西日本訴訟）のたたかきも、1998年のうちに第3次の原告が加わり、さらに翌年（1989年）の春には東京地裁（東日本訴訟）で、秋口には岡山地裁（瀬戸内訴訟）でも同様の趣旨の国賠訴訟が新たに提起されていきました。そうして、北は青森から南は沖縄に至るまでの国立ハンセン病療養所を貫く、文字どおりの全国闘争として大きなうねりをみせはじめました。また、それまで社会の片隅に隠れるようにひっそりと暮らしてきた「退所者」（過去に療養所入所歴がある者）も、だんだんこの裁判に合流するようになりました。

■ 5・11 勝利判決とハンセン病問題の現在

最初の提起からおよそ3年経過しようとしていた2001年5月11日、熊本地裁の大法定で、苛烈をきわめたハンセン病の歴史を画する歴史的な判決がありました。その内容をごく簡単に記せば——被告の国=厚生省は、隔離政策の抜本的な変換などの必要があったが、それを怠った ①厚生大臣の職務行為に違法性・過失があった ②「らい予防法」の隔離規定の違憲性は明白。その改廃を怠ってきた国会議員の立法上の不作為につき、国家賠償法上の違法性・過失があった ③被告の国は原告に800～1400万円の慰謝料を支払え ④民法に規定する「除斥期間」の適用はない……など、これまでの「国家犯罪」を鋭く指弾するものであった。

この判決をマスメディアが大きくとり上げ、ハンセン病患者たちや支援の人びとが国会と首相官邸前に座り込むなどする中でハンセン病問題は一気に盛り上がり、当時、就任したばかりの小泉首相は、裁判被告である国のトップとして「控訴断念」を行い、熊本判決は確定しました。そして、それを受けた裁判の和解が成立し、ただちに「ハンセン病補償法」が制定され、「元患者」へのお詫びと死没者への追悼表明と、補償金の支給が行われ、同時に「名誉回復・福祉増進の措置を講ずる」等がうたわれました。そのうえで、原告団や全療協を中心とした統一交渉団が、国・厚生労働省と「ハンセン病問題対策協議会」を発足させて直接交渉が定例的にもたれ、基本的に謝罪・名誉回復、社会復帰・社会内生活支援、在園保障、真相究明、将来構想などの課題が、現在もなお話し合われています。

また、5・11判決の後も、韓国の小鹿島更正園や台湾の樂生院など旧日帝植民地下にあった療養所の入所者たちの裁判もすすめられ、最終的には「ハンセン病補償法」が改

訂適用され、救済されることになりました。さらに、2008年には、新たに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、療養所の孤立防止のために地域開放するなどを可能にするなど、右の課題を達成するために必要な法的な条件整備がもりこまれたものになっています。

そうして、はなはだ緩慢ではあっても、たとえば——保育園や地域に開かれた外来診療の試みなど、ハンセン病療養所の「将来構想」づくりが着実に進められてきている状況ではあります。その一方で、療養所入所者の高齢化が急速に進み、ハンセン病患者特有の身体的なハンディ（手足の欠損や視覚障害などの後遺症）があって医療・介護の必要性が増しつつある現状にあるにもかかわらず、国は現在の療養所職員（国家公務員）の定員削減を行うなどの残酷な施策を展開しようとしています。

かくして——ハンセン病患者たちの長い苦闘の歴史は、まだまだ続いています。だが、ハンセン病患者たちの日本近代100余年にわたる、不屈で不可逆の歴史の歩みは、いまでも力強く前へ前へとつき進んできているのは確かなことです。あの5・11判決で裁かれたのはひとり国家の犯罪ばかりではなく、ハンセン病患者の近代社会からの隔離と排除政策の推進に、陰に陽に加担してきたのは市民社会を構成するわたしたち一人ひとりだったのだから。

（元・ハンセン病国家賠償訴訟を支援する会 代表 田中等）

【注】

1. ハンセン病患者の呼称については、「患者」「元患者」「回復者」などがありますが、本稿ではそれらをすべて「ハンセン病患者」と記しました。

2. 全国にある療養所にはそれぞれ自治会が存在し、それらの活動を糾合する組織として全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）があります。また、「ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る」ことを目的として設立された国立ハンセン病資料館（東京都東村山市青葉町4-1-13 Tel.042-396-2909）があり、様々な資料展示や図書の閲覧などができます。



5.11 熊本判決確定時の原告側記者会見（2001年5月・東京）

第5部

日本によって作られた「在日」 — 在日とはどんな存在なのか —

在日韓国・朝鮮人（ざいにちかんこく・ちょうせんじん）は、日本に在留する韓国・朝鮮籍外国人のことである。場合によってそのうちの特別永住者を指すこともある。しばしば「在日」と短縮して用いられ、総人口は2013年時点で約53万人と言われる。

こうした在日韓国・朝鮮人の人々とはどのような存在なのか。在日の存在について、小論を試みた。

■日本と朝鮮の繋がりは古代から

日本と朝鮮の繋がりは古代、弥生時代にその跡を見ることができる。金達寿（きむ・たるす）氏の著書『日本の中の朝鮮文化』（1970年講談社刊）に詳しいが、1910年の日韓併合による日本の朝鮮植民地支配に至るまで、日本と朝鮮は対等の独立国家（もちろん、朝鮮においても668年の統一新羅が誕生するまでの間の群雄割拠の時代はあったもの）としての関係を持っており、朝鮮からの人、物、文化の到来は、全国各地に残る遺跡、地名、神社名などに克明に記されている。例えば、相模国（神奈川県）にはタバコの産地として知られる秦野というところがある。そして「秦」は山城（京都）を本拠とした秦氏の一族によって開発され、この秦氏は朝鮮・新羅から渡来した豪族の一つであったという。また、駒下駄や駒岳、狛犬という「駒」は朝鮮が高句麗、百濟、新羅と分かれていた三国時代の高句麗（高麗）のことであり、さらに箱根という地名についても、古代中国や朝鮮において「はこ」とは聖山または神仙の山の意から出たもので、「ね」は山稜の意味を持ち、「はこね」とは、山頂に神仙が住む聖山という意味からきた地名なのだと言われている。そして、芦ノ湖畔にある「箱根神社」は奈良時代には駒岳山頂にあった駒岳権現（高麗権現）を勧請したものであり、高麗人によって箱根の最初の開発が行なわれたといわれる。



箱根神社

このようなことは枚挙の暇もない程全国で容易に見ることができる。神話時代を除き、天皇朝と同等、あるいはそれ以上の歴史を持ち、日本の最も近い隣国として友好の歴史をともに刻んできた朝鮮。そこにルーツとアイデンティティーを持つ朝鮮の人々がなぜ現在の日本に置いて、「在日」として差別や排外の対象となったのだろうか。

■「在日」はいかにして作られたか

1905年に韓国帝国の外交権を日本が掌握。総督府（韓国総督府）を設置し、初代総監に伊藤博文が就任する。そして、1909年に安重根によって伊藤博文が射殺され死刑となった翌年、1910年の日韓併合（韓国併合条約締結）、朝鮮総督府設置によって日本の朝鮮植民地支配が始まり、朝鮮人はすべて日本人となった。そして、1945年の日本の敗戦までは「皇国臣民」、つまり日本人として兵役はもちろん、納税義務もあり、男子には選挙権もある「日本人」として扱われてきた。その結果として、朝鮮から日本への人の移動も頻繁に行なわれるようになった。そうした中で、1919年の日本の統治に反対する大規模な3.1独立運動が起こり、日本の朝鮮統治に鞭ばかりではなく、鉛の政策が取り込まれることにもなった。しかし、その後の日本における民衆運動の高まりの中で、1923年の関東大震災における朝鮮人、社会主義者等多数に対する虐殺も起こった。国家総動員法の公布がなされ、日本は全面的な戦争へ進んでいき、朝鮮人に対してもより一層の日本国家への忠誠を誓わせるべく、創氏改名が実行され、日本人であることを強制されていった。

1945年に日本は敗戦したが、当時日本に在住していた200万人とも言われる朝鮮人は、1947年5月の昭和天皇の最後の勅令である「外国人登録令」によって外国人と見なされることになり、1952年のサンフランシスコ講和条約発効と併せて施行された外国人登録法によって、日本籍を持っていた朝鮮人は日本国籍を有しないこととされ、国籍選択権という当然の権利が補償されることなく、日本によって外国人とされ、「在日」と呼ばれるようになった。そして、今までは皇国臣民として扱われてきた朝鮮の人々

は、日本国内におけるすべての権利を失うこととなった。納税の義務はある。しかし選挙権も健保や年金からは外されることになった。

■戦後における在日

戦後において、外国人とされた在日は憲法上の権利からも外されたのみならず、日本政府は、戦後の復興にとってお荷物となる貧しい朝鮮人を無権利とすることで、日本の復興を早める措置をとった。当時の吉田首相は、1949年8月のマッカーサーに当てた書簡で「日本の食糧事情は、現在もまた将来においても、余分な人々を維持することを許しません。アメリカの厚意によって、われわれは大量の食料を輸入していますが、その一部は在日朝鮮人を食べさせるために用いられています。これらの輸入は、将来何世代にもわたって我が民族の負債となることでありましょう。」と述べている。つまり「朝鮮人に食わせるコメはない」と言っているのである。戦後処理をめぐる米ソの対立から1948年に38度線を境に朝鮮は、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国に分断され、1946年の朝鮮戦争で38度線を休戦ラインとする事実上の二つの国となる。

1965年の日韓条約によって日本は、韓国とだけ国交を結ぶ。そのことによって「在日」は韓国籍を取得できるようになったが、「在日」が外国人として扱われるという制度は変わらなかった。在日が日本への帰化を求めても容易に取得することはむずかしい。ある在日の人間が日本国籍を取得できるかどうかを決めるのは法務大臣の裁量権であり、同じような条件の人でも日本国籍の取得ができたりできなかったりしている。今、在日は五世まで生まれているが、生地主義を取らない日本は、何代目になっても在日を「外国人」と定義し続けている。旧植民地出身者の子孫を何代にもわたって「外国人」とする国は、世界でも日本だ



サンフランシスコ講和条約の調印式

けどともいわれている。

■日本における「在日」への差別

在日が日本に来た契機はさまざまである。自らの意思で来た人もいれば、いい仕事があると言われてきた人もいるし、騙されて来た人もいる、様々な理由で日本に来たことは事実であるが、日本による朝鮮の植民地支配がなければ日本にいないことだけは確かであり、いわば、在日の存在に第一義的に責任を持っているのは、日本なのである。しかるに、在日に対して行われる差別、排外がなくなることはないどころか、ますます強まっているとの感が否めない。

その一つが、気に入らない人に対して「あいつは在日だ」といういわゆる「在日認定」が行なわれている。そう言えばすべてが正当化される。「在日認定」とは、犯罪に手を染めるような人間は日本人ではなく外国人（朝鮮人）だとして、ニュースになった事件の容疑者を即「あいつはザイニチだ」と吊るし上げるような行為であり、今では、「在日」はヘイトスピーチ（憎悪表現）のターゲットにされている。

2013年に日本国内で行われたヘイトデモや街宣活動は少なくとも360件あったと言われる。ヘイトスピーチは厳然たる「人種差別（レイシズム）」である。

1965年12月21日に国連総会で採択された人種差別撤廃条約は、その第4条において、「人種的優越または憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動を『法律で処罰すべき犯罪であること』を宣言すること」(a項)と、「人種差別を助長し及び扇動する団体、及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を、『違法であるとして禁止するもの』とすること」(b項)を明記している。日本は「日本国憲法の下における『集会、結社及び表現の自由その他の権利』の保障に抵触しない限度において、これらの規定に基く義務を履行する」という留保の宣言付きであるが、当条約に1995年12月15日に加入書を寄託し、加盟国となっている。また、ドイツやアメリカ、イギリス、カナダなど罰則等の定め方はそれぞれではあるが、ヘイトスピーチを禁止している。しかし、日本では、このような人種差別の行為が公然と行なわれている。

日本国憲法第11条以下15条の基本的な人権は「国民」に保障したものとなっているが、その本質は、国籍・民族・性別・出自に関係なくすべての人に尊厳と人権はあることを定めたものである。ヘイトスピーチは、ただ普通に平和に生きようとする人々の精神に対して、言葉と物理的な暴力で憎悪を投げつけ侮辱し、傷を負わせる。この矛先は、在日だけではなく今後さまざまなマイノリティに次々と向

特集 もうマイノリティとは言わせない

かっていく可能性があり、その先は日本社会が戦後築いてきたあらゆる繋がり、あらゆる権利の崩壊に行き着くかも知れない。

「在日」の存在は、日本における現在の人権状況の水準を示すと共に、戦後日本がたどってきた在り方をも問うているように思われる。

在日という問題がどこから来たのか、日韓の歴史年表

1905年	日本が韓国帝国の外交権を掌握し、総督府（韓国統監府）を設置する。初代の統監は伊藤博文
1909年	安重根がハルビン駅にて伊藤博文を射殺。翌年死刑執行
1910年	「韓国併合条約」締結 朝鮮総督府設置 初代総督に寺内正毅
1914年	第一次世界大戦始まる 戦争景気により労働力として朝鮮人の移入要求高まる。
1919年	3.1独立運動 日本統治に反対しての大規模な独立運動。
1922年	大阪と済州島間に定期航路が開設される。船の名前は「君が代丸」
1923年	関東大震災 流言飛語等により、朝鮮人ら多数が虐殺される。
1936年	第11回オリンピックベルリン大会 マラソンで孫基禎が日本に金メダルをもたらす。
1938年	国家総動員法公布
1939年	創氏改名実施
1941年	太平洋戦争勃発 徴用による朝鮮人の朝鮮国内、日本、満州労務動員開始。
1945年	終戦 朝鮮解放 同時に38度線が引かれる。 在日朝鮮人・台湾人の参政権剥奪。
1947年	大日本帝国憲法最後の勅令「外国人登録令」公布 事実上の「在日」という存在のスタート。
1948年	大韓民国樹立。 朝鮮民主主義人民共和国樹立。
1949年	朝鮮戦争勃発
1952年	サンフランシスコ講和条約発効 「外国人登録法」公布 指紋押捺条項追加

「環日本海諸国図」

通常の地図は北の方角が上になっていますが、この地図では北の方角が下になっています。こうしてみると、韓国や中国、ロシアなどの対岸諸国がずいぶん近くに見えます。

北はアリューシャン列島から千島列島、樺太、北海道、本州、四国、九州、南は奄美諸島、琉球諸島、台湾に至る島々を、明治の人々は、東洋の「花綵（かさい）列島」と呼んでいました。長年の鎖国から脱し、改めて世界のなかに自分たちの居場所を“発見”した明治人の風雅な表現です。たしかに円弧状の島々は、花や実を編んでつくった首飾り「花綵（はなづな）」のように優美に見えます。

日本の歴史を振り返りますと、この湖のような日本海は対岸諸国との交流の海だったのです。そして、朝鮮・韓国と日本の長く深い繋がり歴史を感じます。



マイノリティを巡る近時の最高裁判決

弁護士 高木由美子

はじめに

大学の授業で民法900条4号但書（非嫡出子と嫡出子の法定相続格差規定）を知った時、裁判所は何をしているのだらうと思いました。憲法の授業で14条の平等原則と共に、憲法は国の最高法規であり、裁判所は憲法の番人、少数者保護の最後の砦と習った筈なのに。生まれながらの差別規定が堂々と存在するなんて、日本の裁判所って機能してないのかしら。法律で堂々と生まれながらの差別のお墨付きをあたえているのに...

と、授業中ぼーっと考えていた時から20年あまり、裁判所はようやくこの差別規定が違憲であると判断しました。そして同じ頃、性同一性障がいにより性別を転換した男性が妻との間の子を嫡出子として届け出ることができる旨の最高裁の決定も下されました。

性同一性障がいで性別を転換した方と非嫡出子、いずれもマイノリティ（少数派）である点、自分の努力ではいかんともし難い差別が存在していたことで共通していることから、それぞれの決定とそれに関連する戸籍法や相続制度見直しにつき若干述べたいと思います。

非嫡出子相続格差違憲判決について

平成25年9月4日最高裁判所大法廷は、民法900条4号但書前段規定が遅くとも平成13年7月の時点で、憲法14条1項に違反していたこと及びこの最高裁判所の決定は、平成13年7月以降開始された相続について協議等により確定的になった法律関係に影響を及ぼさないと決定しました。

この事件は、平成13年7月に死亡した被相続人には嫡出子の他に非嫡出子である相続人がいたところ、被相続人の財産につき、嫡出子である相続人が、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の半分であるとして、非嫡出子である相

続人に遺産分割審判を申立てた事案です。その審判の中で、民法900条4号但書が憲法14条1項違反なのではないかということが争われました。原審では、民法900条4号は憲法14条1項に違反しないとして、嫡出子が2、非嫡出子が1の割合とする同号規定の法定相続分に従い分割すべきとしました。

そこで、非嫡出子が最高裁判所に特別抗告したところ、最高裁判所は、上記のような決定を下しました。

その理由として、社会動向（相続制度において、子孫の保護というより配偶者の保護の視点が強まった）、家族形態の多様化（シングルマザー、事実婚などが増加した）、それに伴う国民のライフスタイルについての意識変化、諸外国の立法の趨勢（現在は欧米諸国で嫡出子と非嫡出子を区別している国はない^{*1}）、日本が批准している条約内容、委員会の勧告^{*2*3}、嫡・非嫡出子の区別に関する裁判例およびそれに応じた法制変化（住民票の嫡出・非嫡出の区別撤廃^{*4*5}、戸籍の長男長女の記載^{*6}、非嫡出子の日本国籍の取得要件^{*7*8}）などから、嫡出でない子の権利が不当に侵害されているか否かの観点から判断されるべきとしました。そして、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されない。子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるとししました。

この最高裁決定では、それまでの家制度を重視した判決と異なり、自己の努力でいかんともしがたい事柄を理由として不利益を及ぼす事は許されないこと、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきという、憲法で保障されている基本的人権（平等原則）の基本的な考え方に則っており裁判所がその役割を全うしたといえると思います。

確かに、最高裁決定に反対であるという人も多くいるようです。その人たちの考えとして、嫡出子と非嫡出子を平等にすることで不貞行為を助長するのではないかという意見もあるようです。しかし、不貞する人は、不貞によりでき

た子の相続分を考えて不貞する人はあまり多くないと思いますし、むしろ、相続分が嫡出子と非嫡出子で同等なので、不貞行為や子の出産を避けようという働きもあるかもしれません。

また、最高裁決定は法律婚を軽視している、法律婚の崩壊だと考える人もいるようですが、そもそも法律婚の配偶者がいるのに他の異性と関係を持ち子ができること自体、子の法定相続分の問題以前にその法律婚は破綻、崩壊しているといえます。

更に、非嫡出子の割合が諸外国に比べて少なく、非嫡出子についての国民の意識は昔とあまり変わっていない。それなのに諸外国の影響を受けることはおかしいという人もいます。確かに、日本の非嫡出子の割合は、差別を撤廃している諸外国に比べ少ないといえます。しかし、少ないから差別してよいという話にはなりません。また、民法900条4号但書前段のような法律が存在していたから国民の意識もなかなか変わらなかったのではないかと考えられます。

民法 900 条 4 号但書改正

平成25年9月4日の最高裁決定を受け、平成25年12月5日に民法900条4号但書前段部分が法律改正され、同月10日に公布、施行されました。法務省の説明では平成13年7月1日以後に相続が開始したもので、法律関係が確定していない事案は嫡出子と非嫡出子の法定相続分を平等であるとして扱われる可能性があるとしています^{※9}。

しかしながら、以下の問題が後に生じてきそうです。

まず、平成13年7月1日以後は嫡出子と非嫡出子の法定相続分を平等に扱うとありますが、例えば、平成13年6月30日に相続が開始していたケースではどうなるのでしょうか。最高裁決定で平成13年7月としているのは、対象の事件の相続開始時がその時だったからに過ぎません。1日の違いで合憲と違憲の差が生じることの説明は困難です。10年以上前に相続が開始しているがまだ解決していないケースは殆どないと考えられますが、もしあるとしたら、平成13年6月以前に相続が開始された事案でも、嫡出子と非嫡出子の法定相続分が平等であると争えることができる可能性があります。

また、最高裁決定では、確定している法律関係には影響しないとしていますが、既に審判や協議が行われて解決した事案でも、それは違憲な法律を基に行われたものなので、公序に反する（民法90条違反）、錯誤無効（民法95条違反）として争い得る可能性もあります。更に、そもそも、違憲判決は対象となった事件にのみ効力を及ぼすことが原則であるので、最高裁決定がどこまで他の事案に影響を及ぼすのかという点も問題になり得ます。

戸籍法 49 条 2 項 1 号の問題

上記の民法900条4号但書前段違憲最高裁判決と同じ頃、平成25年9月26日、最高裁判所は、戸籍法49条2項1号の出生届に嫡出非嫡出の別を記載すべきであると定める規定が憲法14条1項に違反するか否かについて決定を出しました。

決定では、結論として、憲法14条1項には違反しないと、その理由として、単に、事務処理上の区別にすぎず、法的権利に差が出るわけではなく、第三者に知れることもないこと、及び出生届に嫡出子と非嫡出子の別を記載することを届出人に義務づけることが、市町村の事務処理上の不可欠の要請ではないものの、少なくともその事務処理の便宜に資するものであることは否定し難いことを挙げました。

最高裁決定は、戸籍法49条2項1号は、戸籍の事務処理上に嫡出非嫡出の区別をしているだけで、法的な違いはなく、非嫡出子に実害はない、必要不可欠なものではないが、戸籍事務処理上便利だから差別の合理性があるので、違憲ではないとしていて、事務処理上の便利さを憲法上の権利に優先させたかのように読めます。実際、上記最高裁判決の補足意見で、必ずしも事務処理上不可欠な記載とまではいえないのだから、戸籍法制度の見直しをすべきであると意見されています。

民法900条4号但書で法定相続分に差がある場合とは異なり、戸籍法49条については、確かに非嫡出子に実害はないのかもしれませんが、しかしながら、かかる嫡出子と非嫡出子の区別規定があること自体、国民の非嫡出子に対する差別意識を助長する結果になっている可能性があります。

現時点では、最高裁でも違憲でないと言われ、更に、この

戸籍法については自民党の反対で改正には至りませんでした。改正に至らなかった理由は、法律婚の尊重ということのようですが、戸籍事務処理上の便宜に過ぎない嫡出非嫡出を区別する記載がどのように法律婚姻の尊重に資するのか、今一つ理由がはっきりしません。

今回のこの最高裁決定では、戸籍法49条2項1号は違憲とされませんでした。将来的にはこの判断が変わる可能性は十分あると思います。

相続法制見直し

本件の最高裁の非嫡出子格差規定違憲判決、それに続く民法900条4号但書前段改正を受け、法律婚の配偶者の保護を図るべく平成27年1月までを目標に相続法制の見直しをするワーキングチームが設置され、相続法の見直しがされています。もっとも、最高裁判決及び民法900条4号の改正以前から嫡出子の半分とはいえ、非嫡出子にも法定相続分が存在し、改正後の民法900条4号も配偶者の法定相続分に変更はないので、必ずしも、今回の改正により特に配偶者保護に欠ける状態になった訳ではありませんが、現在、検討されている事項の主なものとしては、配偶者保護(特に居住不動産)、寄与分制度、遺留分制度です。

この中で、寄与分制度については検討課題が多くあると考えます。現在の寄与分制度では、例えば、妻が夫の介護を長年していたとしてもその程度によっては通常の夫婦協力義務の範囲として寄与分としては考慮されません。他方、死亡の直前に婚姻や養子縁組した場合、被相続人への貢献があまりないにもかかわらず多額の相続をする場合もあります。したがって、被相続人へ貢献した人にはそれなりの見返りがくるようにすべき、更に、寄与分とできる貢献をできる限り明確化をすべきだと考えます。もっとも、被相続人へ貢献した人への見返りという点を強調すると、例えば、婚姻の実質的破綻後、離婚はせず配偶者以外の第三者と長年同居し、配偶者より、第三者の方が被相続人の財産形成に貢献した場合、その貢献への見返りを検討する余地はあると考えます。

その他、日本の相続制度は、被相続人の死亡と同時に相続が開始され、原則として相続人は被相続人の財産を包括的に承継します^{*10}。そのため、場合によっては権利

関係が複雑になり、紛争が長期化し、その間その財産の活用ができないという状況が生じるかもしれません。この点、アメリカでの相続は日本とは異なり、被相続人の死亡と同時に自動的に相続が開始されるわけではありません。信託や遺言がない場合で一定以上の財産がある場合、全て裁判所が財産管理人を指定し、その清算人が財産を調査し、法定相続人に分配する仕組みになっており^{*11}、日本でいう相続限定承認制度に似た方法で処理されており、参考になると思います。

性同一性障がいと嫡出子

非嫡出子規定違憲判決の後の平成25年12月10日、最高裁判所第3小法廷で性同一性障がい者の子の嫡出推定についての判断が下されました。

この事件は、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律(特例法)3条1項の規定に基づき男性への性別変更の審判を受けた男性が女性と婚姻中にその女性が懐胎出産し、その子を夫婦の嫡出子とする出生届を区役所に提出したという事案です。区長はそれを受理しましたが、法務局長の許可を得て、父親欄を空欄にして子の戸籍を記載しました。そこで、男性が子は民法772条による嫡出の推定を受けるので、父親の欄に男性の名前を記載する等の戸籍の訂正の許可を求めました。原審は、772条の趣旨は父子関係の早期安定であるとしたものの、夫と子の間に血縁関係が存在しないことが明らかな場合は民法772条適用の前提を欠くとして、男性の申立を却下しました。

これに対し、最高裁判所は、特例法により男性となった者は、夫として婚姻することが認めている以上、婚姻の主要な効果である嫡出推定規定の適用も認めるべきなので、父子に血縁関係が存在しないことを理由に父親欄を空欄とすることは法律上許されないとしました。

もし772条の趣旨が父子関係の早期安定であるなら、血縁関係の有無を問わず嫡出推定規定が適用されるべきであります。また、確かに、大昔の最高裁判例(昭和44年5月29日)では、夫婦の実体が失われていて夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであった場合、その子は772条の適用を受けないとしています。が、そもそも、

772条は血縁関係の存在を要件としていません。

この点、生来的男女夫婦間の非配偶者間人工授精（AID）の場合について、東京高等裁判所平成10年9月16日決定では、夫の同意を得たAIDによる子について、嫡出推定の及ぶ嫡出子であり、夫と子の間に親子関係が存在しないと主張することは許されないと判示しています。また、生来的男女夫婦の場合は、届出の際にAIDであるか否かは明らかになることがないため、そのまま嫡出子として受理され、夫を子の父として戸籍に記載されていることがほぼ全てであると思います。

これらのことを考えると、婚姻の実体を欠くという事情がないにもかかわらず、特例法により男性となった者が婚姻中に子を嫡出子として届出て、男性が父として子の戸籍に記載されるべきことは憲法14条1項の観点からも当然といえば当然であるといえます。

なお、AIDにより出生した子の出生に関する知る権利の

観点からかかる特例法による夫婦の子の嫡出推定扱いにつき、子の福祉に反するのではないかとの考えもあります。出生に関する知る権利の論点は、性同一性障がい者だけの問題ではなく、AIDを利用する全ての夫婦に当てはまり、これは別個に法制度を整備すべき問題であると思います。

最後に...

簡単ではありますが、非嫡出子及び性同一性障がい者を巡る近時の最高裁決定について概観しました。非嫡出子と性同一性障がい者に限らず、マイノリティに対する差別意識をなくすことは困難ではありますが、2つの決定のように最高裁判所が憲法の保障する基本的人権を尊重する姿勢を示すことで人々の意識にも影響を与える契機になるのではないかと思います。

PROFILE



高木由美子（たかぎゆみこ） 弁護士：さつき法律事務所

生年月日：1973年12月26日

出身地：東京

略歴：1992年3月 浦和明の星女子高等学校卒業
1996年3月 上智大学法学部国際関係法学科卒業
1999年4月 司法研修所入所（53期）
2000年10月 第一東京弁護士会登録
同月 都内涉外法律事務所勤務
2001年12月 さつき法律事務所入所
2008年5月 ノースウエスタン大学ロースクール卒業（米国・シカゴ）
2009年8月 米国カリフォルニア州弁護士登録
2009年9月 さつき法律事務所執務再開

取扱分野：国際離婚、国際的な子どもを巡る紛争、国際的な問題を含む相続等を中心に家事事件を主に扱う。

言語：日本語、英語

著書：『最新 取締役の実務マニュアル』（新日本法規）（共著）

* 1 例えば米国では、統一親子関係法（Uniform Parentage Act）セクション 160.202 で嫡出子と非嫡出子の差別を禁止しています

* 2 平成5年に国際人権規約の自由権規約委員会が包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告しました

* 3 平成22年に児童の権利委員会が、民法900条4号但書前段の存在を懸念する旨の見解を示しました

* 4 住民票における世帯主と続柄の記載方法の変更（平成6年12月15日自治振第233号）

* 5 平成7年3月22日東京高等裁判所判決（判例時報1529号29頁）

* 6 平成16年11月1日戸籍法施行規則改正

* 7 平成20年6月4日最高裁判所判決（判例時報2021号164頁）

* 8 平成20年12月12日国籍法3条改正

* 9 法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00143.html）

* 10 相続放棄や限定承認をする場合は包括的な承継はされません

* 11 例えばカリフォルニア州ではカリフォルニア遺言法（California Probate Code）及びカリフォルニア無遺言法（California Intestate Succession Law）で規定されています

ぽっかりと一日だけ、春の陽気になった2月28日の午前、神楽坂の「さつき法律事務所」に高木由美子弁護士をお訪ねした。移転されたばかりの事務所には、絵画が数多く飾られ、落ち着いた雰囲気と品の良さに包まれていた。高木弁護士には昨年、最高裁で下された、嫡出・非嫡出の格差問題、「性同一性障害特例法」により「男性となった夫」と妻の夫婦間の嫡出推定問題に関連して、幅広く論考していただき、前掲のような「マイノリティを巡る近時の最高裁判決」という論文にまとめていただいた。このインタビューは原稿執筆の真っ最中であったが、米国の相続実務なども含めて、幅広くお話を伺うことができた。

小網 早速ですが、昨年（平成25年）の嫡出・非嫡出子の相続格差違憲の最高裁決定についてですが、そのあたりのお話からお願いします。

高木 そうですね。民法の嫡出子と非嫡出子の相続分が違うという法律を作ったときの想定は、いわゆる妻の子より、正妻と子どもと家を守る、家制度を維持するということで作られたと思います。今のように事実婚やシングルマザーといったいろいろな家族形態がなかったので、そういった家族形態の変化ということもあるのではないかと思いますね。

小網 社会の変化や意識の変化とか。

高木 今回着目したのは子どもの問題だと思います。正規の結婚以外で生まれること自体、子どもは選べないわけで、最初から半分しかないんだよと国がお墨付きをつけてしまう。やはりそれを直したいという気持ちが最高裁にあったのか、そこまで考えていないのか（笑）。ここで子どもを平等にしても、結婚制度自体が失われるわけではなく、非嫡出子の母親には相続は発生していないわけで、配偶者との差は図れる。一寸話は変わりますが、ハーグ条約等外国からの圧力を受けたという例を見ても、非嫡出子の問題も、国連の勧告を受けたりして、それも大きく影響しているのかなど。

小網 外圧というか、国際的な後押しが影響しているんですか？

高木 それはあると思います。すごく気にしますよね、日本は。先進国では日本だけがハーグ条約に加盟していないとか、嫡出子・非嫡出子の差があるとか。

小網 気にするというのは国とかがですか？

高木 先進国としての意識は生じるのではないかと思いますね。

小網 戸籍というものの問題なんですが、相続における格差はなくなったのだけれど。

森山 戸籍法の記載は平成16年から、申請すれば「長男・長女」の記載をすることになりましたが、除籍された部分については「男・女」の記載が残されています。差別的なものが残っていますね。

小網 もっと言えば戸籍は必要なのか？

高木 個人的な意見では、嫡出子・非嫡出子に区別のチェック欄がどうして必要のかなど疑問に思うところはあるのです。判例を見ると「手続きの便宜上必要だ」とあるのです。便宜上というのは便利だということだと思うのですが、「便利さ」と「憲法上の権利」で、便利さを取るのかということでは凄く疑問でして。何でそこに固執してこだわることかというところがありますね。

小網 アメリカなどでは、相続の手続きをどういう形で行うのでしょうか？日本では戸籍を使って法定相続人を確定しますが。

高木 基本的に妻と子どもが相続人になるのですが、アメリカは戸籍がなく、出生証明に全部が纏まっていないため、個々に取って相続人を探すことになります。戸籍がないのは凄く不便で、相続人に漏れがあったりします。

小網 あとから相続人だよと現れてくる場合もありますね。

高木 それはありますが、アメリカでは、亡くなってからの処理は、遺言とか財産を信託にするとか事前に行っているこ

とが多いですね。

小網 我々も遺言書の作成を勧めるんですが反応が鈍い。日本では特に何かがある場合じゃないとなかなかお作りにはならない。

高木 「まさか自分の子どもたちが採めないだろう」と思っているのではないですか(笑)。

小網 セミナーなどの講師は、「必ず採めます」といいますね(笑)。

高木 子どもがいない場合の配偶者と兄弟姉妹は非常に採めますよね。

小網 これは遺言とか信託とかの制度がもっと広がることによって、戸籍がなくなるということに繋がりますか？

高木 相続問題のことだけを考えれば、遺言や信託をしていたとしても、日本には遺留分制度がありますので、遺留分権者を明確にするためには戸籍が必要かもしれません。また、相続以外でも重婚防止など、戸籍制度には一定の役割もあるので、戸籍制度がなくなることはないんじゃないかと思います。

小網 非嫡出子の方が不公平だから裁判で争うというのは、ここ何年かは増えているんですか？

森山 お金の問題だけでなく、子どもの人権として。

高木 そうですね。もちろんお金の問題もあったと思うのですが、前提として人格というか、人間として価値が半分だという不平等観から、裁判をされているのではないのでしょうか。

森山 法務省の相続法ワーキングチームの検討課題のひとつでもある配偶者の居住権の問題。嫡出子と非嫡出子の相続分を同じにしたことで、正妻の保護ということも見直しの焦点になるようですが、配偶者といっても通常の夫婦と長期にわたって別居している夫婦では、相続において同等に扱えないと思います。

高木 それはおっしゃるとおりです。別居している夫婦の例ではありませんが、実際20年間連れ添ったご夫婦で、子どもがいなかったことで、ご主人がガンで亡くなる3ヶ月前に兄弟の子どもを養子に迎えたことで採めに採めて。調停を



インタビュー風景(左から森山潤部長、小網淳一部員、高木由美子弁護士)

したのですが、20年寄り添ってきた奥さんは、何もしていない成人の養子と、1対1ということは非常に不満でした。寄与分といっても、普通の家事と最後は介護をしたのですが、特別なというのではなく通常の介護だったので、寄与分としては認められなくて。最終的には法定どおりの1対1になったため、かなり不満は持っていましたので、そういうのは多いのかなと。寄与分のところはもう少し考慮して欲しいと思っています。

森山 一般的な介護というのは、寄与分として認められにくいということなんでしょうか？

高木 どの程度までいいかということは難しいのですが、例えばもう仕事しないで介護に専念してヘルパーと同じように介護するということになる、ヘルパーとして働く一日いくらという寄与分が生じるという判例はあります。

森山 介護離職して専念するとか。

高木 そうですね。夫婦としてお互い協力し合う義務がありますから、協力範囲内の行為ですとなかなか寄与分とまではいかないですね。

森山 親の介護を子どもの配偶者などがした場合、寄与分も認められない、何の相続権も認められないという点が問題とされています。日本では、国が在宅介護を推進しているため、超高齢社会において、子どもの配偶者が介護するケースが増えてくるので、何らかの手当てが必要ではないかと考えます。

高木 今の民法の規定の仕方だと、法定相続人の中で寄

与した人ということで認められるので、相続人でない人だと何もないということになってしまいますよね。

森山 今の時代は縛りつけておけませんから、離婚してしまうとか。それで家庭が崩壊するとか。

高木 むしろ家制度が崩壊してしまう。

小網 同居して親の面倒を見る長男の嫁にそれなりの権利があれば、独居老人や老老介護が減っていくのかなという気がします。

森山 そういう観点から考えると、今回の相続法制の見直しは、時代に即したものにどれだけ変えられるか、というところが課題ですね。

高木 そうですね。期待したいところです。

森山 性転換した夫とその妻との間に生まれた人工授精児の嫡出推定の問題を整理して、もう一回読んでみたくです。そうしたらわかってきたことがあります。家裁と高裁で嫡出の推定が及ばないとした理由は、生物学的に考えてあり得ない、ということなんです。そもそも人工授精で生まれた子が、その夫婦の子であると推定すること自体事実としてあり得ないわけです。それは性同一性障害特例法に基づいて合法的に性転換した夫とその妻の間の人工授精児であろうと、そうでない夫婦間の人工授精児であろうと、嫡出推定するというのを法的判断として行う以上、そこに何らの違いもないわけです。その意味で最高裁の判断は、妥当、当然のことであって、家裁と高裁の判断はもともと論理的に破綻していると言えるのではないのでしょうか？

小網 法律を解釈するとそうですが、一般の人には何を言っているのかわかりにくい。何で裁判所は二転三転してしまうのか、分かり易く説明してほしいということでは。

高木 家裁と高裁は、夫が服役中とか戦争に行っているなど長期間別居していて生物学的に考えてあり得ないので、嫡出推定が及ばないという昔の判例にこだわっていて、今の目の前の状況に基づかないで判断している可能性は大きいです。よくよく考えてみれば、論理的におかしいじゃないということになるんですが、そこまでなかなか考えていないという裁判官も結構います(笑)。

森山 アメリカでの相続の話に戻るのですが、それほど相続財産がない人の場合、相続手続はどんなふうに行うのですか。

高木 日本だと、どなたか亡くなると自動的に法定相続人に相続される。実際には分割手続とかするのですが、自動的に権利が移るとい形ですが、アメリカの場合は、何もしないと何も相続できないですね。裁判所に相続人であろう人が申し立てて、裁判所が財産管理人を立てて、財産を調べて集めて貰って、分配するという手続をしないと何も始まらないんですね。そこが死亡すると相続人に自動的に相続されるという日本の場合と全然違うんですね。イメージとしては、会社などが解散する場合の清算手続みたいな感じで、財産集めて権利者に配分するというのを、裁判所の選任する財産管理人がするということですね。

森山 これはお金や財産が全然ない人も。

高木 借金しか残っていない人の場合も自動的に相続人に移るといことはないので、そのままになってしまうということですね。

小網 債権者が探し回って、あなた相続人でしょとか。

高木 日本では、相続人が相続放棄をしない限り、そうなりますね。

森山 それも財産管理人が行うのですか。

高木 そうですね。債務があれば土地を売って当てるとかいう形ですね。

森山 弁護士さんとかが財産管理人になるわけですか。

高木 そうなりますね。会社の清算手続に似ているところがあります。

森山 今回の相続法制の改正の検討で、論点のひとつに遺留分があります。中小企業の事業承継を円滑にするためにということなんです。事業の承継者が必要な財産を優先的に承継できるというような可能性というのはあるのでしょうか？

高木 遺留分が中小企業の事業承継にどれだけ支障が出るか、事案によると思いますが、遺留分は一応、例えば父が妻子以外の誰かに全部財産をあげるという遺言を書いた場合に、奥さんと子どもが何もなくなってしまうので、そこを保護するために遺留分があるんですね。生活保障という手続ができれば、今の遺留分という形でも、なくてもいいとは思いますが。

森山 遺留分による最後の生活保障が直系卑属まで必要なのか?という考えもあるようですが。

高木 そうですね。奥様はともかくとして子どもは自分で

頑張って(笑)。遺留分があると甘えてしまうかもしれませんね。確かに相続自体そういうところがありますね。ある程度以上の金額は国に返上するとか、子どもの自立を促す上ではいいかも(笑)。

森山 相続法制が時代に合わなくなってきている。例えば産科婦人科学会が4月に総会で、法律婚ではない夫婦、つまり事実婚の夫婦にも人工授精を認める、ということが報道されています。そうなると家族の形や概念が、今までとは大きく変わってくるように思われます。先生はどのようにお考えでしょうか。

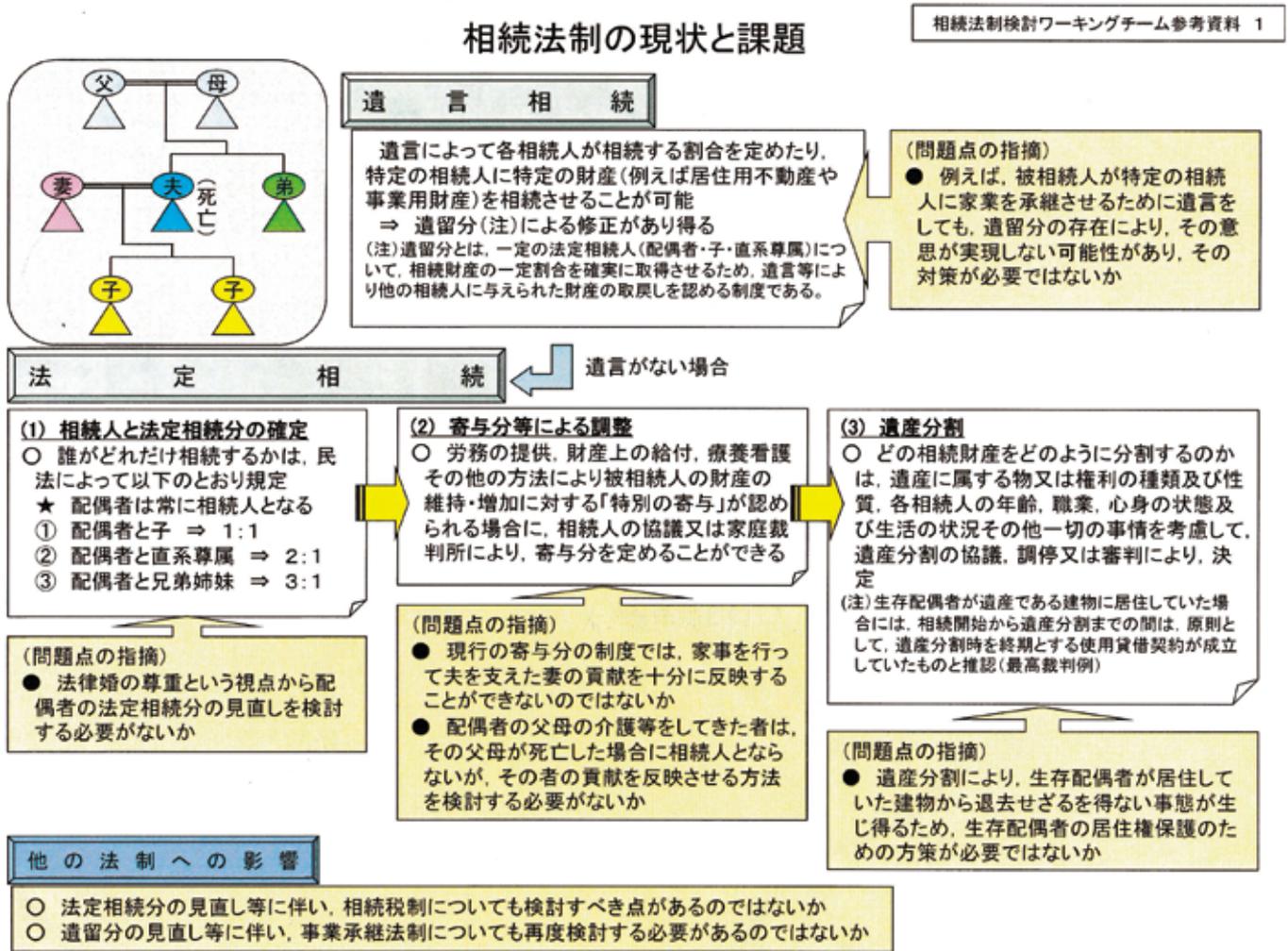
高木 マスコミにも出ていますが、不妊とかに悩む女性も

多くいて、人工授精が増えている。人工授精もそうですが、日本って、その家とか血縁とかにこだわるので、すぐに広まるとは思わないのですが。養子縁組もアメリカなどに比べて一般的ではないので、人工授精にこだわらずに、養子縁組などが広まればいいかと、私は思っています。一寸話が飛びましたね(笑)。すみません。

森山 本日はありがとうございました。非常に多岐にわたるお話で参考になりました。

1時間ほどのインタビューであったが、真摯にお考えをお話いただき誌面にすべてを採録できないほど盛りだくさんの内容となった。先生の穏やかなお人柄に心にも春を感じつつ事務所をあとにした。

(取材：森山 潤、小網淳一、高橋敦子、勝山 徹)



(出典：法務省ホームページ)

法律実務検証

～困難事例に見る許認可申請実務～

許認可申請で困っていませんか？

許認可申請って難しい

はじめは簡単な申請だと思ったのに

なぜか不眠不休で東へ西へ走り回っている

でも困難事例こそプロたる行政書士の腕の見せどころ

法律実務検証では、建設宅建業、入管業、薬事業、認証手続き、産廃業、旅館業、風俗営業、の7分野の困難事例をざざっとご紹介

これを読めば、明日からまた頑張れるかも



インタビューー 武田敬子

行政書士業務が拡大を続ける現在においても、許認可申請は、依然として行政書士の中心業務であり続けている。そして、中心業務であるがゆえ、申請手続きに必要な情報は溢れている。実際、建設宅建業、産廃業、運送業、風俗営業など、許認可申請を専門とする行政書士は多く、新規に参入する行政書士は、充実した研修会、会報、マニュアル本などを通して、その蓄積されたノウハウを学ぶことができる。

また、近年、インターネットの普及により、許認可申請の情報は広く行き渡り、さらには、官公署は丁寧な手引書を作成し、誰でも簡単に入手することができるようにしている。このような許認可申請を取り巻く状況から考えると、申請手続きは容易にできるように思える。

ただ、言うまでもないが、許認可申請は、まったくもって容易ではない。ケースによっては、他の行政書士が経験したことのない案件、手引書には載っていない案件などの困難事例が当然でてくる。ひとつの申請手続きがいくつもの異なる官公署にまたがり、それぞれ異なる法律を根拠としているため、思わぬ足止めをくうこともある。あるいは、申請手続きにおける困難事例ではなく、クライアント側または官公署との間で意思疎通がうまくいかなかったため生じるトラブルもある。

加えて、インターネットの普及や官公署の作成した手引書などにより、クライアント側も許認可申請の情報を簡単に得ることができるようになったため、行政書士に依頼される案件は、クライアント側が持て余すような困難事例が多くなってしまっても言えるのではないだろうか。

また、インターネットに流れる自己に都合のよい誤った許認可申請情報を鵜呑みにしたクライアントに対して、依頼を受けた行政書士が説明に苦慮することもある。この点については、インターネットに流れる情報は普遍的な申請手続きに関するものであり、例外または特殊事情についてまでは掲載していないことや、許認可申請を管轄する各官公署での取扱いの違いなどが影響しているのかもしれない。

今回、法律実務検証で取り上げたのは、許認可申請における困難事例である。建設宅建業、入管業、薬事業、認証手続き、産廃業、旅館業、風俗営業、と7分野の許認可に携わる会員から、自身が実際に直面した困難事例について話を聞いた。彼らは、なぜ困難事例に陥ったのか、また、どのように対応したのか、彼らが遭遇した困難事例から見てきたのは、行政書士の矜持と可能性、そして、未来像である。

許可の概要

建設業許可は発注者保護と建設業の健全な発達促進を目的とした建設業法により、本来禁止されている一定金額以上の建設工事請負を、所定の要件を満たした業者に限って請け負うことができるようになる制度である。

建設宅建業



小林 裕門

PROFILE

2005年6月登録
【著書】電子書籍『行政書士の世界』（Newton）にて連載
NHK「資格はばたく!」にVTR出演

◆事例1 「開業早々にお叱りを受けた話」

独立して間もない頃に、宅建業免許更新の依頼があった。約2年半、師匠の下で仕事を覚え、必要書類の案内、書類の作成、証明書類の手配、都庁での申請といった一連の流れについて不安はなかった。しかし、更新依頼時に既に申請期限が切れていたため、役所から、提出期限を守れなかったことを自認し、次回以降は期限を守る旨を誓約する「始末書」の提出を求められた。更新の申請自体は受理してもらったものの、この始末書を提出しないと更新についての審査をしないとのことだった。書類1枚の話なのでお客様に理由を話し、始末書に押印をいただこうとしたところ、お客様から「そういうことは前もって言ってくれないと困る。準備期限や提出期限と、それを過ぎてしまった時のリスクをきちんと伝える。それがプロの仕事でしょう」とお叱りを受けた。

実は、修行時代の経験から「始末書」が必要になることはわかっていたが、今までのお客様は、「始末書」について説明すると、「仕方がないね」と、抵抗なく押印してくださっていた。しかし、それはたまたま抵抗がない方ばかりだっただけで、私がそれに甘んじてしまっていたのだとわかった。余計な書類に押印を求められて、気持ちが良い方はいるはずがなく、申請を無事に受理してもらえればそれで良いというところにばかり気が行ってしまい、お客様の気持ちを考えていなかったことに気がついた。

新しい業務に取り組むときは、「無事に申請を受理してもらえばよし」と、自分の都合ばかり考えてしまいがちだが、開業して日が浅い行政書士は、お客様の立場に立って業務に当たることを忘れないで欲しいと思う。

開業当初にこうしたお叱りをいただいたことに、今

はとても感謝をしている。ちなみに、そのお客様からは今でもお仕事をいただき、私からもお客様をご紹介して、良好な関係を築いている。

◆事例2 「業法を超えた経験を証明する」

私は建設業許可・宅建業免許といった行政書士業務の王道を中心業務としている。まだまだ経験の浅い自分には縁のない話だと思っていたが、ついにやってきたのが「海外での経験を用いて、大臣の特別認定^{*1}を受けた上での建設業許可申請」という案件である。建設業法は、日本国内でのみ効力を有する国内法で、各国にも同じような法律・許可制度はあるものの、海外での建設工事については、日本の建設業法の適用範囲外となっている。したがって、「海外での経験を用いて」と一言と言っても、それを実際に証明するとなると困難を極める。現地の営業所はどんな状況なのか、許可要件の候補者がどういう地位にいたのか、契約等の実務はどうなっていたのかなど、申請者側が書類を提出・提示しなければならない。前に所属していた会社での経験なので、その会社の協力が不可欠である。

許可申請は東京都で行うので、東京都へ事前相談に行ったところ、「関東地方整備局に聞いてください」と言われ、関東地方整備局に聞いたところ、「国土交通省本省に聞いてください」と言われ、ようやく本省の担当官との事前相談にこぎつけ、相談案件についての概要を話し、申請書類と必要書類について指示を受けた。その後も、いろいろ書類を持参して面談だけでも4度、更に電話等でのやり取りを何度も重ね、書類の是非を巡って意見を擦り合わせ、ようやく特別認定の申請書を提出することができた。

大臣特認という珍しいケースで、海外での経験とい

う建設業法の適用範囲外のものを、いかに建設業法の求めている基準に合致していると立証・説明するかが大きなポイントだった。こういった困難な案件、一筋縄ではいかない案件こそ、我々行政書士の出番であり、要件だけだと合わないが、こういう見方もできると示すことで裁量の範囲内にもっていけるように業者さんを繋いであげることが仕事だと思う。解釈を巡って担当官と議論したりすることもあるため、日々の研鑽を怠ってはならないと感じる。

◆今後の業界の動向

2020年の東京オリンピック開催は無視できない。新しい施設の建築工事、既存施設の改修、道路・鉄道といったインフラの老朽化対策は急務である。台風等で東名高速道路が陥没した際には1週間もかからずに復旧させた土木技術、地震の多い関東であれだけの高さのスカイツリーを建ててしまう建築技術は、まちがいなく世界に誇るべき財産であり、日本の建物やインフラが褒められるようになってほしい。

その一方で、建設業界の高齢化と若年労働者の入職率低下は切実な問題である。国は、社会保険への加入促進を行うなどの対策を講じているが、それが根本的な原因ではない。「建通新聞」新年号のアンケートで

も建設業者が考える人材不足の要因は、ズバリ、収入の低さであった。建設業者の数が増えすぎ、競争が激化し、ダンピングが横行した結果、従業員や現場で働く人々の給料が少なくなっている。その時々に応じた適正価格での受注、適材適所の工事業者の選定という形で、1日も早く改善して欲しいと切に願う。

また、今の建設業法は大企業にベクトルが向いており、まさに汗水垂らして現場での工事を担っている中小零細企業にもっとベクトルが向いてもよいのではないか。例えば、審査行政庁によって裁量の範囲が広すぎ、同じ建設業でも、東京都と神奈川県では考え方が違い、それに伴って必要書類が異なり、業者は多摩川を超えて移転するだけで混乱する。行政庁の方にもっと現場を見て、生の声に耳を傾けてほしい。

行政書士が、協会や組合にも属していない中小零細企業の生の声を国へ直接届ける代弁者として、将来的に中央建設業審議会（建設業に関する国土交通大臣の諮問機関）のメンバーに加わるようになることを目指したい。

※1 特別認定とは、国土交通大臣が申請する会社の海外での経験が専任技術者の要件を満たすかどうかを判断し、認定する制度のこと

許可の概要

入管業

外国人は、出入国管理及び難民認定法により、日本に長期滞在する際、在留資格を取得する必要がある。日本での活動内容によって27種類の在留資格があり、申請先は入局管理局である。



丹羽 秀男

PROFILE

2007年3月登録

【著書】「こんなときどうする外国人の入国・在留・雇用」（第一法規）分担執筆
「民事渉外の実務」（新日本法規）分担執筆

◆事例1 「ポルトガルのレンガ職人14人を『技能』で招聘」

お客様がポルトガルのレンガ職人14人を「企業内転勤」で招聘しようとしたが、一定水準以上の学問・技術に達していないとの理由で不許可になり、当事務所に依頼、「技能」で再申請した。

14人は全員が中学校卒業で、ポルトガルの本社には2年～14年ほど勤務しており、在留資格「企業内転

勤」の条件はクリアしていた。問題は、レンガ職人の仕事が、在留資格「技術」、「技能」のどちらに該当するかにあった。審査要領を見ると、在留資格「技術」と「技能」の区別は、「技術」は一定事項について学術上の素養等の条件を含めて理論を実際に応用して処理する能力をいい、「技能」は一定事項について主として個人が自己の経験の集積によって有している能力を指すと記載してある。

「技能」の中で外国に特有の建築に係る建築技術者が該当しないか検討した。日本にガラスを持って来たのはポルトガル人であり、熟練した若い技術者が大勢活躍している。日本はレンガを製造する技術は高いが、地震が多いためレンガの建造物は少なく、熟練した耐火レンガ職人がいないのが現状であった。レンガ職人の仕事が如何に高度で熟練した技術であるか、設計図や写真等を添付して説明した。

また、建築技術者には実務経験が10年必要だが、当該技能を要する業務に10年以上の実務経験を有する外国人の指揮監督を受けて従事する者の場合にあっては、5年以上の実務経験で十分であるとわかった。

技術者14名の実務経験をもう一度見直すとポルトガル本社での実務経験10年以上が1人、5年以上は3人しかいなかった。諦めずにポルトガル本社に転職する前の実務経験年数を確認したところ、10年以上が6人、5年以上が8人で、全員がクリア、「技能」で申請し、全員の許可がおりた。

◆事例2 「ロシア人女性が『定住者』を取得して2年後に『永住権』許可となった事例」

2006年6月ロシア人女性は日本人男性と結婚し、在留資格「日本人の配偶者等」で在留していたが、2010年5月日本人男性が脳梗塞で死亡。2010年9月、在留資格「定住者」に変更。2012年9月、2回の更新の後、在留期間3年の許可を得た。

「定住者」の場合、永住許可の要件は5年以上継続して日本に在留していることだが、ロシア人女性は日本人の配偶者として4年、定住者で2年経っており、永住者の可能性について入国管理局に聞きに行ったところ、死亡定住^{※1}であり、「日本人の配偶者等」と「定住者」が連続している事も考慮して、緩和条件に該当するという回答だった。

2012年10月永住許可申請し、2013年3月永住許可がおりた。

「定住者」の在留資格で5年以上継続して日本に在留しているという要件を額面通りに受け取らず、粘り強く入国管理局で事前協議した結果、「定住者」取得2年後に「永住」が許可となった。

◆問題点

入管法上在留資格は27種類あるが、その活動内容に明確に該当しないが、入国した方が日本の国益にも資すると思う人もたくさんいる。法が実態に追いついていないが、入管も裁量はあるので、あいまいな部分を明確にし、要件にどのようなあてはまるか、入管職員に如何に「この人は要件にあてはまっている、問題ない」と思ってもらうかが行政書士の腕の見せ所である。

また、入管業務は、政府の方針や世の中の動きにより、刻々と変わっていく。1年前の常識が今年は使えなくなってしまうことはよくあり、その為に日々の勉強が大切であり最新の情報を早く獲得するのも大事な仕事となって来る。

◆今後の業界の動向

2020年の東京五輪開催に向け、外国人建築技術者の不足により、来年度から在留資格「特定活動」での受入が検討されている。

また、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことに伴い、国内の調理師学校を卒業した外国人留学生が日本料理店で修業する場合、2年間の滞在延長を2月から特例で認めている。

さらに内閣府の「選択する未来」委員会では、少子高齢化に伴う人口減を補うために毎年20万人の移民受入れの検討を開始した。これが実現すれば、2012年末現在の中長期在留者数が約203万人で、現在日本にいる外国人の10分の1もの人数を毎年受入れることとなる。

大量の移民受入れには文化的摩擦、治安や雇用への影響などが危惧される。また、国益も大きく損なわれる可能性がある。

移民国オーストラリアでは健康保険は永住者に限定され、失業手当等の給付は原則として、永住ビザ取得後2年以上を経過した者に限定されている。日本の国益を守るためには、上陸したての外国人でも日本人と同じように健康保険等が適用される現在の状況を改正することが必要と思われる。

※1 「死亡定住」：「日本人の配偶者等」として婚姻生活を送っていたが、日本人配偶者が死亡したことにより「日本人の配偶者等」の在留資格に代わって「定住者」を許可するもの。

許可の概要

薬事業

化粧品製造販売業許可は薬事法により化粧品を自社ブランドとしてOEM（委託者のブランドで製品を生産すること）製造させる場合、また、自らが海外から輸入する場合に必要である。化粧品を取り扱うことは、他の薬事法規制対象品目（医薬品等）を取り扱うことに比べ、異業種でも比較的容易であり、参入しやすい。



吉田 武史

PROFILE

2003年5月登録
薬剤師
ISO9001 主任審査員
メディレックス株式会社
代表取締役
一般財団法人日本薬事法務学会
理事長

◆事例1 「輸入に係る困難事例」

- A社：輸入販売業者（今まで薬事関連の製品輸入の経験がない）
B社：タイに所在する石鹸メーカー
製品：石鹸（化粧品）

お客様は現在雑貨関連を輸入している輸入販売業者（化粧品製造販売業許可未取得）のA社である。A社のバイヤーが展示会に行った際、タイのB社が製造する美容石鹸に魅力を感じ、日本に戻った後、早速この美容石鹸の使用感を社内で実際に検討するためにサンプルオーダーで少量（5シリーズを各3個で香り違い3種）を輸入することとなった。

サンプルとしてEMS（国際スピード郵便）でB社から配送、貨物が日本に到着した際、東京税関より「化粧品の輸入に係る許可証の写し（化粧品製造販売業許可証）をコピーにて送付」するよう連絡が来た。

化粧品は、サンプルとしての輸入の場合も手続きが必要（輸入しようとする製品の数量が一定数以下である場合を除く）であることをA社は知らず、サンプル自体の輸入ができない状態となった。

一定数量を超えるサンプルは厚生局に手続きの上、「薬監証明」を受ける必要があるため、薬監証明を当事務所で作成・提出し、「試験検査用の輸入」として無事通関することができた。A社の担当者は「実際に販売目的で輸入することになるかどうかはまだわからない、とりあえず製品を検討してみようという最初の段階で、手続きが必要になるとは全く予想できなかった。日本は本当に厳しい国だ・・・」と愚痴をこぼしながら、ようやく届いたサンプル用の石鹸を受け取った。

A社は薬事申請の最初の一步を踏み出したばかり。

その後待ち受ける許認可のハードルの高さ、成分調査、現地との交渉、言葉の壁、輸出入実務、為替リスク、カンントリーリスクのリスクヘッジ等、これからやるべきことは山積みである。

◆事例2 「製品クレームに係る困難事例」

- C社：化粧品の輸入販売業者（現在、多数の化粧品を輸入している）
D社：C社の輸入販売する製品の卸先、販売店
E氏：D社でC社の化粧品を購入した消費者、20代
製品：リップクリーム（化粧品）

C社は現在でも多数の化粧品を輸入している化粧品輸入販売業者である。C社製品の卸先であるD社担当者から「弊社のお客様であるE氏から『子供がリップクリームを食べてしまった。どうしたら良いか？御社の製品の品質安全に関するデータを開示してほしい』というクレームがあった」という報告があったとのこと。

C社はこのクレームに対してどのように回答すべきか、そもそも実際に回答をする義務があるのか、また、その後何か訴えられたりするような事態に陥ることはないのか、焦って当事務所に相談となった。

化粧品の誤使用に対する責任は製造販売業者にある。製品の誤使用に係るリスクは、あらかじめ製造販売業者によってリスクマネジメントされるべきである。ただし、通常の使用において、取扱い上の注意の不備に起因する誤使用等の場合でない限り、製造販売業者が直ちに責任を追及されるか否かは判断できない。また、薬事関連の業界では同業他社からのクレーマー等も多く、「品質・安全性」のために開示した情報が、実

際には同業他社に渡ってしまうリスクも高い。

C社はE氏に対し、迷惑をかけたことを謝罪、「弊社で指定の試験機関に理化学分析を依頼して詳細を確認いたしますので、製品を送っていただけないでしょうか？」と真摯に対応し、詳細な顧客情報を確認しようとしたところ、最終的にE氏はそれ以上、連絡を取ってくることはなかった。E氏のクレームが同業他社によるものかは現在でも不明であるが、当該製品の類似品がその後多く市場に出回る事となる。

その後、C社では製造販売業者としての社内教育訓練を実施。

消費者対応に関する社内での接客対応マニュアルを構築、システムの見直しを契機にISO9001（製品やサービスの国際品質マネジメントシステム）に準拠した是正対応を実施、後日認証を取得した。

◆問題点

どの業界でもクレームは数多く存在するが、特に化粧品に関してのクレームは不良製品の回収を含めた薬事法の対応に直結する。製造販売業者としては、顧客対応一つ挙げても、とても敏感な問題としてストレスを多く抱えている。コンプライアンス対応のアドバイス、並びに品質管理手法をどのように現場で活かすか

ということも含めたコンサルテーションができる専門家を薬事の業界は望んでおり、許認可取得は入口にすぎない。お客様に対してのコンサルテーションは、品質管理（ISO）、化学、生物学、薬剤学、物理学、貿易手続、必要最低限の語学（最低限英語）を含め、多方面の知識が必要。行政書士がお客様から業務を請負うためには継続的な知識習得を続けなければならない。また、一方向から見ただけではなく、角度を変えることがコンサルにつながる。質問は簡単に見えるが、的確に答えるには裏に何十倍もの経験や情報がある。

◆【今後の業界の動向】

「健康」「医療」「美容」「医薬」等、我々の生活と切り離すことができないキーワードのビジネスには必ず付随し、景気の動向に左右されにくいという背景をもつ薬事法務の業界。2014年の法改正では再生医療や医療機器のプログラムの許認可制度も導入され、さらに薬事法務における業界の顧客は広がる。行政書士業務として無数にある許認可業務の中でも、専門性が高い分、依頼の機会は様々なところに落ちている。

許可の概要

海外に日本の文書を提出する際、日本で作成した文書にどれくらいの信憑性があるか海外では全くわからない。そのため、外務省の証明をしてもらい、当該国の在日日本領事館で文書の真正性を証明してもらい、海外で通用するようにする。

認証手続き



塩田 英治

PROFILE

1995年3月登録
海事代理士
著書：「許認可申請メモ」
（新日本法規出版）

◆事例1「オーストラリアと日本の合併会社の定款認証」

オーストラリア側の企業3社が日本国内企業との合併による会社設立に対して出資を決定し、代表権のある役員が手続を統括しているという証明が必要であった。日本側に①オーストラリア側の議事録、②代

表者の宣誓供述書、③サイン証明書など、設立手続に必要な書類が送付されてきた。これらの書類は現地のNotary Public（公証人）が認証を付していたものだったが、その公証人がオーストラリアに帰属する官吏であるという証明（日本で言えば、公証人が法務省の機関である法務局に帰属しているということ）が付

されていなかった。

国内での法人設立予定日が迫っており、再度本国に返送し手続をやり直すと設立期日を延期せざるを得ず、後の営業活動に大きく支障が出てしまう。在東京のオーストラリア大使館領事部に相談したところ、オーストラリアは本国で国が登録しているNotary Publicについて、本国政府のデータベースと大使館との間でオンラインで確認できるシステムを構築しており、最近6カ月間に登録した新しい方を除けば文書にサインと印鑑を付したNotary Publicが政府公認の機関であることを、日本大使館内で認証してくれるとの情報を得た。

早速問合わせてみると、文書に付されたNotary Publicが政府登録を受けた者であることが確認できた。併せて手元の文書に、大使館がNotary Publicを認証した旨の証印も付してもらうことができ、無事予定の日程どおり定款の認証を済ませることができた。

◆事例2 「イタリアの帰化に伴う無犯罪証明認証」

イタリア・ミラノ在住の日本人女性（イタリア人男性と既婚）が、イタリア国籍を取得するため、日本でいくつかの公文書を取り寄せる必要があるという相談があった。その中で、公安委員会が発行する「犯歴のないことの証明書（無犯罪証明）」を日本側で代理取得し、翻訳を添えて当事者に送付することになったが、以下2点の困難が生じた。

①無犯罪証明は、申請書に本人の指紋を捺印し照合する必要があるため、代理での申請を認めてもらえない。

②無犯罪証明は公文書だが、外国で使用する場合には、外務省での公印確認の手続プラス当該当事国の日本における大使館領事部の認証を経る手続を踏む必要がある。①との兼ね合いで、手続の流れは、「ミラノ→日本外務省→県警本部→日本外務省→ミラノ（申請人）と経由し、再度日本に送付して翻訳と在日本イタリア大使館の領事認証付与を行わなければならない（伊←→日を2往復）。証明書自体の有効期限が3カ月であるため、文書の往復の時間と翻訳の時間を合わせ考えると間に合わない可能性が出てくる。また、無犯罪証明は封印されているため、本邦内で翻訳を付すための開封についてはどうすべきか？

①について申請は当事者が在ミラノ日本領事部から行う必要がある。外務省に事情を説明し、交渉の結果、県警本部から外務省へ送付され、公安委員会の公印を外務省が証明した時点で、小職がお客様から依頼を受けたことを文書を以て証明することで一旦証明書を外務省の窓口で受理することを認めていただいた。

ところが、時間を短縮するために、東京のイタリア大使館の窓口で手続を進めようとしたところ、大阪にもイタリアの領事部があり、日本の東西で厳格に管轄制を敷いているとのこと。お客様は本籍が岐阜県であるため、西の在大阪イタリア総領事部の管轄であることが判明。受理した証明書を在大阪のイタリア総領事部に送付。領事部内の翻訳担当部門で翻訳を付していただき、合わせて領事認証を付与。再度封緘した証明書を小職が受領し、本国に送付することで、1往復分の所要時間を短縮することに成功。証明書の有効期間内にお客様が手続を本国で執り行うことができた。証明書の開封については、イタリア当局が「一旦開封して認証後再度封緘したのが当事国の領事部である」ことからとくに問題としないとのことだった。

◆問題

認証は、基本的にハーグ条約^{※1}加盟国であれば、①アポステイーユ（日本の外務省証明）のみでよく、ハーグ条約非加盟国であれば①公印確認（外務省証明）プラス②在日本領事館の認証が必要となる。しかしながら、提出先によってはハーグ条約加盟国でも領事認証が必要になったり、翻訳まで認証が必要になったりする。都度、依頼先にどこまでの認証が必要なのか、翻訳も認証するのか等を確認することが必要だが、それが本国の外務省と日本の大使館で、また担当官によって言うことが違ったりすることが本業務の大変なところである。

※1ハーグ条約：オランダのハーグで締結された国際私法条約の総称で、外国公文書の認証を不要とし、アポステイーユのみの付与で済むこととした。

許可の概要

産廃業

産業廃棄物の許可は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬等を定めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者が必要な都道府県知事等の許可である。



伊藤 浩

PROFILE

1996年5月登録
行政書士 ADR センター東京センター長
【著書】「あなたのペットトラブル解決します」「ペット業 開業・営業ガイド」(角川学芸出版)「いま知ってほしい養子縁組のはなし」共著(日本法令)

◆事例1 「産業廃棄物収集運搬業の基本的困難事例」

行政書士登録間もない新人が産業廃棄物収集運搬業の許可を申請するのは簡単に見えて奥が深く難しい。なぜなら、産業廃棄物は事業活動に伴って生じる廃棄物の中で、量的、質的に環境に著しい影響を及ぼす恐れがあり、市町村では適正な処理が困難であると考えられるものをいい、燃えがら、汚泥、廃油など19種類におよび、どの品目に該当するのか、まずはここでつまづく。例えば、排出事業者から廃タイヤを処分場まで運搬する相談を受けたと仮定する。知識がないと、タイヤはゴムだから「ゴムくず」、ホイールは「金属くず」と考えてしまう。お客様もそう言っていたから・・・と安易に考えていると落とし穴がある。ゴムくずとは天然ゴムを指すのであるが、廃タイヤは合成ゴムなのである。よって廃タイヤは「ゴムくず」ではなく「廃プラスチック」にあたる。

お客様から依頼され、十分な知識もないのに安請け合いですと許可は得られたとしても結局、お客様が欲しい品目の収集運搬業を営むことができないという事態になる可能性がある。

◆事例2 「産業廃棄物処分業」

産業廃棄物処分業は収集運搬業に比べ質的な難しさが違う。いうまでもなく、環境を汚染しうるものが産業廃棄物なのであるから、これを処分するには厳格にならざるを得ない。環境保全が大前提である。

①敷地の問題：土地に工場が作れるのか、開発許可^{※1}をかけると使えるのか。下水道の設備がない場所だと水道管等をひかなくてはならない場合もあり、それだけで膨大なお金がかかるケースがある。更に施

設までの搬入道路において運送車両がすれ違える程度の幅を確保することが求められ、場合によっては自分で道路を敷設する必要がある。

②処理方法：どの産業廃棄物をどのように処理し（破碎、圧縮、溶融、乾燥、中和化、焼却等）、そのためにはどのような機械が必要になるのか。機械のデータ処理量も単にパンフレットを信用してはいけない。処理しているところを見に行ったり計測したりする。

③広さ：迷惑施設には各地方自治体により緑地規制が定められており場所によっては事業地の20-25%は緑地を作るよう指導される事例もある。概して市区町村の職員は担当課以外で知っている人は少なく、みどり保全課等担当課のみが知っているという事例もある。業者は100%土地を活用したいが、緑地規制があると75%-80%しか使えなくなる事例もある。古墳が出てきて計画が駄目になったこともある。調査は果てしない。

④環境に与える影響：機械を作動（処理）してどのくらいの騒音・振動があるのか、大気汚染・水質汚濁は大丈夫か。特に臭気に関しては、慎重な取扱が必要である。

また、このようなハード面のみならず、産業廃棄物の処理施設予定地の周辺地域に対する対応が問題となる。市町村の同意や住民同意の説得も必要である。地域の各種団体の理解も必要である。農地の場合には農振除外、農地転用、開発行為、建築基準法の規制解除（迷惑施設の設置許可）など、順調にいった最低5年はかかる。敷地面積、処理設備等々を概算して数億、いや数十億、が必要になる場合もある。簡単にクリアできるような許可ではない。万が一、不許可になるよ

うなことになれば損害賠償の可能性もある。この許可業務に関しては、各専門職とタッグを組まなくては乗り越えることはできない。プロジェクトマネジメントのスキルも必要である。

◆問題

さまざまな法律、命令、条例、規則、要項が関係してくるため複雑である。どの分野の業務も同様だが、常に最新の情報を入手するよう注意をする必要がある。市町村、都道府県によっては、産業廃棄物収集運搬業や処分業者が今までいなかったため、許可に関する知識が全くない場合がある。役所での情報も古い場合もあるので、自分で再確認する習慣を身につけることが重要だ。

自分のアンテナは広範囲に張り巡らせておく。机に向かっていただけでは前に進まない。許認可業務は、産業廃棄物関係に限らず、市町村や都道府県によって、提出書類や添付書類がかなり異なる場合がある。もちろん、条例や規則が違うからということもあるが、任意で提出を求められる書類もあるので、既成概念にとらわれずに取り組むことが必要だ。

※1 開発許可：無秩序に市街化が進んだり、道路や公園といった安全で快適な都市生活を営むために必要不可欠な施設の整備が行われないままに市街地が形成される事態を避ける都市計画法上の制度、都市計画で用途地域を定め、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた。

許可の概要

旅館業・風俗営業

1. 旅館業許可は旅館業法により構造設備が基準を満たしていること、都道府県の条例で定める換気、採光、照明、防湿、清潔等の衛生基準を満たしていることを条件に宿泊施設に与えられる許可である。
2. 風俗営業許可は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、また少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、営業時間、営業区域等を制限し、その範囲内で許可を与えるものである。



南 秀明

PROFILE

2006年3月登録
風俗営業部長

◆事例1 「旅館業許可申請」

ホテル（ビジネスホテル）の許可を取得する際、Y市で旅館業許可の取得をするには、(1)旅館業法、(2)旅館業法施行令（政令）、(3)旅館業法施行規則（省令）、(4)旅館業法施行条例（県条例）、(5)旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例（市条例）、(6)旅館業法施行細則（市細則）、というように法律から細則まで多くの定めにより審査される。(4)以降に関しては都道府県・市区町村でそれぞれ特色があり、申請する度に驚くような添付書類を要求されることがある。

Y市における旅館業許可申請を受任し、福祉保健

センターに初回の事前相談に伺った際、いままで聞いたことのないような添付書類が必要であると知らされた。それは、①事前審査願に対する事前審査結果通知書（保健所）、②消防法令適合通知書（消防署）、③給湯能力計算書（自己作成）、④建物外観全体のマンセル値を記載した図面（自己作成）等で、②の消防法令適合通知書以外は聞いたこともなかった。

①は、主として外観に対する事前審査で周辺の保護対象施設（公園や学校、保育所など）に対し保健所から1件ずつ支障がないかを問い合わせするというもの。今回は既に営業しているホテルの譲渡で施設改修の休業を挟まず、一晩で看板だけを掛け替えるという申請

だったため、事前審査は申請時の外観での審査となり現業者の看板のままで審査となる（つまり、既に許可されている建物・看板についての事前？審査）。この時点で少し疑問を持ったが、手順通りでなくてはならないため、指示のとおり申請した。ただし、この申請の結果の直後、今度は新業者の看板に掛け替えるための全く同様の事前審査願が必要となり、同じ手順を繰り返すこととなった。1回目の事前審査には、どのような意味があったのか不明である。

②の消防法令適合通知書は、管轄の消防署での交付申請となる。私が交付申請の事前相談のため、消防署へ訪問し相談すると「現業者に対して設備等の改善指導を出しているが、それに対する報告が返って来っていないので、本件建物に消防法令適合通知書は出せない。交付申請も受け付けられない」との返答だった。現業者に対する指導が、何故に新しい業者の許可に影響するのか？こちらでも疑問を持ちつつ、現業者に頭を下げお願いし、報告書を提出してもらった。これでやっと消防法令適合通知書交付申請が出来る、と思っていると消防署より、「現業者の営業時間中に、新業者のための調査は行えない（現業者の営業妨害になってはいけないので・・・）」との事。「現業者と新業者の間で（消防署の立入り調査に関する）契約書か覚書を作ってもらいたい」ということで、さらにひと手間かかった。③、④に関しては保健所から助言をいただくことさえ全く出来ず、ただひたすらに文献とネット情報を検索しようやく許可をいただくことが出来た。

本件のお客様とは数度のお取引があったため、最初の見積り時に「前回と同じ報酬額で大丈夫ですよ」と簡単に伝えてしまったが、私の手間は前回業務の数倍となり、あまりにも「割の合わない」業務となってしまった。

◆事例2 「風俗営業許可申請（社交飲食店）」

東京都内において、社交飲食店の営業時間は午前0時までの地域と、午前1時まで許される地域がある。ある業務の際、私はお客様からの相談の時点で商業地域であることと住所の番地から気軽に「その場所は午前1時まで営業可能な地域です」と口走ってしまった。依頼者は、午前0時で店を閉めなくてはならないので

あれば時間が少し早いので、社交飲食店ではなく接待行為のない「深夜営業のバー」として営業するつもりだったが、午前1時まで営業できるのなら接待行為のある「社交飲食店の許可」を取得しよう、との判断となった。

私が業務に着手し、実際に現地の周辺調査をすると、その店舗は住居専用地域から10メートルしか離れていない地域であることが判明した。そのような地域では午前0時までしか営業ができない。結果として、私は間違った情報をお客様に伝えてしまい、依頼主に間違った判断をさせてしまった。その旨を報告し謝罪すると、少し考慮したうえで「もともと女性はおくつもりだったから社交飲食店の許可をとる」とのこと。正直なところ、ほっとした。

私へ相談をする以前に店舗の賃貸借契約を締結していたので、「どうしてくれるんだ！」という事にはならなかったが、曖昧な知識でものを言うとお客様にも判断を誤らせてしまうという事を肝に銘じた。

◆問題点

風俗営業や、飲食店営業、旅館営業など一部の許可取得業務は、申請地によって添付書類や審査要綱に大きな違いがある。これは単なる「地域の特性」による差であり許容の範囲なのか？疑問が残る。しかしながら、現状に大きな変化を期待することはできず、申請先への事前相談や個人の知識の研鑽、情報交換が今後必要であることに変わりはないと感じる。



▲森山潤部長

(取材：森山 潤、大門則亮、國井美樹、武田敬子)

行政書士フェスタ 2013

『～福島の今を考える@東京～』

パネルディスカッション記録

2013年12月6日(金)に行われた「行政書士フェスタ2013～福島の今を考える@東京～」では、地元の復興大使や女性農業者、学識経験者、ジャーナリストをお招きしてパネルディスカッション「聞かせていただきます。福島は今」が行われました。当日は根元匠復興大臣も会場を訪れ、郷土料理を試食し、復興支援を呼びかけた。その内容の一部抜粋を誌上でご紹介します。

パネリスト：渡邊とみ子(かーちゃんのか・プロジェクト協議会代表)
神田 武宜(うつくしま復興大使)
塩谷 弘康(福島大学小規模自治体研究所 行政政策学類教授)
藍原 寛子(Japan Perspective News 株式会社代表)
森山 潤(東京都行政書士会広報部長)
コーディネーター：伊藤 友子(野菜ソムリエ)



司会の野菜ソムリエ伊藤友子さん

伊藤 皆さま、こんにちは。今日は、12月にしては比較的暖かい日となっていますね。「行政書士フェスタ2013」にお越しいただきまして、どうもありがとうございます。ここからの時間は、「聞かせていただきます。福島は今」と題して、復興に向けて力強く活動していらっしゃる皆さまをゲストにお迎えして、お話を伺っていききたいと思います。このコーナーを進行させていただきます。私、野菜ソムリエの伊藤友子と申します。どうぞよろしく願いいたします。私たち野菜ソムリエは、生産者と生活者を結ぶ架け橋のような仕事もさせていただいています。その中で、仲間で作った「チーム福島」というのがありますが、先月福島に視察に行かせていただいて、安全、安心な野菜がどのように作られているのか、そして実際に買って食べたりもしました。そこで、現地の方々から逆にたくさんの笑顔と元気をいただいていたしまいました。今日はそんな皆様にゲストにお迎えしてお話を伺っていききたいと思います。

その前に、去年のこのコーナーですが、「福島から食の安全を学ぶ」と題しまして、福島の有機農家や、茨城大学の中島名誉教授などにもお越しいただきました。その中で、「福島のお話」というお話もありました。有機質の土にはミネラルがいっぱいあって、野菜はとっても頭が良くて、そういうミネラルを吸って、安全に育ってくれています。私たち日本人は、そんな土を含めた温かく美しい大自然に守られて暮らしています。聞いてくださった皆さまから、本当に良かったというお声をたくさんいただきました。

そして第2回目となる今年、震災で壊れてしまったものは、建物とか道路だけではなく。家族や地域といった、人と人とのつながりも壊れてしまいました。いまだに被災した方のうち約28万人、福島県だけでも15万人(2013年12月時点)が避難生活を送っています。そんな厳しい現状の中、もっとも大切なことは、「地域

のコミュニティーの再生、そして人と人との共感」ではないかと思っています。今日はぜひ、

ご来場の皆さまの大切な人を思い浮かべながら、一緒にこの時間を過ごしていただければと願っています。皆さま順番に自己紹介をしていただきたいと思っています。まず、渡邊とみ子さんからお願いいたします。

渡邊 皆さんこんにちは。飯舘村から福島市のほうに避難生活をしております。現在、「かーちゃんのか・プロジェクト」を立ち上げ、福島市で阿武隈地域のかーちゃんたち(女性農業者)と一緒に、新しい仕事興しをして、頑張っております。家族4人ばらばらになるのがいやだったので一軒家を借りて、そして畑も借りて、あきらめない心で頑張っております。

伊藤 それでは、うつくしま復興大使でいらっしゃいます神田武宜様、お願いいたします。

神田 皆さん、こんにちは。復興大使は福島の新新聞社が主催する事業ですが、中学生、高校生、そして私たち大人を入れて全部で72人が任命されております。震災後の友達作戦では、アメリカに随分助けをいただき、10月17日から22日まで、ニューヨークで行われた「第2回ニューヨークコーラスフェスティバル」で、カーネギーホールにおいて、そのお礼のスピーチをさせていただきました。福島のママさんコーラスの人たち140人と一緒に行ってまいりました。

伊藤 では続いて、福島大学小規模自治体研究所・行政政策学類教授塩谷弘康様、お願いいたします。

塩谷 皆さまこんにちは。福島大学の塩谷と申します。福島大学に赴任してかれこれ20年位になります。小規模自治体研究所というのは、研究所といっても特に場所もなければ予算もなく、研究グループのようなものです。福島の場合には平成の大合併で、90あった市町

村が59まで減りましたが、まだまだ合併しないで頑張っている小規模自治体があります。そうしたところに学んでいこうという研究グループです。今回の震災を受けて「カーちゃんの力・プロジェクト」いうものの立ち上げに関わりました。研究者というと、どちらかというと第三者的、あるいは客観的な立場から物事を見るんですが、被災地にいる、福島に暮らす者としての生活者の立場で今日はいろんな発言していきたいと思っています。

伊藤 では続いて、フリーランスのジャーナリストでいらっっしゃいます、Japan Perspective News株式会社、このパースペクティブというのは、「つりあいの取れた見方」とか、ラテン語で「先を見通す」というような意味があるんですが、藍原寛子さんです。

藍原 皆さま、こんにちは。今回、このようなフェスタを開催していただきました東京都行政書士会の皆さま、そして福島から有機農業のネットワークの皆さまをはじめ、双葉町の皆さんも、こういった形で活動されていらっっしゃることに、心から敬意を表します。私、福島県内を中心に、ジャーナリスト活動しております藍原寛子と申します。震災前は地元の新聞社の記者をしておりまして。だいたい20年ぐらい仕事をしておりまして、県内あちこちくまなく回って、本当に美しい福島、そして人のいい福島の人々、おいしい食、いろんなものを取材を通して体で感じてきた人間ですが、この震災の後には、原発の被災の状況とか人々の声を中心に取材をさせていただいております。そういった取材で聞いた福島の声、ぜひこの場で皆さんにお伝えしたいと思っております。今回参加させていただきましました。

伊藤 では、このイベントの主催でもあります、東京都行政書士会広報部長の森山潤様からは、昨年に続きまして東京都行政書士会で、どうしてこのようなイベントを企画なさったかの趣旨も含めて、お話しさせていただきたいと思っております。

森山 皆さん、こんにちは。東京都行政書士会の広報部長をしております森山と申します。福島県は地震、津波、原発事故の放射能汚染、そして風評被害と四重の被害を受けて、大きな痛手を蒙りました。支援していくことが国民としての務めだと考えています。CSR（企業の社会的責任）という言葉がありますが、企業ならずともSR（社会的な責任）をどう果たしていくのかで、その職能集団の社会的な真価が問われる時代になってきていると思っております。

行政書士会としましても、そうした社会的責任の一端を果たすことで、皆さまに行政書士というものをもっと知っていただきたいと考えています。去年は、食の安全という観点からお話をしました。福島は循環型、自然型の農業が早くから行われていたところですが、放射能で土壌が汚染されて、大きな痛手を受けた。また、風評被害が収まらなかったということがあります。今年、コミュニティの再生から復興は始まる。それが第一歩だということで、人と人との共感をテーマに、この有楽町からメッセージを送らせていただきたいと思います。



パネルディスカッション「聞かせていただきます、福島を今」

伊藤 福島は、震災によって四つの被害が重なりました。まず地震、それから津波、放射能汚染、そして風評ですね。震災当時の状況は、想像を絶する状態だったと思います。その辺を、皆さまにお伺いしたいと思っております。では、まずご本人も被災された「カーちゃんの力・プロジェクト協議会代表の渡邊とみ子さん、伺えますでしょうか。

◆毎日、地元の新鮮な食材を使って、健康で体に良いお弁当やお餅、漬物とか、お菓子などの加工食品を作っています。

渡邊 はい。震災当時は情報が全くなく、携帯も通じない中で、カーラジオで大変な津波だったということを知りました。私が住む飯館村にもいろんな方たちが避難してきました。私も含め、婦人会の方たち皆さんで炊き出しをして、飯館村にきた方に食事を提供したりということを生懸命やっていました。そして、3月14日に2回目の爆発音が出て、大変だということで自主避難をしました。

私は当時、まさか飯館があんなに汚染されて、故郷を去らなければならなくなるとは全く考えてはいませんでした。飯館村オリジナル品種の「いいたて雪っ娘」（かぼちゃ）、「イータテバイク」（じゃがいも）をどうやってつないでいこうかということ、県庁や村の職員と相談しながら、前に進むことしか私の中にはありませんでした。避難先では畑を借りて、畑といってもゴロゴロとした粘土質の田んぼなんですけど、そこで種をまいて、芽を出してくれた「いいたて雪っ娘」に涙を流しました。30年かけて品種改良、開発してきた育成者の菅野元一さんや研究会の仲間たちと世の中に出すんだという、太くてぶれない軸があったので、私の夢であり目標を原発を理由に止めてしまうということは考えませんでした。やるための知恵を出して頑張りました。そして、収穫が無事に終わったときに、塩谷先生たちのご提案で「カーちゃんの力・プロジェクト」のお話を聞いて、原発で避難を余儀なくされた阿武隈地域、飯館村、浪江町、葛尾村、旧都路村、川内村の5町村でつながっている「いなかみち」という阿武隈地域の「カーちゃん」たちと一緒に、技や食、いろんなものをつないでいこうということで、大学の小規模自治体研究所の契約社員として入りました。現在12人で毎日、地元の新鮮な食材を

使って、健康で体に良いお弁当やお餅、漬物とか、お菓子などの加工食品を作っています。今は「かーちゃんのカプロジェクト協議会」の事務所でもあるコミュニティ茶館「あぶくま茶屋」というところで、仕事ができることを幸せに感じています。

伊藤 「かーちゃんのカプロジェクト」という、とてつもない素晴らしいプロジェクトが今、どんどん大きくなっていますので、この話はまた後ほど詳しく伺いたいと思います。では、同じく震災直後からの様子を神田武宜様に伺いたいと思います。

◆福島県を生きた教材として見てほしい。そして触れ合って、交流をしてほしいと思っています。

神田 震災のとき会津盆地の湯川村にある自分の家に戻って見たら、南相馬市からの避難者の方たちが移ってこられて、公民館を開放して受け入れを始めました。限界ってやっぱりあって、混乱しているんですね。村の人に、避難所で役立つために食料だとか、衣類とかを持ってきてくれるように呼び掛けました。そうしたらどんどん集まってきてしまって、收拾がつかない状況になってしまった。私たちと高校生、大学生が中心になって、30人ぐらいでボランティアのグループを作って、2週間ほどその仕分けとストックのお手伝いをしました。3日目ぐらいに避難者の方が100人を超して、行政も私たちも初めてのことで、全く分からず、とにかく3者面談をやろうということで、行政側、避難者の方たち、それと私たちの代表者が集まって、膝をくっつけて話し合いをしました。それからスムーズにいったように感じます。



うつくしま復興大使 神田武宜さん

湯川村というのは、会津盆地の真ん中、米所です。避難者にお渡しする食事はおにぎりなんです。赤十字の方たちが集まってくれて、毎日白いおにぎりを作るんですが、ちょうど3月ですから、野菜があんまりないんです。食器とかはあるのですが、それを使ってご飯をよそったらお菜がいる、そういう状況がしばらく続いたんです。私たちはそれが非常に心苦しく、今でもあれで良かったのかなと思っています。

限界を見て、私は去年仕事を変えました。より地元に近い行政にもう少し近いところで仕事をしたいと思い、会津の真ん中に道の駅を作るプロジェクトがあります。湯川村と隣の坂下町が共同で作るんですが、今そのプロジェクトに参加して駅長として開設準備に当たっています。私は会津なので、放射線量はたいしたことはなかったんですが、会津を襲ったのは風評被害です。

どのくらいひどいかというと、会津若松市に教育旅行というのがありますが小学校、中学校、高校が修学旅行とか宿泊訓練だとかで、会津若松市を訪れる数が震災前は1年間に1081校あったんです。それが、震災の次の

年、平成24年は566校に減りました。福島県内からの教育旅行を除けばたったの210校です。震災前は841校でした。ですから福島県を除いた数字だけで言うと、去年は24パーセントになってしまいました。今年はというと、42パーセントまでしか回復してないんです。これが風評被害です。全国から子どもたちが、福島県内に来てほしいと思います。そして、生きた教材として見てほしい。そして触れ合って、交流をしてほしいと思っています。

伊藤 はい。子どもたちの未来、そして希望のためにもぜひ、来てほしいなと思います。子どもたち、それから世界のこと、福島の県内全てのことをずっと取材し続けていらっしゃる藍原寛子さん、いかがでしたでしょうか？

◆原発が終息して冷温停止という発言もありましたが、実際には、いろんな問題が時間差でどんどん積み上がっていくという状況があって・・・

藍原 私、震災前は地元の新聞社で記者をしていましたが、震災の当時は国会議員の秘書をして永田町にいました。参議院の予算委員会があって、東北で大きい地震が起きたということでテレビを見ていたら、いわき港に津波が押し寄せているというような表現があって、地元の人が聞くと、「あれっ」で感じになるんですね。つまり、小名浜港とか久之浜港とか四倉港っていう港はあっても、いわき港っていう港はないんです。そのときに、地元のことが分かる人が、地元の人々の顔が目に浮かぶような状況で、情報を外に発信していないと痛感したものですから、私も神田さんと同じように、震災がきっかけで仕事を辞めて地元に戻ってきました。当然震災直後で、仕事はなかったですね。

でも、「仕事」はありました。それは本当に人のために役に立つ仕事。避難所を回って物資を運んで、人々の声を聞いて皆さんが何を必要としているのかを知ること、それこそが本当のニュースだと思ったんです。新聞とかテレビには載っていないけど、私だけができる本当に重要な仕事だと思って避難所を回って、いろんな情報を集めていました。皆さんがもっと情報が欲しい、もっと聞きたい、みんなどうなってるのって。私たちだけが何も知らされていないんじゃないかと言ってお爺ちゃん、お婆ちゃんたちが泣くんですよ。もう何というか、あのときのことを思い出すと、とっても切ない気持ちになります。

先ほど伊藤さんが四重の被害とおっしゃいましたが、当時も、当時は避難の危機がありました。避難の後の、今度は避難所の危機があって、避難所の危機の後は、仮設あるいは借り上げ住宅、そこでの困難さ、そして今は除染とか食品の測定とかいろんな問題が起きていますが、それがどんどん上に積み上がっているような状態です。原発が終息して冷温停止という発言もありましたが、実際にはいろんな問題が時間差で積み上がっていくという状況の中で、福島の人たちは支えてくださる周りの方々や東京の方たちとつながってこの状況をみんなで解決していこうと取り組んでいる。その途中経過をレポートするということは、とても重要な仕事をしているんだなと思っています。

伊藤 ありがとうございます。東京にいる私たちには全

然知らされないようなことも、藍原さんはいっぱい取材してくださっています。『日経ビジネスオンライン』の「福島の視点」というコラムに、相原さんがお書きになった記事が掲載されています。ぜひ読んでいただきたいと思います。そして、塩谷先生ですが、震災当時、和歌山県にちょうどいらしたそうで、和歌山から福島に戻るだけでも大変だったようですが、めちゃくちゃな状態の福島に戻られたということなんですね。

◆今まさに放射性物質のある意味の、“見える化”が進んでいる。そういうものと、共存させられているという状況があるわけです。

塩谷 はい。今お三方のお話を伺ってまして、補足的にお話ししなきゃいけないかなと思ったのは、福島はとにかく広いんです。面積で言いますと北海道、岩手に次ぐ全国で3番目の面積を持っています。東側から会津、中通り、浜通りというふうな三つに区分されます。それぞれに文化、風土、生活、習慣が大きく違ってきますし、先ほど四重の被害というふうなお話がありましたけれども、それぞれの地域で受けている被害というものも違います。先日、南相馬市に行く機会がありました。福島市から川俣町、それから渡邊さんの出身地の飯舘村を通して南相馬市に行ったんです。10月だったんですが、全然風景が違うんですね。川俣町、それから福島市は稲の刈り入れの時期で、まだ刈り入れてないところは黄金色の田んぼが広がっている。あるいは、「はせがけ」といって、収穫した稲を掛けている、そういう風景が見られる。ところが飯舘村に入ると、まさに国の直轄除染の最中で、重機が入って大地が削られて黒い土が見えているという状況。それから南相馬に入ると、そこは一面緑なんですね。なぜ緑かということ南相馬市は震災以降3年間米を作っていません。ですから、田んぼであっても緑なんです。でも野菜は作っているんです。さらにそこから港の方まで出ますと、今度は津波の被害がまだ残っている状況です。もう少し原発に近い南相馬市の小高区であるとか浪江町に入ると、そこは放射能汚染とそれから津波被害の両方を受けていますので、まさに震災のときから時間が動いていない。崩れた家がそのまま残っていたり、あるいは農地に船が打ち上げられていて、そのまま朽ちていたりという状況にあります。ですから、福島のことはお伝えしたいんですけども、あまりにも多様ななかなかひと言では言えないという状況です。私自身が一番語れるのが、その中でも福島市です。福島市は原発から60キロくらい離れていますがけれども、結局避難対象の地域にはなりません。とはいっても普段に比べれば比較的高い濃度の放射能汚染を受けているところです。

震災以降は交通機関が止まる、そして放射能汚染を受けたということで、なかなか外からの人に来ない。宮城

だとか岩手のほうはボランティアが行くんだけど、福島市にはなかなか人が入ってこない。ましてや学生もなかなか来ないという、そういう状況が続いていました。今そういった状況は、3年目に入ってだいぶ落ち着いたような感じはします。しかし、以前と同じような生活を取り戻しているかということ、決してそうではありません。福島市からも自主的に県外に避難された方は多数いらっしゃいます。大きな変化としては二つくらいあると思っています。

一つは、福島市に関してはようやく外から人が入るようになってきている。他の大学の学生さんも福島に学びたい、福島を支援したいということで、いろんな形で入ってきていただいている。これはやはり1年目とは全然違います。

それからもう一つは、今、福島市は除染の真っ最中なんです。除染というと、何かこうハイテクなイメージがあるように思われますが、全然違います。高压洗浄で吹き飛ばすともた放射性物質が飛び散りますので、実際やっているのは、庭の表土をはぎ取るとか、あるいは壁だとか屋根を雑巾で拭き取るとか、そういう作業なんです。そうやって拭き取ったもの、あるいは除去したものが、自分の目の前からなくなればいいのですが、それを持っていく場所がありません。いわゆる仮置場というのがないですから現地保管。現地保管というのは、要するに庭に穴を掘って埋めるとか、穴を掘るところがなければ庭とか敷地に積み上げて、それをブルーシートで覆っている状況です。よく放射性物質というのは目に見えない、痛くもかゆくもないから怖いと言われているわけですが、今まさに放射性物質のある意味での、“見える化”が進んでいる。そういうものと、共存させられているという状況があるわけです。じゃあ危険かということ、そうではないんですね。ちゃんと容器に入っていますし、土で覆われてその上からブルーシートを被せていますから、放射線量を計ってみると全然高くはありませんが、心理的なストレスとして残っているのかなと思います。それが、3年目を迎えた福島市の状況です。

伊藤 去年に続き、森山部長は福島の取材をしていらっしゃいますが、その中で今年も行かれて、何か感じたことはありましたでしょうか？

◆この季節だと鳥の声、それからとんぼがとんでたり、さまざまな生き物の気配があるはずですが、それが少ないんです。

森山 今年（2013年）11月15日と16日、南相馬市の小高区から飯舘村に行き取材をしてきました。飯舘村というところは、阿武隈山系の北部の高原に広がる自然に恵まれた美しい村です。相手を思いやる「までい」という生活文化が残っている地域です。「までい」とは地域の方言で「丁寧に心をこめて」という意味です。高原野菜や花卉、凍大根など特産品がたくさんあります。村役場に行きまして、村役場の前に線量計があります。その線量計が0.5から0.7マイクロシーベルトで、これはだいたい東京の10倍位の放射線量です。そこに、除染の責任者をされている村役場の元職員の方がお見えになり、その方の話を聞くことができました。



福島大学小規模自治体研究所 教授
塩谷弘康さん

飯館村は全村避難ということで、分散世帯の最も多い村ですが、帰村のめどが立たないだけではなく、村人のつながりがずたずたになってしまったんだというお話でした。除染については2回ほど行ったけれども、山のほうの除染が進んでないということもあって、線量が元に戻ってしまう。除染作業に意味はあるのかを問い直さなければならぬというお話でした。そして、「ちょっと耳をすましてください」というので、みんなで顔を見合わせたんですが、静かなんですね、すごく静か。この季節だと鳥の声、それからとんぼがとんでたり、さまざまな生き物の気配があるはずなんですが、それがありません。桜の木が立ち枯れになっているのは、桜の幹に付いている苔に高濃度の放射能が含まれているからなんだそうです。目に見えない放射能の影響が、こういう形で出ているのかと実感しました。

その後、帰還困難区域の長泥地区の通行禁止ゲートまで行き、そこから先は入れないのですが、計ったところ、空間線量が5マイクロシーベルト、地面にある枯れ葉に近づけますと9マイクロシーベルト位まで上がります。除染が進んでいない、帰還のめどは立ちそうもない、そういうことを思いながら、帰ってまいりました。

伊藤 ありがとうございます。今日のテーマである人と人とのつながりというのが、一番とにかく大事ではないかということ、皆さん先ほど打ち合わせのときにもおっしゃってました。これからコミュニティーの再生、人と人とのつながりというのを、どのようにしていったらいいか、その話をお伺いしたいと思います。まず、うつくしま復興大使の活動について、神田様、ニューヨークのカーネギーホールに行かれたということですが、どういった内容だったのでしょうか？

◆**ニューヨークでは、市役所の広報課に行ったときに、最初にその人から聞かれたのは、「コントロールされている」って本当ですか？・・・それだったんです。**

神田 はい。テレビ、新聞等々に出ている情報が果たして事実なのかどうかというのが、私たち福島県民としては非常に疑問が残るところです。復興大使として72人のメンバーが手分けして全都道府県に行って、たとえば県庁とか主要な関係機関を訪問させていただいて、状況や問題点を伝えるという活動をしています。ニューヨークでは、市役所の広報課に行ったときに、最初にその人から聞かれたのは、「コントロールされているって本当ですか」、まず第一発目がそれだったんです。私たち復興大使は福島民報社の方と一緒にいったんですが、報道機関としてそして一福島県民としては、あれはうそですということ話をしました。今何が起きているのかというのを、そのままちゃんと伝えることが、ものすごく大切なのではないかなと思っています。

コミュニティーに関しては本当に難しい質問で、会津には仮設住宅がありますが、避難されている方は大体が雪をあんまり知らないところからの方です。浜通りのほうの人、雪を知らない人たちが会津に来て、会津はここ2、3年豪雪です。一遍でまいっちゃったみたいです。そのくらい違うんです。文化も環境も違うところで生き抜

いていらっしゃる方は大変だということで、市でも町でも、その方たちに対してのメンタル面も含めたケアをどうするかを考えています。

伊藤 ありがとうございます。では、藍原さん、福島を元気にしよう、頑張ろうとしているたくさんの方を取材している中で、印象に残っている方はいらっしゃいますか？

◆**大人たちは今何をしているのかといたら、すごく勉強しています。**

藍原 震災以降、福島の人たちがどういうふうに変ったのかというのを、紹介したいと思います。私もアメリカやフィリピンで暮らしたんですが、今日もアメリカと一緒に取材したジャーナリストの人が来てくれています。他の国の人と比べても、福島の人って大変なときに何かをするってところがあって、最初はとっつきにくいんだけどあとですごく親しくなる、そういう県民性なんです。大人たちは今何をしているかといったら、すごく勉強しています。原発のこととか、放射能のこととか、社会のこととか、世界のこととか、大人たちが今すごく勉強しているんです。皆さんいろんな勉強会を県内で行っていて、幼稚園や小学校、保育所とかで夜遅くまで5人、10人で勉強会しています。

それから、昨日、大熊町の教育長さん、大熊町って全町避難になってしまった原発汚染の一番ひどい町なんです。その教育長さんに訊きました。そうしたら子どもたちが、もう4回、5回転々として落ち着かなかった子どもたちがすごく大人になりました、とおっしゃっていました。

私、毎年かかさずNHKのラジオの夏休みの子ども電話相談を聞いています。去年も今年もそうなんですが、いろんな質問をした後に必ず福島県の子って、「ありがとうございました」って言うんです。震災後、子どもたちは、今こうやって生活できているのはいろんな人に支援されているからなんだよって。急に大人にさせられたというところもあるんですが、子どもたちが私たち大人にいろんなことを教えてくれていて、私は聞きながら実はちょっと、うるうるしてしまいました。これから福島、すごく頑張っていけるんじゃないかな、大人たちが子どもたちによって元気づけられている、そんなことを、取材などを通じて感じたりしています。

伊藤 「ありがとう」という意味を、子どもたちは体で感じていて、逆に大人の私たちが教えてもらっているような気がいたします。そして「かーちゃんの力・プロジェクト」、まさに地域の復興には、すごい力を今發揮しているということで、塩谷先生がまずこのプロジェクト立ち上げのお声を上げたわけですが、どうしてこのプロジェクトを考え付かれたのでしょうか？



ジャーナリスト、Japan Perspective News 株式会社 代表 藍原寛子さん

◆加工の知恵であり技術を、避難先でそれを生かすという取り組みはできないか、ということをおもいつきました。

塩谷 この「かーちゃんの力・プロジェクト」というのは、震災のあった年、2011年の10月にスタートしています。地元の大学として、何とか復興支援に役立ちたいということで、私自身は小規模自治体研究所であるとか、あるいは福島大学、うつくしま福島未来支援センターというところで、いろんな活動をしています。でも当初はどんなことができるのか見当がつかせませんでした。あまりにも被災というか、被害の状況が大き過ぎましたし、たとえば飯館村を例にあげれば、2011年の4月22日に全村避難ということが決まると、他の地域に比べて避難の時期が遅かったということもあって、村民の中でもいろんな考え方、意見の対立もありました。

どういう形で大学として関わるのかということが、なかなか見えてこない状況が数カ月続きましたが、福島大学の近くの工業団地にも仮設住宅が建設されて、そこに飯館村の方が避難してくる。そうした方とお話をする中で、一体何が必要とされているのかということをお聞きすることができてきました。たとえば、飯館村の方であれば、もともと農業あるいはその土地に関わっていた方というのがほとんどなんです。別にそれは専業農家でなくても、自分が食べるものぐらいいは自分で作るという方がほとんどだったわけです。ところが、それが仮設住宅になると、全く土から切り離されてしまう。だからといって、近くに農地を借りて耕すかということ、なかなかそこまではできないという方も多かったんです。最初は仮設住宅に農地を作るということも考えたんですが、やはり工業団地に農地は作れないとか、非常に難しい問題があって、それも頓挫してしまいました。

きっかけになったのが、実はこれは川内村というところなんです。そこから避難されてきたかーちゃんが作った凍大根の煮物を食べる機会があり、それを食べたときに、ほんとに懐かしい味がした。ほっとすると共に、「かーちゃん今どこで何をやっているんだろう」と思いました。避難地域のかーちゃんが、今でもこういったものを作れるんだろうかということをお話を伺いに行きました。そうしましたら、新妻さんという川内村のかーちゃんは、戻れないかもしれないという状況の中でも他のところに土地を借りたり、加工を始めたりしていたんです。今までのように自分の育った故郷で畑を作



かーちゃんの力・プロジェクト協議会
代表 渡邊とみ子さん

り、それを加工し販売するというはできないかもしれない、しかし唯一持っているものはあるわけですね。それは加工の知恵であり技術であると。であれば、避難先でそれを生かすという取り組みはできないか、ということをおもいつきました。

それまでにも、阿武隈地域とさまざまなつながりがあり、大学としても近くの農家とのつながりもあったということで、渡邊とみ子さんにお声掛けをしてかーちゃんたちを集めて、加工からまず復活できないかということが始まったのが、「かーちゃんの力・プロジェクト」ということになります。

伊藤 ありがとうございます。ここにパンフレットがあります。このかーちゃんの絵のモデルはとみ子さんですか？すごく幸せそうな顔をしていらっしゃるの、もしかしてそうかなと思ったんですが。その笑顔でいっぱいのかーちゃんたちが集まっているプロジェクト、とみ子さん、これはどういった内容なんでしょうか？

◆福島の復興は100年単位で考えなきゃならない、私たちが原発を許してきた責任だということで、福島が幸せになるためにずっとずっと忘れちゃいけない、そのための復興だということで「福幸」。

渡邊 塩谷先生からお声掛けをしていただいて、まず私がやったのがリストアップです。飯館村で活動していて知り合った阿武隈地域のかーちゃんたち、加工団体の方たちをリストアップして、一人一人訪ね歩くところから始まりました。そして、約30人、団体も含めて聞いた中で、何にもやる気がないとか、畑もないし里山の山菜も採れないということでもうお先真っ暗だというマイナスの言葉しか出なかったんです。自分たちの地域で作ったものを自分たちで加工するというのに、誇りを持って暮らしてきました。それが一瞬のうちになくなってしまったことで、生きがいをなくして、私も同じ気持ちなので、よく分かりました。

仮設で暮らす方たちと借り上げ住宅の方たちでは格差があります。物資の支援も仮設にはあるけども借り上げ住宅にはないとか、情報も借り上げには入ってこないとか。仮設で支援を受けるだけではなく、自分たちでもう一歩踏み出したいという声も聞こえました。集まっているいろいろお話を聞いた中で、「今できることから始めよう」ということで、「結もち（切り餅）プロジェクト」というのをやることになり、私が飯館村の自分の加工施設から調理器具とか大きな設備、小さいものではまな板、包丁、ざるなどを持ってきて餅つきが始まりました。そして、それを聞いた近所の地域の避難先の方たちが、餅つき機械を貸してくれました。ブルーシートを敷いて、餅つき機械を4台並べて、何十回と餅をついて結もちを作りました。けれども当時福島は国の基準の500ベクレル以上のセシウムが出たということで、出荷制限がかかってしまい、さあどうしようといったときに、福島大学の先生から新潟県南魚沼市石打地区にお話をさせていただいて、もち米を5俵いただきました。中越地震でお世話になったから今度はお返しだ。それで何とか餅をつくことができ、塩谷先生にも徹夜で餅つきを手伝ってもらい、袋詰めしてもらってやった第1回の「結もちプロジェクト」が大成功だったんです。ほんとに何もなくて葛尾のかーちゃんたちがあぶくま茶屋で何十回と餅をついて、楽しかったって言って、仮設からふるまい餅を食べに来てくれたお客さん、近所の方たちからまたやってほしいという声が聞こえたんです。まさしく人と人、

地域と地域を結ぶということで「結」という。もちろん飯館村にも「結」の文化がありました。お互いさまということでやってきたんです。かーちゃんの力は、「結もちプロジェクト」をきっかけに、今につながったんです。

それから、故郷を無くして借り上げ住宅にいる私の友達がご主人も亡くし、自分の家でお葬式しなさいと言われてたそうです。飯館村に住んでいたときは、不祝儀があったときは3日間ほど近所の方たちにお世話になって葬式をやりませう。旦那さんを亡くして悲しんでいるのに葬儀場に行って自分でお金を出してやるということはそれまで全く考えもつかなかったことです。「何かできることない」って、かあちゃんたちにおにぎりを作ってもらって届けました。離れ離れになっても、そういうつながりができて、新しい「結」の形ができています。あぶくま茶屋を拠点として活動している中で祭りや盆踊りとかイベント、いろんなところに声を掛けていただけようになって、私たちも地域の方たちと新しい関係ができて今現在です。

伊藤 「福幸」って、この字ですよ。この字を使っての復興を呼び掛けていらっしゃるんですよ。

渡邊 福島は復興は100年単位で考えなきゃならない、私たちが原発を許してきた責任だということで、福島が幸せになるためにずっとずっと忘れちゃいけない、そのための復興だということで「福幸」。

伊藤 立ち上げた塩谷先生、「かーちゃんの力・プロジェクト」の魅力というのはどんなところでしょうか？そして必要性ですね。これからの日本にとっての。

◆新しいつながりというものが出てきていると思います。それは、地縁であるとか血縁であるとかとはちょっと違う、広い意味でのコミュニティあるいはネットワーク的なものじゃないかと思うんです。

塩谷 先ほどコミュニティというお話がありました。それで、考えてみますと阪神淡路大震災も非常に大きな震災だったわけですが、今回の東日本大震災とはだいぶ違うのかなという感じがします。というのは、阪神淡路大震災はどちらかというと局所的でしたし都市部での地震だったわけですね。ところが今回の東日本大震災は東北一円、それから関東も含んでいますし、先ほどの複合災害であるとかさらには都市よりも農村とか漁村の被害が非常に大きかったと思っています。

今ここにいらっしゃる方、東京住まいかもしれませんが、もともとは地方の出身者の方も多いたろうと思います。漁村や



東京都行政書士会広報部長 森山 潤

農村というのが、家族であるとかその地域コミュニティというのが都市部よりもより強固なんだろうと思います。たとえば、先ほど「結」というお話がありました。昔であれば農作業も「結」であるとか、「手間替え」ということで共同で行

われました。今はそういうものは少なくなっているかもしれませんが、それでも例えば、道普請を一緒にやったり、地域づくりを集落の単位でやるということが盛んに行われています。

飯館村もそうだと思いますが、3世代で同居すると1軒の大きな家に7人から10人が一緒に住むというのが普通の形なわけです。ところが、そういう地域や家族が今回の震災で崩れてしまっている。家族について言えば、ばらばらに避難をしているわけですね。仮設住宅は狭いので、たとえば同じ福島市内でも若い夫婦は借り上げ住宅、学校に近いところに住み、そして高齢者のお一人お二人が仮設住宅に住む。あるいは、若い方は県外に出てしまうというようなこともあるわけです。ですから仮設住宅によっては複数の町だとか村から入りますから、お互い全然顔見知りではないので、先ほど藍原さんから避難の危機あるいは、避難所の危機というお話がありましたが、避難先でのコミュニティーをどういうふうに築いていくのか。あるいは借り上げ住宅というのは、要するに普通のアパートを借りて住んでいるわけで、地域の中に埋没してしまうわけです。そういった方々とのつながりをどうするのか。さらには、避難先にも地域社会というものがあるわけで、そこにいかに馴染むかといったさまざまな問題が出てきます。この問題は、これからはずっと続くんだらうと思います。今、福島県では災害復興の公営住宅というものを建設し始めましたが、仮設住宅や借り上げ住宅から公営住宅に移るということになると、今度は一旦で始めたコミュニティーを、もう一度また作り直さなければいけない。それから、長期にわたって帰還するといっても全員が戻れるわけでも戻らないわけでもない。よく仮の町とか町外コミュニティーというようなことも言われますが、従来と同じような家族であるとか、その地域のまとまった生活を取り戻すのは非常に難しい状況にあると思います。

しかし一方で、新しいつながりというものが出てきます。それは、地縁であるとか血縁であるとかとはちょっと違う、広い意味でのコミュニティ、あるいはネットワーク的なものじゃないかと思うんです。たとえば志であるとか目的というものを同じくするある意味で開かれたコミュニティ。どういうことかという、例えば地域づくりにおいても、過疎高齢化に悩む地域というのは地域の中で閉じられた形でやっているわけではないんです。都市の方と交流をしながら、新しい力であるとか血を入れながら、そのつながりの中で地域づくりというのをしています。

これは多分復興についても同じことが言えると思います。先ほど、とみ子さんのお話にもありましたけれども、避難したかーちゃんたちも集まってやっている。「かーちゃんの力・プロジェクト」の中には、避難先である福島市のかーちゃんたちも加わっている。そして、その地域の大学も含めてさまざまな団体や、あるいは県だけではなく、全国のサポーターからも支えていただいていますし、県内外の全国の団体からも支援をいただいている。いろんなつながりを作る中で復興に向けて徐々に歩みつつあるというのが、「かーちゃんの力・プ

プロジェクト」の、ある意味非常に大きな特色ではないかと思っています。

伊藤 そういう生き方というのは、福島の復興に限らず、私たちが東京で生きていても沖縄でもどこでも、とても大事なことだと思います。残念ながら時間が大分少なくなってきてしまったのですが、人と人とのつながり、そして地域のコミュニティーの再生について大事なと思うこと、必要なと思うことなどを含めて最後に皆さまからひと言ずつお話を伺います。神田さん伺えますでしょうか。

◆よそから来た人もちゃんと受け入れる、若い人も年寄りも、同じ目的、同じ志を持っている人がちゃんと同じ土俵で話し合いをして作り上げるというのが、とっても大切なんじゃないかと思っています。

神田 湯川村と坂下町では「道の駅」を作ろうとしています。人と人との共感とかコミュニティーということ言えば、道の駅は行政とすごく近いところで作るものです。コミュニティーというのは行政だけで作るものでもないし、地域住民だけで作るものでもないし、年寄りや若い人たちだけで作るものでもないと思います。先ほど塩谷先生がおっしゃいましたが、よそから来た人もちゃんと受け入れる、若い人も年寄りも、同じ目的、同じ志を持っている人がちゃんと同じ土俵で話し合いをして作り上げるというのが、とっても大切なんじゃないかと思っています。

私たち福島県人としては、皆さん福島に学んでいただきたいと思っています。訪れていただいて、見ていただいて、実際に県民に生の声を訊いていただきたい。そこで、皆さんいろいろ考えていただくのが一番いいんじゃないかと思っています。私はこれから復興大使として、そういう活動に取り組んでいきたいと思っています。

伊藤 ありがとうございます。やはり、行かないと全然分からないことがいっぱいあるので、皆さんぜひ福島を訪れていただきたいと思います。そこで、どっぴりと取材をしていらっしゃる藍原さん、よろしくお願い致します。ひと言伺えますか？

◆今、福島の人言葉が、声が変わってきているんです。哲学的でもあり、何かこう教訓的でもあり。そういう福島の人の声には是非触れていただいて、大事なものとして共に培っていきたいと思います。

藍原 原発の事故でこれほどの出来事が起きて現在進行形ということは、これまでの日本の歴史の中でなかったことです。ニューヨークでテロがありました。多分福島は日本の歴史の中で「グラウンド・ゼロ」のような位置付けになっていて、そこから私たちが何を始めるのか？学び始めた大人たち、そしてぐっと大人に成長した子どもたち、未来をどういうふうに作っていくかということを真剣に考え始めていると思います。

私、先月から今月初めにかけて、「かーちゃん力・プロジェクト」を集中的に取材させていただきました。月刊誌『婦人の友』の特集として12月10日（2013年）に掲載されるんですが、渡邊とみ子さんや塩谷先生に取材させていただいて、福島の人しぶとさとか、頑張りを感じました。福島県民の方取材するとつくづく



会津の郷土料理「こづゆ」をめしあがる
福島県郡山市出身の根本匠復興大臣

思うのですが、何もかも奪われて無くした後だからこそ、誰によっても奪われないものが私たちの中にはあったんだということをみんなが確信したんです。それは何かというと、自信、今生きているという自信、息をしてこの同じ空気を吸っているという同時代感、この大変な時期にみんな一緒なんだということ。それと人間の尊厳です、プライド。物が、家が、土地がなくなっても、何のものにも私たちの生きている自信や尊厳は奪われないんだということから、飯館村のかーちゃんたちは立ち上がるわけです。

どんなに大変なことがあっても、この自信とかプライドとか尊厳を何者にも手渡さなければ、必ずや私たちは本当に真の底から復活できる。それを今、私たちは福島でまさに実験して、体感して、皆さんとお話し合いをしてつながっていきたくて思っているんです。生きる知恵、生き延びる知恵、これを次の世代に伝えていくこと。今、福島の人の声が、言葉が変わってきているんです。哲学的でもあり何かこう教訓的でもあり。そういう福島の人の声には是非触れていただいて、大事なものとして共に培っていきたくて思っています。

伊藤 大変力強い言葉ですね。困難をも糧として力強く立ち上がる、そんな現場で、いつもかーちゃんたちに、それこそどっぴりつかっていらしゃった塩谷先生、最後にひと言伺えますか？

◆「人の復興」というのは、その人の生きがい、あるいはやりがいというものが取り戻せて、その人の選択、生き方が尊重される、そういう社会になっていくということなんだと思います。

塩谷 よく復興であるとか、再生という言葉が使われますが、一体何が復興で何が再生なのかということをよく考えます。いろんな局面があると思います。でも最終的には、私自身はそれは「人の復興」なんだろうと思います。「人の復興」というのは、その人の生きがい、あるいはやりがいというものが取り戻せて、その人の選択、生き方が尊重される、そういう社会になっていくということなんだと思います。福島にはこの原発災害によって、さまざまな選択をした方々がいます。福島に留まった方、あるいは避難された方、避難先から戻った



今年も福島県の有機野菜が完売となった

方、おそらくこの東京にも多くの方が避難をしていますし、そして人によっては東京での暮らしを選択した方もいると思うんです。そのどれにも正解というものがあるわけではないと思います。

それは、本当に一人一人が悩んで、家族のこと、仕事のこと、健康のこと、いろんなことを懸命に考え抜いた中での選択だったと思うんです。「原発子ども被災者支援法」という法律がありますがその法律の中でもそうした多様な選択というものを尊重すべきだということを謳っています。ですから、僕自身は今福島で生きていますが、ある意味で福島を離れても、福島を生きる、故郷を生きるというそういう生き方があるのではないかと、それができそうな社会にしていきたいと思います。

それから、今藍原さんのお話にもありましたが、こういう形で未来につないでいくのかということがこれからの課題ではないかと思っています。子どももそうですけども、特に農業であるとか生命という観点から考えると、これも一つ「かーちゃんの力・プロジェクト」の目標でもあります。食の文化をつないでいきたいということを、今目標に掲げています。阿武隈地域には「凍み文化」という伝統的な郷土の食文化があったわけですが、原発災害によってそれが危機的状況になっている。家族の中で伝えることもできなくなっていますし、今までのような形の生産ができない、あるいはその地域の行事自体が行われなくなる。ですから震災の影響というのは、単に住めなくなるとか物が失われるということだけではなくて、今日のお話に出たコミュニティーであるとか文化であるとか、いろんなものが失われているわけですよ。それを一つずつでも取り戻していくのが、まさに故郷を取り戻すことであり、そして故郷を取り戻すことがその人自身の復興につながっていくのではないかと考えます。ですから究極的にはいつ帰れるか分からないけれど、今ある中でその試みをしていくということが必要であると思います。

伊藤 ちょうど昨日、ユネスコの無形文化遺産に和食が登録されたばかりなんですけど、食文化という観点でいえば、日本の大地、自然に感謝しながら、私たちが自然と一体となって生きてきたこと、そして家族の絆とか行事色とか全て含めてのユネスコの登録といえるのではないかと思います。「かーちゃんの力・プロジェクト」の活動も、そういったものを継承していくことも目的の一つとなっています。では本当に最後になりましたが、とみ子さん、ひと言伺えますか？

渡邊 笑顔って言われますが、本当に笑顔の陰にはたくさん悔しさ、涙、苦悩があります。震災で今までの暮らし方、生き方、人間性がすごく問われたような気がします。そして、故郷を自分の孫とか子どもにも自信を持って伝えられるような、そういうかーちゃんになりたいなと思います。

伊藤 そしてコミュニティーの再生ということで伺ってきました。森山部長、まとめとしてひと言お願いいたします。

◆新しいコミュニティーが生まれるきっかけ、気づきになっているんじゃないか、そして今がそのチャンスなんじゃないかと思いました。

森山 今日、皆さんのお話を聞きしていて、いろんなことを考えさせられました。まず、人の復興。自然の復興は、大変な時間がかかると思います。人が復興するということは、自分の存在意義とかアイデンティティー、尊厳というものをしっかりと取り戻すということです。かーちゃんの食で、元気を出す。

私がこのイベントのために郡山で藍原さんにお会いしたときに、印象に残った話があります。それは、震災後、命や人生について考える人が増えてきているという話でした。地域のコミュニティーが崩れて拠り所を無くし、アイデンティティーが失われたことで、日々の生活に追われ、日常に埋もれて暮らしてきた人が、自分の存在について深く考えるきっかけを得たのだと思います。生活者が哲学者になったということでしょうか。このことは、さっき塩谷先生がおっしゃった、志とか目的を同じくする、開かれた形でのコミュニティー、これまでの共存的なコミュニティーとは違う、新しいコミュニティーが生まれるきっかけ、気づきになっているんじゃないか、そして今がそのチャンスなんじゃないかと思いました。この災害から考えなければならぬことは、たくさんあると思います。今考えなければ何も始まらない。東京に住むわれわれも、もう一度しっかりと人の作るコミュニティー、人とのつながりというものを、本質に立ち戻って考えてみたいと思います。

伊藤 本日お越しくくださった皆さまも、普通に生きていても何か困難はあると思うのですが、そんなときに今日のゲストの皆さまのお話を思い出していただいて、乗り越えて頑張っていっていただきたいなと思います。皆さまどうもありがとうございました。



スタッフ全員で福島県のキャラクター「キビタン」と記念撮影

Column

野菜のチカラ

伊藤 友子

国は、健康の為に野菜を1日350g食べましょうという目標を掲げています。野菜・果物には、ビタミン・ミネラルが多いのはもちろん、今日は、それ以外の注目の成分についてお伝えします。

それは、フィトケミカルです。

老化や病気の原因の一つに、体が酸化するというのがあります。鉄が錆びて茶色になった状態が体の中でも起こるのです。そこで抗酸化物質として注目されているのがフィトケミカル（植物性機能性成分）です。さて皆さん！想像してみてください！もしあなたの体が植物で、足の代わりに根っこが生えて身動きできず、一生その場で生き続けるとします。毎日太陽の紫外線を浴び、雨が降っても傘はなく、たくさんの虫が体の上を歩き回っても払うことはできません。想像すると寒気がします。野菜や果物は、常にそんな過酷な環境で生き続けています。そんな紫外線や害虫等から身を守るために植物自体が持っている成分がフィトケミカルです。それは色や香り、苦みや渋み等の成分で、現在発見されているだけでも1万種類程。有名な物では、トマトの赤→リコピン、ブルーベリーの紫→アントシアニン、緑茶の渋み成分→カテキン等。トマトだけでも100種類以上含まれていると言われています。

フィトケミカルの効果は様々です。

例えば、リコピン。赤の色素のことで、トマト、スイカ、ピンクグレープフルーツ等に含まれています。その抗酸化力は、同じく抗酸化成分として知られるβカロテンの2倍、ビタミンEの100倍とも言われています。ガン、特に前立腺ガンや肺ガンに有効。動脈硬化の予防や、美白効果、ダイエットにも良いとされています。油と一緒に摂ると吸収がアップします。オリーブオイルで炒めたトマトソースはとても良いでしょう。

続いて、アントシアニン。紫色の色素のことで、ナス、ブルーベリー、ブドウ、赤紫蘇、黒豆、さつまいもの皮などに含まれます。目の機能の向上に有効です。目の網膜にあるロドプシンという紫の色素の再合成を助けるためです。食物として摂取して、なんと4時間後に効果が表われ、24時間後には消失する為、継続して摂取しましょう。また、毛細血管の保護、肝機能改善、動脈硬化予防、血圧上昇を抑えるなどの効果が期待できます。

最後に、カテキン。タンニンとも呼ばれる無色の渋み成分で、ご存じのように緑茶に含まれます。ココアやリンゴ、ブドウ、さくらんぼにも含まれます。血中コレステロールや体脂肪、血糖値を低下させると言われ、インスリンのような働きもします。強力な抗菌、殺菌作用があり、インフルエンザ予防、虫歯や口臭の予防、ニキビ改善効果もあります。もちろんガン予防にも有効です。紫外線をカットし、美白効果も期待できます。

このように、野菜・果物には体に良い成分、フィトケミカルがたくさん含まれています。さまざまな種類の野菜をバランス良く食べ、健康維持に役立てていきましょう。



PROFILE

伊藤 友子 (いとう ともこ)

野菜ソムリエ・栄養士・食育マイスター
ベジフルビューティーアドバイザー
ラジオパーソナリティー・TVレポーター・CM出演など多数。



東北復興のあり方を変える民間大型復興関連事業

宮城県名取市「ロクファームアタラタ」

品川支部 新居崎邦明

東日本大震災から3年が経った。しかし、オリンピックの熱狂の外で、東北の復興への道筋はなかなか見えてこない。「よし、お上がやろうとしないなら、自分たちで仲間を募ってやろう！」

そんな意気込みをもって宮城県名取市に昨年9月29日、「ロクファームアタラタ」がオープンした。震災からの復興をめざし、雇用の創出、第一次産業の支援、防災意識の啓発といった3つのコンセプトを掲げる。創業費用は約6億6千万円。行政の補助金を受けない民間の大型復興関連事業である。その「ロクファームアタラタ」に東北復興のひとつの形を見ることができないのではないか。そんな思いから、現地を訪れ、「ロクファームアタラタ」を推進する一般社団法人東北復興プロジェクトの営業本部統括部長近藤義文さんのお話を聞いた。

● 「アタラタ」 = 絆を繋ぐ

宮城県名取市。仙台空港を地域に持ち、仙台広域経済圏の中核ともいえる市であった。しかし、仙台空港の飛行機が津波で流されるシーンをテレビでご覧になった方も多いと思うが、2011年3月11日の東日本大震災と大津波によって、4000人の住民のうちの800人を超える住民が犠牲になった閑上（ゆりあげ）地区を始め、今なお震災の爪痕を留める地域でもある。特に閑上地区では、多くの犠牲者を出す原因が、市の避難誘導のミスにあったのではないかとの真相をめぐって大きな問題を今でも抱えている。

震災をめぐって「絆」というキーワードが煩雑に使われるようになったが、被災地の今日を見る限りどこまで「絆」が被災地復興の、被災者救済の実を伴っているのかに「？」が付く。「アタラタ」はフランス語の「アタッチェラタッチェ」から来た言葉だそうだ。意味は「絆を繋ぐ」。「アタラタ」はそのような「？」の答えを見いだそうとしているように思える。

● 6人のプロが復興の新しい空間を生み出す

「ロクファームアタラタ」は、仙台市内から電車で20



一般社団法人東北復興プロジェクトの営業本部統括部長近藤義文さん

分弱、名取市内の新興住宅地に隣接し、一級河川増田川に面した約4千平方メートルの土地に「レストラン&ブッフェ アタラタ・マルシェ」「蕎麦レストラン 焔蔵」「パン工房 ル・タン・リッシュ」「キッチンスタジオ 6スタジオ」が建つ。訪れると木材をふんだんに使った建物が林立しているのがまず目につく。その他、自社農場「ロク・ファーム」を運営し、また、月に一度中庭で周囲の農家から預かった農産物売る「マルシェ」（朝市）を行っている。

アタラタを担う「東北ロクプロジェクト」は、一般社団法人東北復興プロジェクトと株式会社東北6次産業創

出支援センターのメンバー6名が震災を機に出会って生まれた障害者雇用、6次産業化のコンサルティング、飲食店経営、設計や建築などの分野で専門性と実績をもつプロの集団である。構想から2年3カ月の時を経てオープンにこぎ着けた。

「アタラタ」のパンフレットには「東北ロクプロジェクト」について次のように書かれている。

「東日本大震災は私たちから多くを奪いました。一方で多くのことに気づかせてくれました。

本当の豊かさとは何か 本当の生きる力とは何か この地球に生きていくために 子どもたちに伝えていくべきことは何か

多くの人が自分自身に問いました。強く生きるために、幸せを実感できる場を創り出すために 一步を踏み出そう。

私たち6人が始めたアクション。それが、東北ロクプロジェクトです」

「アタラタ」は「農と食」をテーマとした学びの商業施設として構想されており、収益ベースでは運営されていない。近藤さんはこう言う。

「私たちは震災で被災したすべての人たちを助けることはできません。自分たちのできることをすることで、一部の人たちであっても確実に一緒に生きていくことができます」

だから、そのコンセプトのひとつに雇用の創出、とりわけ社会的に弱者とされる人々に働く場を提供することを置いている。オープン当初のスタッフ約70名のうち40名弱が障害を持っている人たちである。

「ここでは障害があるからといって、特別扱いはしません。定時に出勤する、欠勤も遅刻もしない、しっかりしたものを作る。自分の力で生きていくための知識や技術を身につけるためのカリキュラムを組み、それぞれの希望や能力に応じてパン作りや調理補助、施設の清掃、ガーデンの手入れなどを担当してもらいます。もう一人でパンをこねることができる人もいます。障害を持った人が日々頑張る姿を見ると、被災者の一人ひとりが、できないことではなく、できることを認め合うようになります。そして生き生きと働ける雇用を創り出すことの大切さを知ることになります」



増田川川岸に軒を並べるアタラタの全景

● 6次産業化を進める

2つめのコンセプトである一次産業の支援については、生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）を一体化させ、生産から消費までを一貫した体制で行う6次産業化を進めることが肝心であると近藤さんは言う。

日本全国で農林水産業が衰退の危機にあることは誰もが知っていることであろう。そして、いわゆる6次産業化（6次化）に向けたさまざまな取り組みが進められ、政府も施策を推進している。しかし、6次化の要は売れること、販売先を確保することにある。レストランという確実な出口を持つ「アタラタ」は、継続的な販売力の提供を可能にしている。

入口である農林水産物の確保は、例えばレストランで使われる牡蠣は、石巻市の「宮城県狐崎水産6次化販売」と直取り引きしている。震災で漁具などをすべて失い、あきらめかけていたところに「東北ロクプロジェクト」のメンバーが入り、新たに漁師中心の会社を設立した。その他にも蕎麦の実、有機野菜、鶏卵などもすべて提携農家などから直接仕入れることによって農林水産業の生産を支えることになる。そして、ただの仕入れ先というだけでなく、農林水産業従事者が抱えている様々な問題、収入の向上や後継者問題などにも積極的な提案と協働を進めている。



東北一の大きさを誇る手作り石釜

●防災、そしてコミュニティ拠点として

三つめのコンセプトは防災意識の啓発だという。ライフラインが絶たれるような大きな災害が起こっても、3日間持ちこたえられれば何とかなる。東日本大震災で被災地が学んだことのひとつである。「アタラタ」には小麦やそば粉の備蓄があり、ソーラーパネルにも力を入れている。熱源にはパンを焼く石窯もある。有事の際、「あそこに行けば大丈夫」という一時的な避難場所を具体的な形として地域住民に示すことで、防災への意識を忘れないよう努めているのである。ちなみに、東北最大級と言われる石釜はスタッフの手作り。石釜の前庭は地域の人たちや障害のある人たちとの交流をするバーベキュー広場になっている。また、地域の人々同士、生産者と消費者の交流のために、太陽光エネルギーで使用電力をまかなうキッチンスタジオ「6スタ」をコミュニティスペースとして開放する予定だとのことである。地域の方が企画する料理やヨガ、手芸教室などの会場として貸し出す。また、地域の名産品の販売場所にもして

いくそうである。また、節電の大切さを具体的に見せる場としても様々な設備があり、「アナログな生活」の楽しさを身をもって知ることもできる。

「6スタ」の外の庭には、灯台の形をしたオブジェがある。俳優の伊勢谷友介さんがデザインしたタイムカプセルである。大震災を乗り越えた人たちが、子どもや孫に伝えたい言葉や決意を未来に託すために作られ、地元の親子を招待して、「90年後の君へ」と題した手紙をここに投函してもらった。カプセルは90年後の3月11日に開封する計画である。なぜ100年ではなく、90年なのかという質問に近藤さんは、「90年は3世代を意味します。世代を超えて農と食の大切さを伝えたい。そんな思いが溢れています」と答えた。

「東北をあきらめないこと、農業をあきらめないこと。東北に生き、農業に生きる喜びを分かち合い伝播させるために、多種多様な人たちが交流する」

「アタラタ」のパフレットにある言葉である。

●手間暇かける本物志向で付加価値を付ける

「アタラタ」は、すべてにおいて本物志向にこだわっている。レストランで提供する料理の食材に冷凍品や加



将来世代への思いを託したタイムカプセル

工品は使わず、信頼できる生産者と直接契約し、質の高い新鮮な素材を仕入れている。近隣の自社農場ではスタッフ自ら野菜の栽培も行う。私たちがお昼をいただいた蕎麦レストラン「焔蔵」で使われる蕎麦の実には殻が付いたまま直送され、使う分だけを粉碎し、挽き、その日の天候に合わせて職人が打っているとのことである。そうすることで、風味を損なうことなく最高品質の蕎麦を新鮮なうちに提供できる。ほかにも、ツマやニンジンの千切りも手作業で行う。機械で切ると手切りではツヤがまったく違うという。手切りでは多少不揃いになる。だからこそ手間暇かけていることがお客さんにも伝わる。こうした一手間が付加価値になる。「アタラタ」の目と鼻の先には、2007年8月に開店した東北最大級の大型商業施設「イオンモール名取」があり、モール内にはファストフードをはじめ全国チェーン展開しているような飲食店が40店舗近くも入っている。しかし、近藤さんは言う。

「大型ショッピングモールやチェーン店にはないような手づくりの温かさを求めている人は確実に増えています。そうしたお客さんに来てもらえればなと期待しています」

●売上3億円のビジネスモデルをめざす

「アタラタ」の創業費用6億6千万円のほとんどを仙台銀行の融資で賄った。銀行の融資担当者と共に事業計画を練った。仙台銀行はこの案件で、被災者と障害者の



落ち着いた雰囲気新鮮なおそばを堪能できる蕎麦レストラン「焔蔵」

雇用創出を前提とした農業の6次産業化をめざす事業にコンサルティング機能を発揮して支援に取り組んでいる点が評価されて、東北財務局から顕彰されたという。

被災地の復興事業にありがちなボランティアや行政の第三セクターによる取り組みではなく、自立した民間事業として継続するには、高品質の商品とサービスが求められる。被災地だからと甘えることなく、障害者であろうと被災者であろうと「アタラタ」は自力で「できる」ことを示し続けることで発展していく。近いうちにスタッフを100人まで増やして、年間売上げ目標は3億円、来店者数は年間15万人をめざすという。復興のあり方を変える、被災地復興の新たな実践であろう。



「アタラタ」の目と鼻の先にある東北最大級の大型商業施設「イオンモール名取」

「ロクファームアタラタ」 (ROKU FARM ATALATA)

宮城県名取市杜せきのした5丁目31-1

電話 022-796-4125 (代表)

<http://www.atalata.com/>

JR常磐線 杜せきのした駅から徒歩5分

インタビュー

相馬市の医師に訊く、
復興とコミュニティの再生

取材：森山潤、國井美樹、森紋子、益子光宣、
協力：新居崎邦明（品川支部）

震災から3年、東北では徐々に復興が進み、通常状態に戻りつつある。しかし、その反面、目に見えない部分で自殺率の増加など新たな問題も起きている。

いま多くの被災地が直面している、高齢者の廃用症候群、医師不足、介護不足、教育問題などの多くは、災害がなくても10年後、20年後に日本全体が直面する可能性が高いものばかりだ。またコミュニティの危機は東北だけではなく日本全体の問題でもある。災害という機会に人・モノ・カネが集まり、いわば高齢化社会の最先端となっている相馬市の現状はどのようなものか。ロンドンで公衆衛生学を学び、相馬市に赴任した相馬中央病院内科医・越智小枝先生のお話を聞いた。



JR 常磐線相馬駅より車で5分の場所にある相馬中央病院

●まずは越智先生がロンドンから相馬市に赴任されたときのお話をお聞かせください。

越智 最初に遡ると留学が決まった直後に震災がありました。阪神大震災を経験している友人たちから、とにかく今は救急医療のできる方々が行くべきであり、内科医の出番はもっと後だから、まずは留学をして見聞を広めてきたほうが良いと言われ、留学を決意しました。実際ロンドンに学生として行って、偶然そこで災害公衆衛生学のバージニア教授にお会いしたのですが、「なぜあの震災はあんなに被害者が少なかったのですか」と言われたことに驚きました。例えば陸前高田では住民のほとんどが『てんでんこ』



相馬中央病院内科医越智小枝先生

で高台に逃げようとしたことを話すと「何歳からそのことを知っているのか、そういう教育はどうやって？　そういうノウハウを知りたいのに、日本の資料が全然手に入らない」と。実際日本国内でも資料があるわけではない。改めて我々がすごく普通に暮らしている時に、助け合いとか、小さい子でも防災を知っているとか、そういうことがものすごく大事ということに気が付きました。

●私達が当然と思っていたことが、イギリスの方には不思議だったのですね。

越智 そうですね。「どうやって教育したんだ？」と言われても「なんとなく」としか言いようがない。私は生まれも育ちもずっと東京ですが、そういう視点で相馬に支援に入った時に見てみると確かにこれが東京で起きたらこんなふうではなかっただろうなということにいろいろと気づきました。東京で私がいた墨東病院の近くでは震災の後1か月間トイレトーパーが手に入らなかったし、コンビニもみんながパンを買っていってしまうから独居老人がご飯がなくて困ったということも起きています。逆に相馬市では物資はかなり不足していましたが、当然のように助け合いがあって、独居の老人を助けようということが自然に起きました。そのことひとつ取っても、東京と地域では全然ちがうということがわかると思います。

日本のほとんどの地域は東京や大阪、京都などを除けば昔は農村と呼ばれていた田舎ですから、ということは相馬市の方が逆に日本を代表する地域であるし、「当たり前ではない」という目で見ることによって学ぶことがいっぱいあるのではないかと思います。

●現在、相馬にはヒト・モノ・カネが集まっていて、特にあるゆる分野の一流の方々が集まっているということをお聞きしておりますが。

越智 そうですね。一番恩恵を被っているのはやはり放射線対策だと思います。東京大学医科学研究所の坪倉正治医師が地道にホールボディカウンターという放射線被曝量の計測を市を上げて行うシステムを作ったり、そこで異常値の出た方にも丁寧に説明したり。さらに今は小中学校をまわって放射線について授業をしています。もう一つの利点は、公衆衛生学の教室の人たちが支援に入ってきて、南相馬市の健康診断のデータを使って、震災がどのように健康被害を引き起こしたか、どういう人が一番リスクが高いのか、を調査解析していることです。これも相馬市、南相馬市内の人員だけでは解決しきれなかったらと思うと思います。震災の影響という形で最初は論文などに出されると思いますが、それを続けていくことで震災に関係なく、どういう人が健康被害に遭いやすいかとか、この地域はこういう健康被害が多いから糖尿病に気をつけましょうねとか、ちょっと運動しましょうねとか、骨粗鬆症に気をつけましょうねとか…こうして地域が前よりも健康になるための活動につながると思うのです。

●本来ならば起きてほしくなかったことではありますが、起こってしまったことによって逆に、地域の人々がもともと持っているような強みが改めて発揮されているようにお感じになることはありますか。

越智 地域の方々は自分たちで変わったとは思っていないと思います。もちろん生活がガラッと変わってしまった仮設住宅の方々はいらっしゃるけど、自分たちが戻そうと努力して戻ってきたという意識はそんなにはないと思います。そこがちょっと不思議なところで私も未だ解決しきれていないのですが、それこそ都会のイメージのように「頑張るぞ」とか、「頑張ってもとにもどるぞ」という活動をしている方はやはり少数で、逆に、なんと申しますか、「災害を吸収する力」があるのではという印象を受けます。

●震災から3年経った相馬市の現状と、その「災害を吸収する力」についてもう少しお聞かせください。

越智 まだ現状仮設住宅に暮らしている方もいらっしゃいますし、まだまだ災害の爪痕として残っている部分はあるのですが、ただやはり震災1年後は全員が被災者という顔をしていましたし、必死な雰囲気がありました。今は病院



インタビュー風景（左から森山部長、越智先生、益子部員、國井部員）

に来られている方を見ても、いいことだったとはもちろん言いませんが、過ぎてしまったことはしょうがない、あるいは、少しゆとりを持って震災のことを語れるようになってきている印象です。変わってしまった生活に、特に80歳を超えた高齢者の方は意外に柔軟に適應してきています。全部を見たわけではないので言い切れないですが、例えば先週来院された84歳の患者さんは、津波で自分の廻りの家が流されて、残っている家が両隣の90歳と100歳のご老人の家だけらしいのです。先週大雪が降った時にしょうがないからお隣のお年寄りのために雪かきを全部してさし上げた。このような言葉で片付けるのは語弊があるかもしれませんが、今の生活のやりがいとやるべき仕事を見つけてそこに適應している方が少なからずいらっしゃいます。いい例えかどうかはわかりませんが、その柔軟性はもともとこの地域が持つ、のんびりした雰囲気的ななせる技かもしれません。

特殊だと思うのは最初の震災の時から市役所の記録があるのですが、翌日から南相馬からの原発難民を何百人も受け入れていることです。ここはかろうじて30キロ圏外なので支援に来たチームをお願いして南相馬に行っていただいたりしたことなど、自分たちよりも大変なところがすぐ隣にあって、そっちを支援してあげなければという気持ちが「災害を吸収する力」のきっかけだったのかもしれないなど。

●原発の被災者の方の相談員をしたことがあるのですが、その時感じたのは、私より大変な人がいるからそっちを先に救済してくれと言う方がすごく多かったことです。

越智 そうですね。福島は独特なのか、確かに東京ではあまりないだろうなという印象です。さっきのお年寄りもそうなのですが、自分の役割がある人のほうが立ち直るのが早い。医療従事者というものは一番悲惨なものを見てもPTSDが少ないと言われているのですが、それはや

やはり自分の役割があるからなのだと思います。

●地震関連の自殺の問題については、なかなかマスコミでも表に出てこない部分ですが、ごく普通の生活環境にある方でも、そういう傾向が出ているという話を先生の記事で読ませていただいたのですが、そこについてはいかがでしょう。

越智 ここは実際に自殺が増えています。相馬市の保健センターの方に伺ってもやはり自殺率が今年は1.5倍に増えたと言っていましたね。これは仕事を失ったとか明らかな理由があるわけではないのですが、50代60代の男性がなぜか多い。うつ病も今になって発症してきています。全体の精神状態が下がっていることもあるのかもしれませんが、どこか特定の層に弱い部分があるのではないかと疑っているところ。それは例えば支援の対象から一番外れる人々だったりするかもしれません。仕事を失ったら保証金が入るし、家を失っても保証金が入って家を建てられる。あるいは医療費免除などもあります。その恩恵を何も受けていない方がひょっとしたら、監視している隙間をぬって、災害弱者となっている可能性があると感じています。それは必ずしも今まで災害弱者と言われていた妊婦、子ども、お年寄り、障害者の方々と限りません。

●メンタルな部分では団塊の世代よりも下の50代60代は、今まで自分の人生を積み上げてきたものが崩れて、それをもう一度作りなおそうとするエネルギーが不足している。自分の基盤があってこそまたやり直すことができるのでしょうかけれども、基盤そのものが失われてしまうと、それを立て直していく心の力も失われてしまう。そういった方々に対する心のケアが地域としてはあるのかなと考えますがいかがですか。

越智 心のケアチームに行ったときはPTSDの起こりやすいお子さんの学校に行ったり、仮設住宅とかいちばん被災地の悲惨なところをまわったりすることが多いです。それ以外の心のケアというと診療所とか病院で困っていらっしゃる方を待つという体制になってしまいます。全員に



アクセスできない以上、どこかターゲットを決めて回らなければならないのですが、ターゲットを決めてしまうと必ず漏れるところがある。やはり職も失っていない50代という方が対象から漏れてしまうのではないかなというのが一番、個人的には懸念しているところです。

去年の7月に原発さえなければと書いて自殺された方がいましたが、自殺の前日に、フィリピン出身の奥さんが国に娘を連れて帰ってしまったことや、職を失ってしまったことについての相談ではなく、資産の相談で弁護士さんのところに訪れているのです。その時に弁護士さんが、明らかにこの方がまず行くべきところは、病院だと思っただろう、病院へのお手紙を書いてお渡ししたそうなのですが、その翌日に自殺をされてしまいました。今回はたまたま手遅れになってしまったとはいえ、特に男性は、資産の相談という形が一番相談しやすい方もいらっしゃると思うのです。自分が病院にかかることにすごく抵抗を覚える方もいらっしゃる。心のケアという看板ではない窓口を掘られる可能性があるのではないかとすごく思いました。

●我々行政書士は仕事としては、権利義務に関わる書類や、役所に出す許認可の書類の相談を受けます。実際に無料相談会などで感じる印象なのですが、手続きのやり方をこちらから教えると言うよりは、ひたすらお話を聞く、いわば傾聴ボランティアのような側面が強いと感じています。その男性の方に悩みがあるときに、それをそのまま持ってくるのではなくて、資産をどうしようか、という話に形をかえて持ってくるというところに妙に納得できるものがあります。

越智 行政書士には相談に行けるけれどもカウンセリングというところには行きたくない、抵抗があるという方はいらっしゃると思います。財産のことだったら別に自分が弱いか自分のせいではないけれども、病院にかかるということは自分が弱いということだという思い込みがありますからね。

例えば隣の騒音の苦情相談を聞いていたら実は統合失調症だった…という方もいらっしゃるでしょうし、警察とかいろいろな窓口でそういった健康被害の方を見つけていくのはすごく大事なことだろうと思います。医療というのが病院で待っているしかないのが一番もどかしいところですが、なんとか外を回っていらっしゃる方と連携していくのが今後の目標かと思っています。

●コミュニティの再興という意味でもヒントになりますね。

越智 普通にコミュニティが発達していれば「あの人最近ちょっと変じゃないか」と言って一緒に病院に行こうと声をかけることが、この地域でしたらまだできますが、それができなくなったときに、オフィシャルな窓口がその助

けをしてあげなければならなくなるでしょうね。

●相馬市の現状ということでここまでの話をまとめると、自殺者が1.5倍になっていること、中でも柔軟に震災を吸収している方もいらっしゃることも、相馬の場所に自らも震災の被害者ではあるけれども、さらに被害が大きかったところが近くにあり、外部から来る人の中継地点になっていることがあげられるのではないかと。

越智 本当にいい意味で中継地点と言えるのだと思います。同じように支援するという立場になった都市が全部そうできているわけではありません。陸続きで、よく知っている隣町が困っているのを目の当たりにしている立場はやはり特殊かもしれません。

●先生のお書きになっている記事で相馬市の衣職住育備というのがありますが、この5つの軸の取り組みというのはやはり市長が中心になって進められてきたのですか？

越智 そうですね、基本的には市長が提言して、こうやれこうやれと言ったことなので、確かに市長のリーダーシップと言われますが、市長一人が他の市役所に行って同じことをやっても同じ結果にはならなかっただろうと思います。これは相馬市長の任期6年の間に培ったコミュニケーションが確立していたからできたことなのでしょう。

現在、健康被害の調査をしていますので、そのデータを使っていかに地域の人達を健康にしていくかという取り組みについても相談していますが、そこも結構難しいところで、例えば長期療養病床でも避難をした施設の方が、避難させていない施設よりも死亡率が5倍くらい増えたという例があって、その数字だけで語ると何でもかんでも戻せという話になってしまいます。

●それはストレスからですか？

越智 環境が変わったからとしか言いようがないです。戻ることには賛成ではありますが、その戻し方が問題になってきます。「見捨てられた感」のようなものが残ったまま



東京都行政書士会の新しいパンフレットをお渡しし、行政書士についてもPRしました。

戻るとか、3年も経った家にどうやって戻るのかということもあります。ねずみや野犬も出ているという話ですし、他にも一部の地域で犯罪も増えていることもあります。

●放射線量が低くなったから帰れと言われても、そこに人間関係ができていないわけですから、そこで人間は生きられない。相馬がすごいのはその環境を作りながら復興していることです。

越智 それも市長のアイデアということになっているのですけれども、すごいと思うことは、復興住宅というのが、被災地の中でも一番早く出来たのですが、復興住宅に一時的に住む人と、保証期間を過ぎたら買い上げて永久に住む人の区域をまず分けたことです。ずっと住む人の区域は最初に市が介入して月1回その人達が集まってその地域にどういうルールを作っていくかという会合を開くそうです。それを繰り返すことで知らない人たちが集まっている地域に少しずつコミュニティができる。自然にできるのを待つのでなく、そこに市が介入することがユニークなところです。その気配りは地元出身の方ならではのものだと思います。やはりそういう試みと同じことを帰還される方にもして、そこまで介入してはじめてきちんとした帰還になるのだという気はします。

●市の職員たちの努力はすごいですね。

越智 表に出ない努力がかなりあって、聞いてみて初めてどんな努力が必要だったのかわかることもあります。仮設住宅でも、5軒ごとに組長を作って更に仮設住宅の長を作って、市の臨時職員として給料を出すという試みが行われました。するとお金をもらっているというちょっとしたプライドとか責任も出てきますので、そういう形でコミュニティを作らせたそうです。壊れかけたコミュニティにうまく行政が介入してあげることが大事なのだと思います。

●コミュニティを作っていくのは非常に難しい問題で

男性というのは役割を与えないと働かないんです。(笑)

越智 今は女性主導でコミュニティの復興が行われている印象ですね。男性をコミュニティの復興にどう絡めるかの方が実は難しいかもしれません。

●先生の記事にもありましたが、ニュージーランドのクワンタベリー市ではコミュニティを中心に据え経済・社会・建築・文化・自然を5つの軸に置いた復興計画を立てているということです。相馬市と比較してみても、東洋と西洋のリーダーシップの違いについてどのようにお考えでしょうか。

越智 思考回路の違いなのではと思うのですが、実際相馬市では最初からシステムや決まりを作って始めたわけ



左から益子部員、森山部長、越智先生、國井部員、森部員

ではなく、試行錯誤していくうちに、行政も学んで、住民もそれに合わせてという、柔軟な動き方をしてきました。カンタベリー市の場合はトップダウンでゴール設定がなされ、そのための手段を考えて、計画を立てるという方法が一般的ですが、それは西洋合理主義の考えだと思います。特に災害の時は失敗が許される範囲での試行錯誤するやり方が、一見するとスマートではありませんが、コミュニティー単位で考えたときには日本人には文化的にこちらの方が合っているのかなと思うのです。

●今までお聞きした相馬市の現状というのは震災を抜きにしても実はコミュニティーの問題は日本全国で起きていることでもありますし、相馬の成功事例は意味のあることだと思います。

越智 他の市でも成功事例の声を上げる方々が増えてくるといいなと思っています。成功事例を拾っていくことは大事だと思いますが、型にはめるのではなく、もし自分の地域に起こったらどうなるかというヒントにすることの方が大切なのではないかと思います。

●今回のインタビューは先生がネットで書かれた記事が発端になりましたが、そのような情報発信についてはどのような思いからでしょうか。

越智 昔から作文は得意でしたが、復興という形で型にはめられてしまうのが嫌で、ひとくくりにはできないものではないということを言いたくなかったのがきっかけです。被災地に支援に入るときに「被災者の心に寄り添いなさい」と教えられたのですが、でも「寄り添う」って何だろうと考えた時に同じ気持ちになることは絶対に出来ないわけで

し、逆に私がここに入っている強みというのは地域の人が気づいていないことに気づけることだと思うのです。医療でも患者さんの気持ちがわかりますとは言えないわけで、逆にわからないからこそ客観的に見ることができるのが強みだと思います。亡くなる患者さんに寄り添いすぎてはいけなし、亡くなる方の気持ちなんでもちろんわかりませんから。その距離感というのは相談者の話を「聞かせていただく」立場の皆さんとも共通するところだと思うのですが、新聞などを見ていると妙に寄り添って「その気持ちわかる」というのが嫌だなという思いが正直あります。寄り添いすぎて自分がのめり込んでしまうのも危険ですし、こっちが距離を取ろうと思っているのに患者さんがのめり込んでしまうというのがまた危険でもあります。

●最後に先生の夢をお話いただけますか。

越智 大学病院の出世コースを歩むというキャリアの姿はたぶんこれからはあまり役に立たなくなってくるのではないかと思います。現場に入りながら大学の人とコミュニケーションを取って、研究もやってアカデミックに発信するだけでなく、パブリックにも発信できるような、プラクティカルな臨床医になることが一番大きな目標ですね。

●どうもありがとうございました。

PROFILE

越智 小枝 (Sae Ochi)



相馬中央病院内科医、MD、MPH、PhD

1993年桜蔭高校卒、1999年東京医科歯科大学医学部卒業。国保旭中央病院などの研修を終え東京医科歯科大学膠原病・リウマチ内科に入局。東京下町の都立墨東病院での臨床経験を通じて公衆衛生に興味を持ち、2011年10月よりインペリアルカレッジ・ロンドン公衆衛生大学院に進学。

留学決定直後に東京で東日本大震災を経験したことから災害公衆衛生に興味を持ち、相馬市の仮設健診などの活動を手伝いつつ世界保健機関（WHO）や英国のPublic Health Englandで研修を積んだ後、2013年11月より相馬中央病院勤務。剣道6段

編集を終えて

広報部長 森山 潤

大雪と暴風雪が各地に大きな被害をもたらした冬も終わり、3月30日には東京都心の桜が満開となった。しかし、やってきた春を素直に喜んでばかりはいられない。今月から消費税はもとより電気料金、高齢者の窓口負担、介護保険料率、国民年金保険料等々段階的なものも含めて引き上げのオンパレードである。国民の経済的負担が増す中で、とりわけ低所得層への影響は大きく、益々の格差拡大が懸念される。

大震災とかつて経験したことのない原発事故によって、日本人の価値観は本質的に変わるかと思われたが、大き過ぎる教訓も生かされてはいないようだ。戦後69年、国の在りようがどうなるのか先の見えにくい時代にあっては、社会的な不満がはけ口を求めて噴出することは現代史の示すところだ。昨年はヘイトスピーチが社会問題となった。最近も、コンコース入場ゲートにサポーターが人種差別的横断幕を掲げたとして、サッカー浦和レッズがJリーグから無観客試合の処分を受けた。

在日韓国人・朝鮮人に対する差別にとどまらず、わが国には過去にも、そして現在も数多くの差別が存在する。『PuenteVol.5』では「人権」をテーマに特集を組み、マイノリティ（社会的少数者）について取材した。

それにしても昨今、目に見えない閉塞感が社会全体を覆っているように感じられてならない。東京都知事選挙直前の1月30日、東洋大学の中北徹教授がNHKの朝のラジオ番組「ビジネス展望」で「原発再稼働のコストと自己リスク」をテーマに取り上げようとしたが、選挙に影響を及ぼすとの理由で担当ディレクターから変更を求められた。教授がこれを拒否したところ、ラジオセンター長から放送中止の連絡があり、結果として20年以上出演してきた番組を降板することになった。専務理事である放送総局長や理事である副放送総局長も当然認識していた事案であろう。就任翌日の1月25日、初井会長は理事全員に日付のない辞表を提出させたが、そのことが放送法に触れるとして参議院予算委員会で釈明を求められた。担保に取られた辞表が影響しているとは考えたくないところだ。

唐突にNHKのラジオ番組中止の話を持ち出したのは、昨年の特定制度秘密保護法の拙速な成立や、集団的自衛権の行使容認に向けての議論の進め方などを見るにつけ、自由な言論が見えない力によって抑えられているのではないかとの懸念が拭えないからだ。この機会に、改正論議が高まる現行憲法を繙きながら、人権について、自由について、そして立憲主義とは何かをも含めて考えてみてはどうだろうか。

さて、話を『PuenteVol.5』に戻す。「もう一度考えたい法律と制度シリーズ」では、昨年行われた民法 900 条 4号但書における、嫡出子と被嫡出子の相続分格差規定の改正と、それに続く「性転換した性同一性障害者の夫とその妻の間に生まれた人工授精児の嫡出推定」についての最高裁第3小法廷の決定について、高木由美子弁護士に論じていただいた。加えて、来年1月の答申をめどに審議されている法務省の「相続法制ワーキングチーム」の検討課題に絡めて、相続法制の今後について考えた。「法律実務検証」では、困難事例を通じて見えてくる行政書士のメイン業務である許可・認可申請の実務の現場にスポットを当てた。「オピニオン」ではSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利・活用と、街の法律家として知っておくべきITリテラシーについて、情報セキュリティの専門家である守屋栄一氏に解説していただいた。SNSの普及が社会にもたらす数々の負の側面については、今回は踏み込んでいない。

そして福島シリーズでは、留学先のロンドンから帰国後、オリンピック招致決定に沸く東京を離れて相馬市に移り住み、被災によって却って日本の近未来の超高齢社会を先取りする地域となった同市において、医療の新たな取り組みを始めた越智小枝医師を相馬中央病院に訪ねた。

「春宵一刻值千金」の春ではあるが、ちょっと面倒、と思わず小誌に目を通していただければ幸いである。

行政書士とうきょう増刊号 Puente VOL.05 号 平成 26 年 4 月 15 日発行 定価 200 円（送料別）

購読をご希望の方は、東京都行政書士会事務局までお問い合わせください。

編集 東京都行政書士会広報部
編集委員長 森山 潤
編集委員 大門 則亮 青山 純子
 國井 美樹 小網 淳一
 高橋 敦子 武田 敬子
 梶原 恭子 森 紋子
 勝山 徹 益子 光宣

発行人 東京都行政書士会
会長 中西 豊
〒153-0042 東京都目黒区青葉台 3-1-6
TEL 03-3477-2881 FAX 03-3463-0669
印刷所 小宮山印刷株式会社

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。